

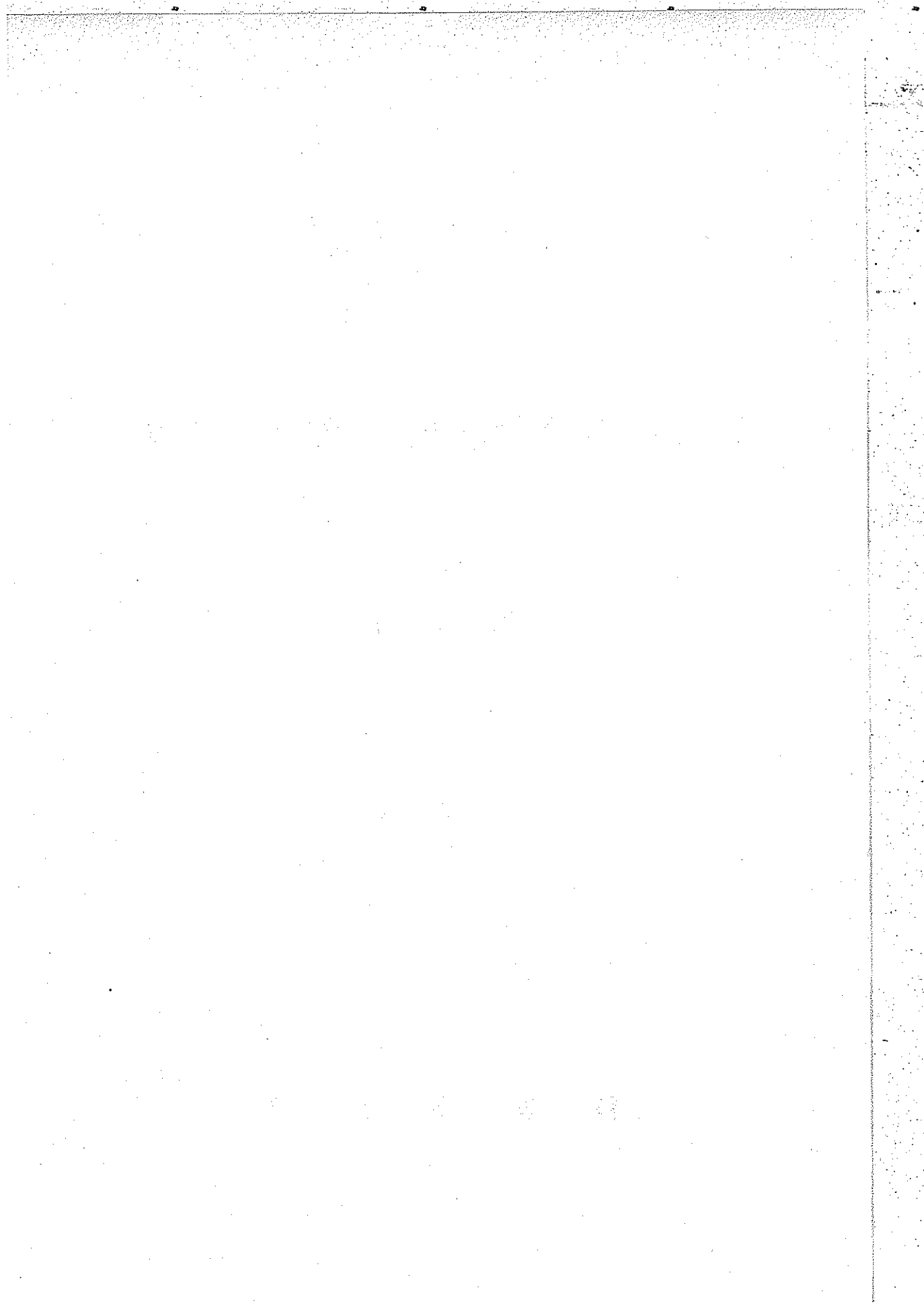
昭和57年6月15日開会

昭和57年6月16日閉会

# 和泉市議会第2回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回定例会会議録目次

### 昭和57年6月15日(火曜日)第1日目

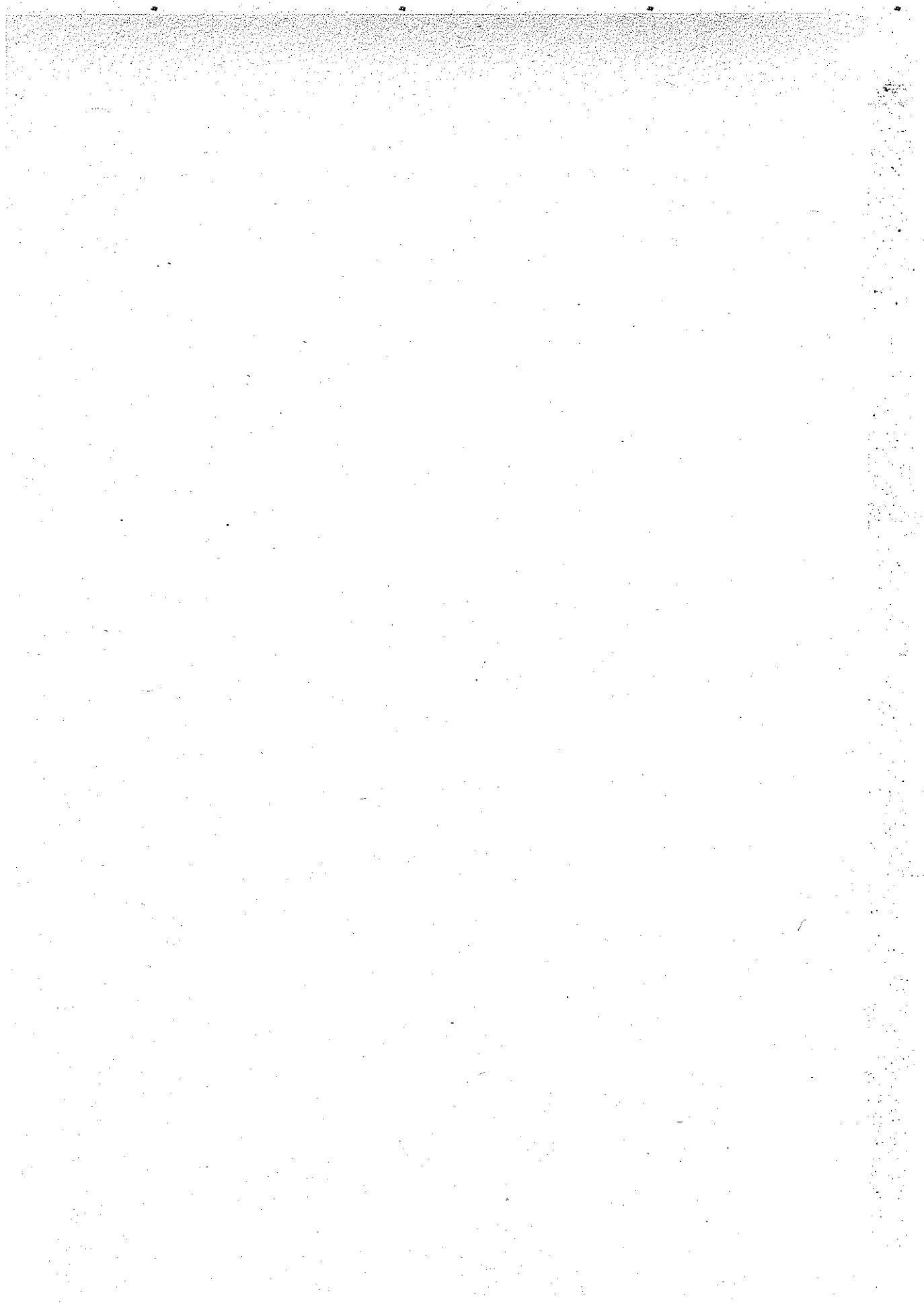
○ 出席議員欠席議員		1頁
○ 議事説明員その他		2頁
○ 議事日程		3頁
○ 開会宣告(午前10時4分)		3頁
○ 全国議長会の会議模様報告		3頁
○ 市長開会あいさつ		5頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(勝部津喜枝、原重樹、直村静二)		5頁
○ 日程第2 会期の決定について(6月15日～6月18日4日間)		6頁
○ 日程第3 一般質問について		7頁
1番に	9番 直村 静二 君	7頁
2番に	10番 天 堀 博 君	18頁
3番に	20番 出 原 平 男 君	31頁
4番に	16番 赤 阪 和 見 君	39頁
5番に	8番 原 重 樹 君	52頁
○ 散会宣告(午後3時25分)		65頁

### 昭和57年6月16日(水曜日)最終日

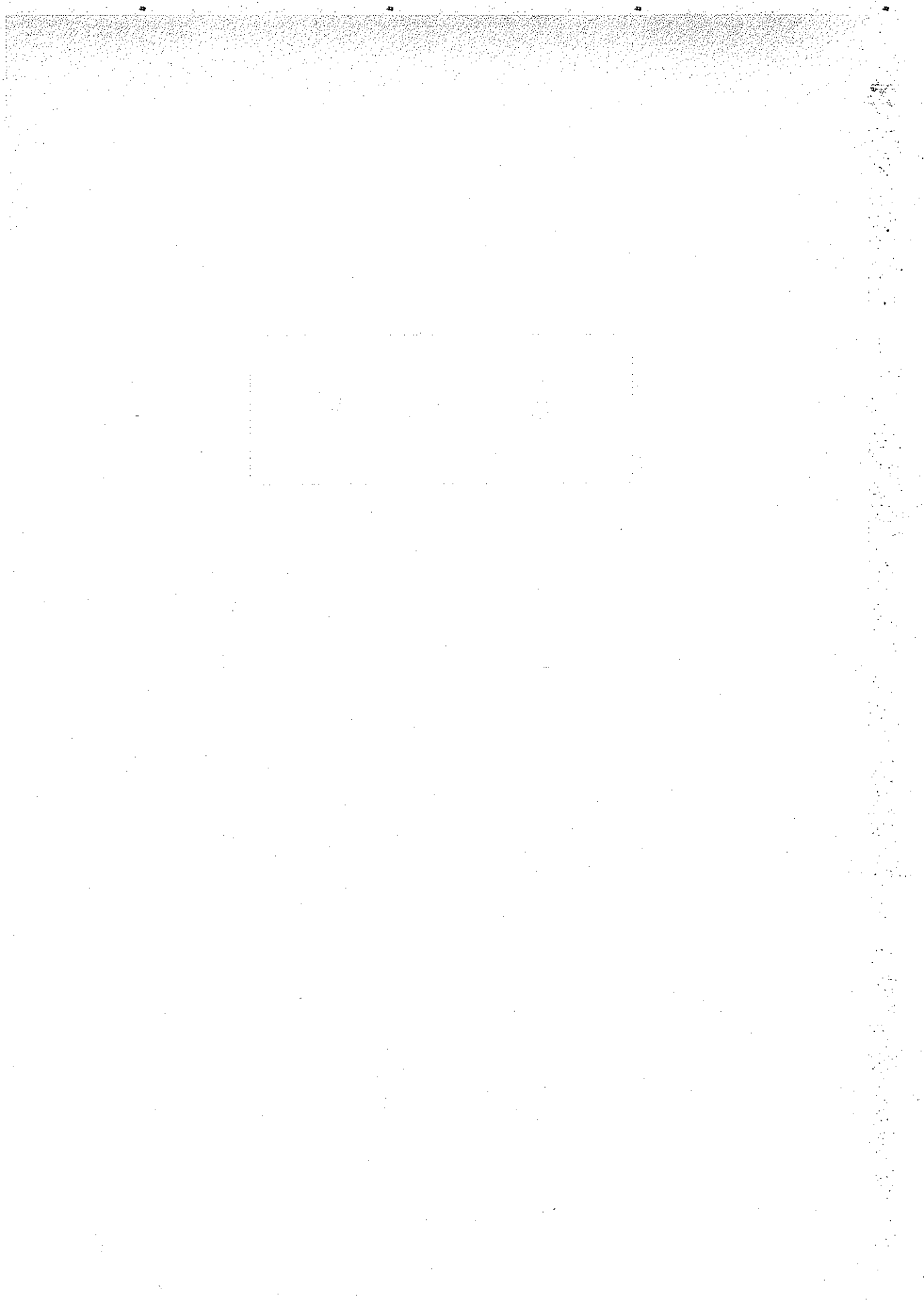
○ 出席議員欠席議員		67頁
○ 議事説明員その他		68頁
○ 議事日程		69頁
○ 開会宣告(午前10時3分)		70頁
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和56年12月分)		一 括 上 程  71頁 / 75頁
○ " 2 " (水道部企業出納員扱 昭和56年12月分)		
○ " 3 " (市立病院企業出納員扱 昭和56年12月分)		
○ " 4 " (収入役扱 昭和57年1月分)		
○ " 5 " (水道部企業出納員扱 昭和57年1月分)		
○ " 6 " (市立病院企業出納員扱 昭和57年1月分)		
○ " 7 " (収入役扱 昭和57年2月分)		

○ 日程第 8 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和 57 年 2 月分）	
○ “ 9 “ “ （市立病院企業出納員扱 昭和 57 年 2 月分）	
○ “ 10 定期監査（昭和 56 年度第 2 次分）結果報告	
○ “ 11 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	75 頁
○ “ 12 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	78 頁
○ “ 13 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	7
○ “ 14 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	92 頁
○ “ 15 昭和 57 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	92 頁
○ “ 16 市道の路線の廃止及び認定について （役場前線並びに役場前 1 号線及び役場前 2 号線）	99 頁
○ “ 17 工事請負契約の締結について（和泉市立信太中学校増築工事）	107 頁
○ “ 18 “ “ （和泉市立光明台中学校増築工事）	117 頁
○ “ 19 専決処分の承認を求めることについて （幼児の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解）	125 頁
○ “ 20 専決処分の報告について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	127 頁
○ “ 21 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部改正）	129 頁
○ “ 22 専決処分の承認を求めることについて（昭和 56 年度和泉市一般会計補正予算（第 6 号））	136 頁
○ “ 23 専決処分の承認を求めることについて（昭和 56 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号））	141 頁
○ “ 24 専決処分の承認を求めることについて（昭和 57 年度和泉市一般会計補正予算（第 1 号））	145 頁
○ “ 25 昭和 56 年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	148 頁
○ “ 26 昭和 56 年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	148 頁
○ “ 27 昭和 56 年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	153 頁
○ “ 28 和泉市土地開発公社昭和 56 事業年度決算書類の提出について	155 頁
○ “ 29 財団法人和泉市商工業振興会昭和 56 事業年度決算書類の提出について	164 頁
○ “ 30 財団法人和泉市商工業振興会昭和 57 事業年度事業計画書類の提出について	164 頁
○ “ 31 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	168 頁

○ 閉会宣告（午後3時10分）	172頁
○ 市長閉会あいさつ	172頁
○ 議長閉会あいさつ	172頁



第 1 日





昭和57年6月15日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番 若 浜 記久男 君  
 2番 竹 内 修 一 君  
 5番 田 中 包 治 君  
 7番 勝 部 津喜枝 君  
 8番 原 重 樹 君  
 9番 直 村 静 二 君  
 10番 天 堀 博 君  
 11番 成 田 秀 益 君  
 12番 横 田 憲治郎 君  
 13番 並 河 道 雄 君  
 15番 穴 瀬 克 己 君  
 16番 赤 阪 和 見 君

17番 橋 本 佳 行 君  
 18番 松 尾 孝 明 君  
 19番 大 谷 昌 幸 君  
 20番 出 原 平 男 君  
 21番 池 辺 秀 夫 君  
 22番 飯 坂 楠 次 君  
 23番 田 中 昭 一 君  
 25番 奥 村 圭一郎 君  
 26番 仁 井 明 君  
 28番 貝 淵 博 治 君  
 29番 藤 原 要 馬 君

欠席議員(2名)

6番 三 井 正 光 君

27番 柳 瀬 美 樹 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 稔
市 助	坂 口 禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向 井 洋
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
参 与 兼 市 長 公 室 取 扱 兼 長 事 務 取 扱 兼 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 長 所 長	中 川 鉄 也
参 長 市 公 室 理 事 取 扱 兼 長 事 務 取 扱	平 野 誠 蔵	福 祉 事 務 部 長	広 岡 史 郎
市 企 市 人 事 課 長 事 務 取 扱	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 長	吉 田 種 義
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 次 長 ( 産 業 衛 生 部 次 長 )	青 木 孝 之
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長 兼 取 扱	大 塚 孝 之	建 設 部 次 長 兼 取 扱	中 上 好 美
財 政 課 長 事 務 取 扱	橋 本 昭 夫	建 築 課 長 事 務 取 扱	浅 井 隆 介
同 和 对 策 部 長		都 市 整 備 部 長	

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部理事	西川 武道	教育委員 長	堀内 由延
都市整備部次長	萩本 啓介	教 育 長	葛城 宗一
改良事業部長	角谷 泰夫	教 育 次 長	杉本 弘文
改良事業部次長	前田 守正	管 理 部 次 長	逢野 博之
改良事業部次長兼 工事課長事務取扱	笠木 恒忠	指 導 部 長	藤原 巳好
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 次 長	竹田 明郎
病院事務局 長	藤原 光夫	指 導 部 次 長	明坂 貞士
病院事務局 次長	吉田 日出男	管 理 部 総 務 課 長	稲田 順三
水 道 部 長	田中 稔	選挙管理委員会委員 長	味谷 日吉
水道部次長兼 総務課長事務取扱	中辻 寿夫	選挙管理委員会事務局 長	農端 小一
会 計 課 長	赤田 備信	監 査 委 員	久光 喜多男
消 防 長	松村 吉堯	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局 長	山本 亮夫
消防本部次長兼 消防担当理事・ 用地開発公社事務局 長・ 用地担当参事・ 用地開発公社事務局次長	湯川 行夫	農 業 委 員 会 会 長	坂上 國治
	内田 繁	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種行
	岩井 益一		

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 吉岡 昭男

次 長 北野 敦雄

主 幹 西井 正

議 事 係 佐土谷 茂一

議 事 係 藤原 寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時4分開会)

○ 議長(藤原要馬君) 皆さん。おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、これより昭和57年第2定例会を開催いたします。

会議に入る前に御報告いたします。去る5月27、28の両日、東京で開催せられました第58回全国議会議長の席上において永年勤続議員として三井正光君並びに事務局職員田中計作君の両名が表彰を受けました。その表彰状、記念品贈呈の伝達は去る8日、私たち正副議長をもって三井議員宅に赴き、受賞のお祝いを申し上げてまいりました。

第58回定期総会議案

(全国市議会議長会)

I 会長提出議案

1. 国・地方を通ずる行政改革の推進に関する決議(案)
2. 経済不況対策に関する決議(案)
3. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正(案)

II 部会提出議案

1. 地方財政の拡充強化について……………九州部会
2. 地方債(一般公共事業債)充当率の現行率据置きについて要望…近畿部会
3. 財源対策債の打切りに伴う財源の特別措置について……………中国部会
4. 退職手当債の許可条件緩和について……………九州部会

5. 国民健康保険高額療養費に対する国庫負担金制度の確立について  
 ……………東 北 部 会
6. 精神薄弱者に対する運賃割引制度の早期実現方について……………中 国 部 会
7. 不燃ごみの最終処分地の確保について……………四 国 部 会
8. 積寒給付金制度の存続等について……………北 海 道 部 会
9. 義務教育施設整備の充実について……………北 信 越 部 会
10. 校舎建設に伴う国庫負担割合の特例制度継続について……………東 海 部 会
11. 文化施設、社会教育施設建設事業費国庫補助金の定率化について  
 ……………東 北 部 会
12. 学校教育及び社会教育における北方領土教育の実施について……北 海 道 部 会
13. 転作目標面積カウント制度の改善について……………中 国 部 会
14. 外国からの害虫侵入の防止対策について……………四 国 部 会
15. 国内産業の育成について……………九 州 部 会
16. 繊維不況に対する国の特別措置について……………北 信 越 部 会
17. 下水道事業の整備促進について……………四 国 部 会
18. 流域下水道事業及び流域関連公共下水道事業の促進について……東 海 部 会
19. 下水道事業における高度処理（三次処理）施設の建設費及び維持  
 管理費の財源措置を確立する要望……………近 畿 部 会
20. 都市河川整備に関する要望について……………関 東 部 会
21. 都市計画街路の整備促進について……………東 北 部 会
22. 積雪寒冷地における舗装道路の維持補修に対する財源措置に  
 ついて……………北 海 道 部 会
23. 積雪地域における道路交通確保のための積寒事業採択基準の改正  
 について……………北 信 越 部 会
24. 空きカン対策について……………東 海 部 会

なお、全国議長会に提案せられました諸議案は、別紙のとおり印刷配付させていただきましたが、全議案は満場一致で可決せられましたので、よろしく御了承を願います。報告を終わります。

○ 議長（藤原要馬君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは19名でございます。欠席届の議員さんは柳瀬議員さん、三井議員さん、遅刻届の議員さんは田中包治さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、19名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまご報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 議長(藤原要馬君) 本日の議会に出席を求めた諸氏の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和57年第2回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案を申し上げます議案は、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について外7件、報告12件、監査報告10件、諮問1件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げます次第でございます。

また、先ほど議長さんから御報告がございましたように、全国議長会より永年勤務議員として表彰を受けられました三井正光議員さんには、長年にわたりまして和泉市政発展のために御尽力いただき深く敬意を表しますとともに受賞を心からお祝い申し上げ、今後ますますの御健康と御多幸をお祈り申し上げます次第でございます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりますのでごあいさつといたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

- 
- 議長(藤原要馬君) 市長のあいさつが終わりました。

これより日程審議を行います。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき7番・勝部津喜枝君、8番・原重樹君、9番・直村静二君、以上3名を指名いたします。

○ 議長（藤原要馬君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より6月18日までの4日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より6月18日までの4日間と決定いたしました。

一般質問発言者及び発言の要旨

昭和57年6月

（第2回定例会）

発言順	議席番号	発言者	発言の要旨
1	9番	直村 静二 議員	1. 同和行政について イ 新法による運営の基本について ① 財政 ② 解放センター運営 ③ 「にんげん」副読本 2. 用地買収について
2	10番	天堀 博 議員	1. 和泉中央丘陵開発について イ 現状と問題点 ○ 買収状況 ○ まちづくり計画 ○ 周辺整備 2. 山間部医療体制の充実と公立病院の果す役割りについて イ 山間部への救急車配備について ロ 農協立横山病院との連携いと要望書について

発言順	議席番号	発言者	発言の要旨
3	20番	出原平男議員	1. 和泉中央丘陵の件
			2. 池上遺跡の件 3. 池上小学校用地の件 4. 都市計画道路（阪和東側線）の件
4	16番	赤阪和見議員	1. 和泉市総合基本構想の見直しと中央丘陵開発計画について
			2. 関西新国際空港計画（案）に対する和泉市の取り組みについて 3. 福祉行政について
5	8番	原重樹議員	1. 関西新空港問題について
			2. 核兵器廃絶と平和の問題について 3. 福祉問題について イ 総合会館等について ロ 母子保健相談の問題について ハ 障害者、児対策問題について

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第3「一般質問」を行います。

9番・直村静二君。

○ 9番（直村静二君） 一般質問を行います。発言の要旨に従って理事者にお尋ねいたします。

同和行政でございますが、本年度から5年間の延長で新法が成立いたしました。わが和泉市も同和問題は市政の中で重要な位置づけがされており、この新法に基づく運営ということが非常に大切だと思います。共産党議員団は常日ごろから、同和行政については、真に公正で民主的な行政という立場から、市長に対して追究をしております。そこで、この新法の運営に基づく基本についてお尋ねいたします。

今回の新法の成立に基づいて、わが和泉市の財政問題として、起債残高の特別な救済策があるのかどうか。2番目に、補助率のアップなどで救済されるというふうになっているのかどうか。さらに、この際、新しく見直しをせないかん課題としてどのように考えているのか。どう

いう科目を手直ししようとしているのか。たとえば改良住宅、さらには今後の建設計画、施設の運営などで、見直しということをどのように考えているのか、お尋ねしたいと思っております。

なお、運営の基本についてのもう一つは、この新法に基づいて、政府から府なり、また各自治体が一定の基準というものが示されております。そういうものがあるのかどうか、それに基づいてどのように運用しようとしているのか。

以上についてお答えを願います。

次に④財政 と書いてありますが、これはいま申し上げました中に具体的に入ってお尋ねしておりますので、次の解放センターの運営ということに入ります。解放センターの運営については、しばしば、特別委員会でも本会議でも追及しておりますが、私どもは、これはすべて広く市民に同和問題について知っていただく、運用していただく。さらには、大変大きな施設ですから、一般市民にも開放してもらいたい、そういうことでやってまいりましたが、同じ部落の住民であっても、同和問題で勉強しようとしても、それを貸さないという実態であります。

そのために、2月18日にたまたま私が特別委員会の長になっておりますので、運営委員として参加いたしました。そして、結論的に言って、使用問題について継続審議となりましたが、去る3月議会で私が追及いたしますと、6月に運営委員会を開いて前向きに検討する、という答弁をもらっておりましたが、いままでに開くということについては、何ら連絡がありません。そして、この6月議会の直前になって、運営委員会は日延べをする、6月中には開けない、そういうことで館長の方から申し入れがありました。私は、それは認めない、という態度をとっておりました。この解放センターの運営については、広く市民に使えるように直ちにこれを改善することを、市長の独自の判断で主体性をもって早急に解決してもらいたい、こういうふうに質問いたしますので、明快なお答えを願います。

3番目に「にんげん」副読本、と書いてますが、実は、この副読本「にんげん」というのは同和問題についての副読本ということで、小学生、中学生に配布しているということでございますが、これは小学生、中学生に何冊配付しているか。そして、その金額は、裏に200円とか300円とか書いてますが、その金額は幾らになるか、小学校、中学校それぞれの合計金額、そして、それをどのように負担しておるのか、していないのか、その点をひとつ数字の面で明快にお答え願います。

さらに、この副読本「にんげん」の運用でございますが、どのように運用しているのか。小学校の1年生にこれを渡して、また、中学生に渡してどのように運用するのか、この運用している実態をひとつ明快にお答え願いたい。



それから、この副読本は出版社がどこで、だれが編集責任者か。私の見たところ、社会党の衆院議員、それから、部落解放同盟の大阪府連の委員長、選挙区は松原の4区、上田卓三という名前が出ております。こういう名前が出て、こういう責任で教育の場に公正な第3機関であるところの副読本であるのか、ないのか。私は厳密に見て、これは困ると感じましたが、これについて、どのようにお考えなのか、明快にお答え願います。

それから、用地買収でございますが、道路をつくるとき、当然、権利者とお話し合いして用地買収をする、そして供用開始する市の責任があります。ここで言う用地買収については、一般論ではなく、昨年の6月定例会で私が指摘した和田光明池線で一部の買収は終わってるが、この築造工事は全然めどが立たない、一体どうするのか。毎年、このときに事故繰越の予算が出てくる。そのときの部長の答弁では、9月4日がタイムリミットだ。名前のある先生方に入ってもらってます。こういう御答弁でした。

現在、もうじきに1年がくるが、未だに買収が終わっていない。用地問題は権利者がございますから、何も市に対して強制買収せよ、などとは言いません。基本的には、住民に納得してもらって、合意して買収する、これが基本であります。しかし、この問題については、本人がすでに買収に応ずるということの中で遅くなって、タイムリミットが9月4日なのに未だに買収が終わっていない。これはその前から他の議員さんも指摘された問題で、伝家の宝刀を抜き、という声も委員会などで強くありましたが、その後どうなってるか。ことしも事故繰越か、昨年度はもう終わってます。

私はなぜやかましく言うか、すでに買収に応じた人が買収問題でいろんな条件を出す。後から買収すれば、地価上昇分はいたし方ない。しかし、何らかの条件がつけば、その条件に合わなかったら買収に応じないと権利者になると、また後へずれるというのが大きな問題であろうかと思えます。たまたま、私が昨年6月議会で質問し、答えをもらっておりますが、その後、一向に進んでいないという点で再度、質問するわけです。明快なお答えを願います。

なお、同和問題、その他でいろいろ詳しく聞きましたので、一般質問の約束の時間の1時間を若干超えてもあらかじめ御了解願いたいということを申し上げて、終わります。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） 第1点の新法に基づく今後の同和行政の基本的な運営と財政運営を中心に御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、本年4月1日から新しい法律が施行され、時限立法として、5年間の期限で施行されたことは御指摘のとおりでございます。今後、私どもといたしましては、基本的には、同和問題の解決は国民的課題でございますし、あるいはまた、国と地方公共団体と相連携

し、責任を分担させながら進めていかなくてはいかんということによって、残ります5カ年間で物的施設はもとより、可能な限り、教育、労働問題も解決してまいるよう努力していく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

御指摘の起債残高の救済措置でございますが、何らかの特別措置があるのか、という御指摘でございます。現在、同和対策事業債として発行いたしております残高は、約145億円でございます。そのうち旧同和対策事業法の10条指定、いわゆる公債費の10分の8交付税算入ということの対象になっているのが約19億5,000万円、率にして13.4%で、まだまだ低い水準でございます。したがって、公債費に占める10条指定債の比率も、56年度の決算見込みでは約10%強ということで、約15億3,000万円、10条指定債として交付税算入が1億4,500万円、約10%弱、したがって、今後とも10条指定債の旧法に基づくものですが、これの拡大を息長く続けてまいらなければいけないと考えております。かねがね、大蔵省、自治省を通じてこの特別措置、特に本市のように大規模対象地区を持ってあります自治体に対しては、ひとつ格段の御配慮をお願いしたいということで、かきねて要求してまいっておりますが、さらに今後強力に進めてまいる所存でございます。

さらに、補助率のアップはどうか、という御指摘でございます。補助率は旧法と全く同様でございます、国庫は3分の2でございます。しかし、3分の2の補助率を大規模対象地区ということで、たとえば5分の4あるいは10分の9と引き上げるものももちろん要求の中の一つでございますが、中身を濃くしていただきたい。したがって現在、補助対象になってる分を補助基本額に算入するというので、実質的に補助金を上積としてまいるよう強く要求しております。若干の成果というか、それぞれ各省庁で実態把握に努められ、年々、内容の改善はなされておりますが、まだまだ不満足でございますので、今後とも補助率のアップ等につきましては両面に対応してまいりたいと考えております。

なお、冒頭申し上げましたように、5カ年間で物的施設については整備を全部終わってまいる覚悟でございます。したがって、改良住宅等の施設整備につきましては、いろいろ地域住宅の御意見もお聞きしながら効果的に進められるよう対応してまいる所存でございます。

以上が、大まかなお答えでございます。

- 9番(直村静二君) 見直しについては。
- 同和対策部長(橋本昭夫君) 再度の御指摘でございますが、住宅等の物的施策の計画につきましては、地域住民の生活実態に対応するよう十分意識調査をさせていただきながら残事業の必要なボリュームを確定し、5カ年間でやっていきたい。現在、作業を開始している実態でございます。

- 9番(直村静二君) 運営についての基本、政府とか国とかの…。
- 同和対策部長(橋本昭夫君) 答弁漏れで申しわけございませんが、運営についての基本等につきましても、それぞれ府の補助要綱に基づいて実施してまいってる所存でございます。
- 9番(直村静二君) 明らかに問題でして、たしか改良住宅は、やめていった西川さんが「3月からやります」と大みえを切った。どうせやめていくのやから、外の人によろしく聞いて、と念を押しした。実際問題、後の戸数、内容の問題については、いまの答弁では、これから生活実態と意識調査と言われておりますが、きちんと早くやってもらわんといかん。

付け加えて、基本というのは、新法の成立で同和対策特別委員会にも新法の原文もみてもらってる中で、私の言いたいのはこの際、新措置法の施行の基本的なものが出てるのに、これが一向に部長の方からもなかったので指摘し、御意見を承りたいと思います。これからの事業に関しては十分に検討を加え、その適正化・効率化を図るとともに、広く住民一般のコンセンサスを積極的に得るように努めること 部長、知っていますね。法務、厚生、農林の次官通達ですが、知っていますな。新法の成立でそれなりに皆何とかしよう、交通網も出てる。それから物的施設については、周辺地域との間に格差のないものを整備し、運営に当たっては、周辺地域の利用にも供するよう配慮すること。個人給付も出てます。

その辺の物指しから見れば、当然、いま行われてる同和行政、物的施設、その他についても見直しをせないかん。基本的な一定の基準ができたということで、ここで行政の主体性を発揮していただきたいということで、きちんとした答弁をいただいて確認しておきたいと思います。再度の質問としては、こういう一つの事項については、同和部長は確認されてますか。

- 同和対策部長(橋本昭夫君) 写しをいただいております。
- 9番(直村静二君) 同和対策特別委員会の方に配っていただいたのはこれ以前の分、これは後から出たので、改めてこの分を議員さんにも配ってほしい。「直村、お前だけ持ってるんか」ということではね。これに照らし合わせて公正な同和行政をやっていただきたいと要望しておきたいわけですが、細かい点については、同和対策特別委員会で十分審議していく気持ちがあるので、これは終わっておきます。

センターの運営についてのお答え。

- 議長(藤原要馬君) 次。
- 同和対策部理事(生田稔君) 解放総合センターの運営についてお答えいたします。  
いま、解放総合センターの運営という形の中で御指摘をいただきました継続審議もしくは前向きな判断で開放せよ、ということでございます。  
まず、6月の下旬に開かせていただきたいということで運営委員長、その他の方も勧案し

ておりましたが、折悪しく諸般の情勢の中、6月上旬には開けなくなったということで、6月1日をもって各委員さんにお話しして御連絡を申し上げたわけでございます。この点につきましては、事務局の配慮もしくは調整の至らなかった問題につきまして深くおわび申し上げるとともに、解放総合センターの使用の問題につきましては、従来から条例の線に沿って、目的外使用も含めて、12万市民の利用に供してまいった次第でございます。

しかしながら、直村議員さんの御指摘のとおり、前回の運営委員会におきまして、るる御論議いただきました中でも、その問題が非常に条例との接点を見出しがたく、また、その問題につきましては、もう少し判断を仰ぐ時間をいただきたいという一つの御意見もございまして、継続審議にさせていただいたわけでございます。これが継続審議ということで前々から重ねてまいったことにつきましては残念に思っている次第でございますが、何分、この問題につきましては、いわゆる12万市民の利用に供してまいりました中で現在、継続審議になってる政党及び政党に関連する利用が、現在に至っても継続審議となっている次第でございます。

なお今回、新法も4月1日から出てまいりました。したがって、その新しい法律とも照らし合わせる中で、当解放総合センター運営委員会におきまして御審議を願ひその結論をもちまして、市としての方向づけを1日も早く出していきたい、かように存ずるところでございます。よろしく願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) よく定例会の一般質問でいやがらせ質問がありますが、いまの答弁は、いやがらせ答弁ですよ。一つは、運営委員会が2月18日に行われましたが、地元の団体から使用反対の声は出なかった。警察から発行する運転免許証の交付を毎週水曜日、解放センターで行うことについては、審議はなかった。解放同盟の役員から発言があって、3月1日から言うてました。同和問題について勉強する、それが反対もないのに、何を継続審議するのか、それが、私が言ったようにいやがらせ答弁と言うんです。

つまり、そのときに私も言ったように、先に貸しなさい、と言うんです。事後承諾でいいじゃないですか、だれも反対してないのやからね。継続審議の中身も別に取り立てないわけでしょう。何を勉強し、何を研究せないかんのか。いま、館長の方から、幸い新法もできたことやし、と言われたが、はっきりしてるんでしょう。物的施設は、周辺の地域住民または広く一般市民にも利用させなあかん、と書いてますな。4月1日から実施されてるんやからね。この通達は、農林、通産、労働、建設、自治を含めて出てます。当然、市としては、事後承諾でええもんや、という態度を持っていかんと、たまたま、私は特別委員長になってますので、運営委員会があったら出て行きますが、いろいろ事情があって聞くことはできんとなると、私は行かれへん。そういういやがらせ答弁をしている。そういうことでは、本当の意味の公正な同和

行政ではないんです。

館長の方から一応の答弁がありました。館長の権限は薄いので、職員としては市長の補助機関の一メンバーとなっているので、改めて市長にお聞きしたい。つまり、新法ができたし、継続審議に反対はなかった。あなたの独自性で広く一般市民に使うてもらう。免許証については毎週になった。この問題については6月という答弁があった。6月に開かない理由はなかなかわからんが、役員の改選とか町会長がどうやこうやとか、私が指摘しておいたのは、解放同盟の執行委員の人数は、だれが代っても変わらない。その数と意見は一緒なのだから、何も役員の改選がどうのこうのということはない。市長、そこを言ってるので、再度、そういう継続審議とか貸さないとかにならないようにしてもらいたい。そのためにいま意見を申し上げたので、お答えを市長からもらいたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 直村議員さんから解放センターの運営について重ねてのお尋ねでございます。ただいまセンターの館長からお答えをしたところでございますが、本市の解放総合センターは、同和対象地区住民のみならず広く一般市民にも使っていただき、いろんなご利用をいただいております。ただ、政党並びにその関連する諸団体の御利用については、いろいろ御論議をいただいております。先般来、センターの運営協議会で御論議をいただき、継続審議に相なっているわけでございます。

直村議員さんもセンターの運営委員の一員となつていろいろ御意見を賜つてるところでございます。本月、いろいろな諸事情で開かれないという報告は、館長から聞いておりました。6月に開けなかったら、何とか7月中には運協を開いて一定の方向づけを出さなければならないという指示をいたしておるわけでございます。開会がおくれている点をおわび申し上げるとともに、7月には何とか開催して、運協の審議の中で直村議員さん、厚生文教委員長の赤坂議員さんも御出席いただき、あといろいろ各種団体の方々も入っていただいておりますが、いろいろ御論議をいただく中、何とか結論を出ささせていただく、そういうことの中で市としての方向づけをしてまいりたい、このように存じておりますので、あとしばらくの御猶予をお願いしたい、このように存じております。

- 9番（直村静二君） はっきりさせておきましょう。いまの市長の答弁の後の方で、もうしばらくということ、これ以上早くせよと言ってもしょうがないからね。前段の政党と関連する団体に関するものですが、ここがひっかかる。なぜか、私は政党に貸せ、というようなことで運営委員会で論議はしていない。いわゆる同和問題の学習に場所を借してくれという団体です。個人も含めてね。その件で運営委員会で論議になったんですが、それであなたのいまの発言では、政党ないしそれに関連する団体と言われている。これはひとつお考え直しをもらい

たい。

部落解放同盟は、選挙運動では日本社会党の支持団体になるわけでしょう。政党ないしその関連の団体となれば、そういうことは、どのように行政として処理をするのか。社会党の一角支持をする部落解放同盟の団体にはしょっちゅう貸してる。ところが、それ以外の関連団体には貸さないとなると、これは間違ってると言うんです。そういう規定づけではなく、同和問題で学習したいから借してくれということとは、地域の人々並びにどの団体であろうとね。

何も和泉市の解放運動は、また行政は、日本社会党と関連する解放同盟に頼んでやってもらってる性質のものではないかと私は見てるんです。和泉市の同和問題は対象地域が広いし、いろんな予算も多く、一般市民の納得も得てもらわんといかん、と常々市長は言ってる。しかし、あなたはいま、政党ないし関連団体ということならば、私が言いたいのは、社会党と部落解放同盟の団体はどういう扱いになるのかと言いたい。そのところをもう一度よく反省してもらいたい。民主的公正と言うんやったら、そこをちゃんとしてもらわんとね。

私が一番いいのは、どの団体も参加した第三者機関の運営委員会を構成するのが一番いい。解放同盟だけ入れてはあかん。結局、解放同盟一辺倒でしょう。社会党と選挙運動してる団体が使ってるんやから公正とは言えない。新法的精神から言っても広く全般に開放せないかん。この際、政党、関連団体ということで色目でもを見ないように、これは私だけの意見がなく、各議員もそういう声があると思います。

いまのあなたの答弁では、しばらくなんて、私はあえて言いたいが、先に貸しなさい、ということ。運営委員会では政党の論議をしたんではない。同和の新法の延長問題で学習勉強したい、だれも反対はないのに継続審議、ずるずると延ばしていくのはいかんと強調しておきたい。6月という本会議で約束したことは飛んでしまったが、7月中には開くというお答え、そして、私の指摘した問題についてはそれなりの配慮をすると思ってもよろしいな。

- 市長（池田忠雄君） 7月開催は命じておりますから、間違いなく開催するように運ばせていただきたい、そういうことでよろしく願います。

いろいろ御指摘をいただいておりますが、胸にいただいております。いろいろと7月開催の中で率直な御論議をいただく中、市としての方向づけも決めさせていただきたいと存じております。その点おくみ取りをいただきたいと思います。

- 9番（直村静二君） 何とか努力しようというお答えですが、あなたの実績を考えると首をひねる中身やから、十分肝に銘じてやってもらわないかん。
- 議長（藤原要馬君） 次。
- 指導部長（藤原巳好君） 第1点目の「にんげん」の配布、助成の問題ですが、これは小学

校の全児童に配布しており、1万4,377冊が出ております。中学校は1冊で3年間使用、1年生を対象に配布しております、約2,279冊となっております。

この財政的な問題でございますが、この「にんげん」は府費負担となっております、大阪府の同和対策予算の中に計上、府議会で承認されて行おうとなっております。したがって、和泉市からの支出はいたしてございません。

なお、3つ目の学校でどのように運用してるか、ということですが、現在の教育課程の中におきましては、一単位時間の位置づけということはありません。同和教育は全教科領域で、となっておりますので、現場教師の創意と工夫により適宜実施しているのが現状でございます。

なお、この「にんげん」の発行所、出版社はどこか、ということですが、これは全国解放教育研究会が発行いたしております。この発行責任者として上田卓三氏という名前が出てくるということですが、この上田卓三氏は、全国解放研究会発足当時から代表者と聞いております。そういうことで、現在も同氏の名前が記載されているところでございます。大阪府教委の見解として、同氏の名前が出てくることについては、法的に問題はないということをお聞いております。

- 9番(直村静二君) こういうもんですわ「代表、上田卓三」と書いてます。松原の越境問題も堂々と論じています。松原は上田卓三の衆院の選挙区、和泉市からも選挙には解放同盟がカンパを集め、松原に行くということをやってる、前からね。法的に問題はないというお答えと府がしている。府やからといって承知しない。府議会ではないが、憲法問題、自衛隊問題それ以外の問題でも、法的に問題はないといっても訴訟が起こって問題になってる。明快に社会党の衆院議員で教育の専門家ではない。和泉市の市会議員の一員に対する答弁としては、府だということ逃げはね。

ただし、申し上げたいのは、府であろうと何であろうと、教育は外部の団体、外部の政治の介入をさせてはいけないという基本方針がある。だから、逃げてしまうのではなく、なるほどこれやったらぐあい悪いと私の指摘によってなるならば、この「にんげん」についてもやはり変えてもらいたいと府に具申するということをしなにかどうか、教育長さんにお答えを願っておきたい。

もう一つ例を挙げると、たしか参院選のときに上田卓三が和泉市へ来たとき、南池田公民館で同和問題の婦人の集まりに顔を出した。追及すると、たまたま通ったので顔を出し、あいさつしたという。こういうものでも、公的な第三機関ではない。事務所も大阪にある。府が法的に問題はないといっても、和泉市がぬけぬけと抵抗なくやっているのはいかんということです。

どの団体でも解放教育、部落解放問題については、一党一派でやらないかんことはない。公的な第三者機関にせないかん。何も衆院議員での解同の委員長やというだけはあきまへんぜ。お金を取ってる。府費であっても府民が払ってるので、ぐあい悪いということです。

その点で教育長にお尋ねしますが、私が指摘した個人の名前、政党に関連する、しかも選挙運動をしやすい。また、選挙区内の問題、松原の問題、関連して和泉市からも応援に行くことを考えたら、こういうものはよくないではないか。同和地区周辺ではよく見ます。こういうものはなくない。私の指摘に対して教育長からひとつお願いしたい。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

お説めのとおり、学校教育で行います同和教育そのものは、社会運動等に流されず、動かされるようなことがあってはならないということは、基本的に自覚いたすところでございます。その中立性の上に立って、教育現場において実践し、いわれのない現在の差別の歴史を正しく学ばせなければならぬ、かよう考えるんでございます。

御指摘のたまたま副読本の編集者に党籍、議席を持ったお方がなっていることに対してこの見解でございますけれども、副読本は、人権尊重の基本とする教育の教材として利用する中で、府の指導理念により援助の中で全児童生徒あるいは中学校の全生徒にも配布しているものでございまして、各教科の補助教材として利用しているものでございます。かつまた、無償という考え方から、保護者の経済的負担の見地からも、「にんげん」等を利用することは決して弊害はない、かよう考えるものでございます。編集に係る代表者名がたまたま党籍、議席を持つからといって、教育現場では、その副読本教材そのものの活用については、何ら動かされるものではございませんので、その点ひとつ御賢察いただきたいかよう考えるものでございます。

○ 9番（直村静二君） 運用の問題で関連するので、上田卓三の名前をはずせ、と言ってる。

80何ページか、朝鮮人労働者強制とか日中戦争とか、いろいろ歴史的な評価が出てる。そういう点では、それなりの見解が違い、学校現場に入っていくとなればぐあい悪いと思う。通常の差別一般ということではなかなかわかりにくいから、こういう日本の現代史の評価にわたって、日中戦争とかいろいろ出てる。これは運用との関係で気になる。

もう一つ、どのように運用してるんか、と聞くと、適宜やってる、適宜とはどういうことかと聞きたいんですが、たまたま歴史評価がのり、片方では社会党となれば、父兄は当然、どこかの出版かわかります。社会党やな、解同の委員長や、ということです。部落で二重の問題が発生してくる。法的に問題はないというのは、訴訟起こして裁判、そんなことじゃない。法のもと、運用の面でぐあいという問題はありますな、正直言うてね。

最近、いろいろ社会的な問題が起こってますね。コンピューターをごまかして何億、百万円



ぐらいやったら罪にはならん、法的にも問題にならんとかね。これははっきり言って癒着やと思う。莫大な金やないですか。府費とはいうものの恐らく上田卓三に金が入っていく。いらん、と言っても当然、お金持ってもかまわん。教育長、そこまで考えたことがありますか。

歴史評価と運用の問題ですね。法的に問題はないと答弁したが、教育現場で自浄作業とやらんとするのが基本ですからね。和泉市会議員の一人が怒ったかて、教育の正常化、自浄作業をやってもらわんとね。再度、教育長にお答えを願っておきましょう。

- 教育長（葛城宗一君） 前段の適宜使っていると申しましたのは、それを同和教育として、週単位の単元時間を取って特別にやっておらんということです。すなわち、この教材を使って、社会教育、道徳教育の中で、教育の基本的な人権尊重の過程で、一つの教材として使っていると申し上げたのでございます。

再度の見解でございますが、当然、その編集者名をもって政治教育ととるかどうかの考え方でございますが、学校現場においては、あくまで教育的に純粋な見地に立って、これを一つの教材として使っているという純粋な気持ちでございますので、その点ひとつ御賢察いただきたい、かよう考えるのでございます。

- 9番（直村静二君） 苦しい答弁やね。純粋にやってたら、やめとけ、という批判はされない。選挙運動に利用するのと違うか、という言われ方しないように、純粋と言っても苦しい答弁やね。府教委別にこういう指摘があって困るということを言うて下さい。私は一度取り上げたら、片づくまでずっと追及しますから、早い目にね。府教委に少なくとも団体の名前、衆院議員の名前をやめてもらわんといかん。言う気があるかないか。

- 教育長（葛城宗一君） 再度、お答え申し上げます。

われわれ、過年において、これらの冊子等に御承知の党籍、議席を持って出られたよ当時、いろいろと膝を突き合わせて政治教育、中立性の確保に抵触しないかについて、府ともいろいろ協議いたしました。意見交換も行いました。

お説のとおり、教育は社会活動家、あるいは運動家の主張に服することのない、直接責任をもって行う義務がわれわれに課せられております。ただその中で、この教基法の第10条の教育行政上の介入になるかならないか、この副読本を使う際、たまたま代表者名とからんで教育行政権への介入になるかどうか、いろいろ論議したんですが、府の指導助言の中では、人権尊重教育を補完する一つの教材にすぎないという中で、不当な事案にならないという見解から、教基法に抵触しないという見解を明らかにしているものでございます。第10条の教育行政の中立性確保の中で、抵触しないことを明らかにされてるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 9番(直村静二君) 平行線になるのでご意見だけ。44ページ、46ページのところで越境反対をずっとやっています。いま、答弁がありました。きちんと教育現場で教育の介入にならんように守ってもらわないかんのは当然ですが、純粋にやっていると。片方は利用して。利用しても学校の中へ入ってこなければ。これは市議員である限り再度言いますが、府の方へもやかましく言ってもらいたい。絶対に間違ったことにならんようにカバーしてもらわないかん。うちの娘がもろうてきてびっくりした、これは速記録から外してもらって結構です。

○ 議長(藤原要馬君) 次。

○ 建設部長(逢野一郎君) 2点目の用地買収についてお答え申し上げます。

光明池線につきましては、非常に長い間、買収等々で工事に手間取っていることについて深くおわび申し上げます。昨年9月、おおむねの内諾を得、その後、明示及び地番の入れかえ等で関係機関と協議を重ね、その協議が整いましたので、過日、各権利者立ち合いのもと、双方の了解を得、契約に署名捺印をいただいたのであります。

なお、今後の工事については、本年度8月末をもって供用できるよう努力していきたい、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 9番(直村静二君) 単純明快に質問し、内容も単純にやってもらって結構ですが、9月4日を基準にして一応承諾を得、過日、契約書に調印ができたということは、金額なども明記したものと解釈していいかどうか。そうしないと契約の中身、金銭が入っていないと条件の契約ということでもたずれる。

もう一つは、権利者はたしか4名ですか。

○ 建設部長(逢野一郎君) はい。契約書には当然、金額も記入はしております。

なお、権利者は4名あったわけですが、52年に1名の契約を終わっております。あとの3名について今回、契約したわけでございます。

○ 9番(直村静二君) 住民要望もあったし、今後もきっちり公正にやっていただきたい。

以上で一般質問を終わります。

---

○ 議長(藤原要馬君) 次に、10番・天堀博君。

○ 10番(天堀博君) 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、中央丘陵の開発問題であります。今回の一般質問者5名と少ない人数ですが、その

うち3名が中央丘陵の開発につきまして質問通告を出しております。しかも、わが党の場合は、それぞれ質問の内容につきましては調整整理しておりますので、言わば、質問者すべてがこの中央丘陵問題について、その内容を理事者にお伺いをするということになってるとみられます。それぐらい現段階での和泉中央丘陵開発問題は、非常に重要な時点にさしかかっていると同時に、その内容がもうひとつはっきりしないところに大きな問題点があると思うわけでございます。

そこで理事者にお伺いをするわけですが、まず、買収状況ということがございますが、先日、6月14日付で都市整備部から買収の状況、それぞれ市内、市外地区の権利者の方々あるいは民間デベロッパーの方からの買収状況等につきまして報告書が参っております。これを見ますと、総合的に平均買収率を見ると、面積あるいは金額的な問題あるいは権利者の件数すべてをひっくるめて約75%程度の買収が現在完了してると見られるわけです。

そこで全体の買収の完了がいつごろになる予定なのか。これはそうは言っても漠然としておりますので、具体的にそれぞれの地域、たとえば民間デベロッパーの場合、覚書締結の部分は別として、万野グループが丸々買収に至っておりませんので、そういうところではどうなのか。それから、市内の権利者の方々の中でそれぞれの校区別にどうということ、どれぐらいか、あるいはいつごろ完了するののかということです。それから、市外の権利者はどうかという点も出していただきたいと思います。

次に、町づくり計画でございますが、いままでも何回か質問をしている中での答弁の一つであります。都市計画審議会の計画決定云々ということが出されております。これは一番重要な一つのポイントだと言われております。それでは、都市計画審議会の計画決定がいつごろ行われるのか。これはいままでからいつだ、いつだと言われながら先に延びてるようにも思われるので、その点をはっきりと聞かせていただきたいと思うわけでございます。

次に、周辺整備であります。いわゆる周辺の在来地域との整合につきましては非常に重要な問題でありますので、開発地域と共同で使える施設とかいろいろ考えられてるようであります。ただ、後でも申し上げますが、考えられてるだけでわれわれは知らされていないので、いままでにも何度か質問しましたので、今回は道路計画等についてのみ質問をしたいと思います。

これも従前、一度聞いたことがあります。もうひとつはっきりしないままでありますし、それから、たとえば周辺の泉大津粉河線あるいは松尾寺側の道路とか父鬼和気線とか、あるいは大阪和泉南線等々とかかわり合いの問題についても、計画が出ていないままであります。そういう点についての周辺の道路整備をどう考えておられるのか。いよいよ計画がかなり具体的な形で組まれていると思いますので、その点の状況をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

ます。

さらに、先ほどの町づくりの問題に戻りますが、こういう周辺整備も含めて町づくり計画の進め方について、どうしてもわれわれは疑問があるわけであります。以前にも指摘したんですが、どうも専門のコンサルタントに任せたり、あるいは庁内での意見だけに頼ると言われますので、その点でもっと全体の市民の意見を聞けるように、あるいは計画の内容が明らかにされてない。大まかに、ただ大きな意味での公園とか中学校を置くというだけのことで、それぞれの地域にどういうものを設置していくのかという問題についてもなかなか出てこないわけですので、こういう計画の内容そのものを、まず、どのような形で明らかにしていくのかということをお聞かせ願いたいと思うわけであります。

次は、山間部の医療対策の充実と公立病院の役割についてであります。④は、その一環としての救急車の配備であります。前の質問あるいは要望と合わせて何度かやっておりますし、今年予算委員会等々においてもやっておりますので、その必要性や意義については触れずにおきます。具体的には、そのときにも御答弁をいただいておりますが、どういうふうに取り組もうとされてるのかの心構え、前向きでどんな形での取り組みをされるのかの点をお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、農協立横山病院への搬送の状況がどの程度になってるのかどうか。さらに、受け入れる場合の実態としてはどうなのか、十分な体制として受け入れられてるのかどうか。

⑤は、1年ほど前に横山農協立病院、横山農協から理事長あるいは専務理事長が総務委員長の名前で和泉市長あてに要望書が出されております。これは横山病院を市へ移管してほしい、こういうことではありますが、基本的になどのように対処しようとされているのか、こういう点についてお聞かせ願いたいと思うわけであります。

以上、中央丘陵問題と山間部の医療体制の問題を質問させていただきました。質問の内容もそれぞれ2・3に分かれていますので、答弁のいかんによりましては再質問させていただきたいと思っております。

(議長退席 副議長着席)

- 副議長(仁井明君) 理事者答弁。
- 都市整備部長(浅井隆介君) お答え申し上げます。

まず初めに、買収の状況の中での予測でございます。現在、総合平均で見ますと、契約完了面積比は50%でございます。そのうちの全体の買収完了はいつごろか。という御指摘でございますが、非常に予測困難な問題でございますが、私どもといたしましては、57年度は用地買収の仕上げの年と考えてございます。したがって、自主交渉でもって買収のでき得るもの

につきましてはすべて買収したい、かような覚悟をもって職員とともに取り組んでおるわけでございます。それでは、3月末にどのぐらいの予想をしておるのかとなるわけでございますが、現時点では、大体85～90に達したい、かように考えております。

それから、民デベ等についてでございますが、5件ございまして、4件は覚書を完了し、契約の完了がうち2件ございます。残されておる積水ハウスについても約10で、藤本産業についても約10%が残ってるのみでございます。新東急、企業局は100%、万野グループは残念ながら、まだ覚書の締結には至っておりません。万野グループがお持ちの中で公図のないところがございまして、公図の修正を現在やられてるので、大体6月から7月早々には完了するのではないかと情報を聞いております。

なお、その上物については、いまは万野植物園の方に貸してございますので、まず、私どもといたしましては、そのほかの物件補償の中から手を付けていきたい、万野農園は現在、協議を行ってるところでございます。したがって、この民デベの万野グループの場合相当の人数はございますが、もともと親戚筋でお持ちのことでございますので、買収についての基本的な了解は得ておりますので、相手方の代替地等の受け入れ、それから手続等の完了が行われれば、契約は早期に締結されるものと考えております。これも年度内には買収を終えたい、かように考えております。そうなれば、いろんな問題点が残ってるものを除き、90数%は民デベで終わるのではないかと考えております。

それから、地域別でございますが、これはそれぞれの校区にいろんな問題がございますけれども、現在、一番進んでおりますのが、大きく分けて南北池田と南北松尾になりますが、北池田、南池田も進んでるわけでございます。一番権利者の多い北松尾が数字的には進んでますが、率で申しますと分母が大きゆうございますので、率では下がってくるというところでございます。完了は、それぞれの地域で大差がない、中間においては多少の変動はございますが、最終的には大差がないであろう、かように予測をいたしております。

なお、市外の権利者については、距離的な問題もあり、進める回数が少ないので残ってますが、これにつきましても同じようなテンポで進むのではないかと予測をしております。

それから、2点目の町づくり計画の問題でございまして、都計審は、町づくりの問題、その他周辺整備との兼ね合いがございます。都計審でございまして、都市計画決定いたしますと、完全に法的な規制がかかってまいりまして、私権をしぼるわけでございますが、このためには、いろんな基本的手続がございます。それらのものを現在、府の総合計画課と市の都市計画課、私どもの市で調整をしておるところでございます。

まず、初めに市の方の都計審を経て府に出すわけでございます。市の都計審につきましては、

できるだけ早期にと考えておりますが、恐らくこれだけ大きな都市計画審議でございますから、やはり部会的なものを設けていただき審議をしなければならぬと考えております。これは私どもの担当ではなく都市計画課の担当でございますが、どうしてもそうなるであろう、そう考えますと、手がけるというか、始めるのは年内からでなければならぬだろう。府の都計審との間には数カ月の開きがございますので、それから数カ月後に府の都計審という形になると思えます。

それから、もう一つの計画の内容がまだ明確にされておらないという御指摘でございます。私ども、鋭意努力をしております。中間集約的なもの、そうした絵については、特別委員会で御披露申し上げました。その段階から、さらにそれぞれの担当課、公団との調整等も行っておりまして、この都市計画審議会にかける骨格と同時進行の形で現在進めるわけでございます。現在、都市計画審議会とは別にやっておりますので、これらの絵が特別委員会なり、さらには地元の方にいつごろか、ということでございますが、前回の定例会でも私が申し上げましたが、この秋ごろというめどをつけて現在進めてるところでございます。

それから、周辺整備の道路計画でございますが、私どもの担当している中央丘陵にかかわる関連につきましては、現在、都市計画決定のための詰めを行っております。和泉中央線、それから泉州山手線、光明池春木線、それから地区内の西部幹線と申しておりますが、これを光明池春木線の一つのものにして考えたらどうかということもございまして、それらの路線につきましては、都市計画決定または変更するための現在、手続中でございます。

これらの街路と関連する府道の取り合いがどのようになってるか、ということでございますが、この泉大津粉河線につきましては、中央線と合流する地点から第二阪和までは、府の方でこれらの拡幅改修の計画工事に着手しており、建設部の方で一部お手伝いしておるところでございます。その他の路線につきましては、これらのものと直接的な改修計画等々はございません。

以上でございます。

○ 10番(天堀博君) 中央丘陵の問題だけ先にやらせていただきます。

一つは、買収の完了時期が、ほぼ自主交渉をもって行うものについては、この年度内に完了したい、とはいっても、すべていけるというわけではなく、80～90%に持っていくと言われておりますが、残った、自主交渉の分は、たとえば強制収容をかけていくのかどうか、するとすれば、いつごろの時期になるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、細かい話ですが、積水とか藤本産業の残ってる分は、いわゆる覚え書きを締結してるから、これは完了したという形でみられるかどうか、ということです。

それから、町づくりの問題でありますけれども、秋ごろということを言われるんですが、これは何か専門的なコンサルタントとか庁内協議とよで要望を聞いた形でどんどん煮詰めていて、そして、しかるべきというか、恐らく議会の中央丘陵等開発特別委員会となると思うんですが、ここに示されると思うんですが、われわれ議員は、こういう問題についての専門家ではないわけです。確かに、市民の代表として現在、一人欠員で25名ですが、12万市民の代表として、26名が議員として出ている。有権者は1人2,000票前後が平均だと思うが、そのぐらいの数で出るので、それが市民の代表者ということで、委員会で提出されたものを見て、これがええとか悪いとかで果たしていけるのかどうかという問題があるのです。

これは市の重要な問題で議会にかかってくる点は、われわれはそれこそ、専門的な立場からいろいろ論議していかなければならないと思います。しかし、事町づくりについては、それぞれの専門的な分野がございますので、業者と庁内の役員、それから議員とか、しかも議員の全部ではなく、委員会に所属する議員、これは毎年、変わる場合もございますが、そういうもので果たしていけるのかという問題があると思うんです。しかも、きちんとした形で議会に報告されてこない。和泉中央丘陵開発事業対策特別委員会という名称に変えたときのことがあるんですが、このときに、重要な時点で、それぞれ議会に報告する、となってると思います。ところが、これはいわゆる改選前議員、全部の議員ではなく、改選前の議員であったと思いますので、今期出てこられた議員さんは、このことは御存知ないわけです。それをええことにしてるのかわかりませんが、理事者がその点についての報告は、何か特別委員会の協議会で報告して意見を聞いたりするだけという形にとどめている。非常に理事者に不誠実さがあると思います。

その点では、やはり委員長さんなどにもきちんと理事者の方からお願いをして報告してもらおうとか、いろんな形でやらなくてはならないと思うんです。それをただ言うてみたら、これはこれでいただいて結構ですが、一片の買収状況の報告書の中でとどめているのは問題がある。市長からその点での見解も承りたい。

それから、周辺道路の整備の問題であります。泉大津粉河線は、いわゆる市立病院のところから第2阪和までの間を言われていると思いますが、いろいろ買収その他を進めていただいていると思いますから、その中身は別として、いま、部長からも答弁がありましたように、その他については、直接的にはやってないということですね。開発地域内の道路については、あるいわそれと直接関連するものについては、いろいろ詰めをやっていくということなんです。

これは市長さん、助役さんもお聞き願いたいですが、縦割り行政の1つの問題点として、そういう道路は建設部やとなってくる。なんやこういういったら、総合計画や企画やという話になってくる。さっぱりどこで、どんな形で進んでいるのか、わけがわからない。この形がいまま

でからも出ている。

たとえば泉大津粉河線にしても、府中の国府小学校の部分は計画があるとしても、山間部の方ではないわけです。さらに、大阪外環状線との問題も、ずうっと山手で、松尾の谷の山手で交差する部分がある。そのことだけしか考えていない。現在もたとえば日曜、祭日などになると、滝畑ダムあるいは天野山にある関西サイクルスポーツセンターにドライブ遊びに行く人たちで、府道の枚方富田林泉佐野線が非常に混雑する。これは泉北ニュータウンが開発されて美木多の別所から横山の北田中に下りる道がありますが、こういと道路を頻繁に使う状態が出てきている。そうすると、ここ右折の問題がありまして、道路幅が狭い。しかも、天野山のサイクルセンターまでは道路が整備されていますが、こちらから行くと右折になって狭く、右折車が指示器を出すと、後が全然通れないという状況が発生している。

こういう開発をめぐって、いろいろな地域住民に迷惑のかかるものが一遍に出てくる。日曜日になると、朝10時ごろは天野山のサイクルスポーツセンターの北田中のところまで車がじゅうずつなぎになる。夕方の帰りほに、北田中を先頭にして南面利あたりまで車が続くという状況が、開発に伴って幾つも出ている。これが和泉中央丘陵が開発された場合どうなるかというところ、大阪外環状線もいま、買収が進みますが、果たしてこれがその時点でうまく同時進行されるかの問題もあり、そうすると、山間部の道路の渋滞は相当深刻な問題ということではね返ってくると思います。

これは山間部だけではなくありません。先ほど第2阪和との接続をいわれたが、スーパーの問題などもからんでくるのですが、泉大津粉河線だけではなく、父鬼和気線の関係では、それぞれ旧の市新の跡地の横を通して忠岡へ抜ける道路あるいは繁和住宅の中の問題が相当出てくるんじゃないかと思います。これはすでにみたち山の部分でわずかの住宅ができただけで、この前も建設委員会等でも問題も出されたと思うのですが、相当狭い道なので大変なことになってくる。

ですから、こういう開発をする場合、器の中だけを考えておったら大変なことになる。ちょっと私の質問が長くなってるが、たびたび言ってるんです。その点をよく考えると、先ほどの細かい問題を答えていただくのとあわせて、これは公室長にお伺いしたいんですが、都市整備部をつくるときに、いわゆる同部の所管する仕事は何か、と質問したら、和泉市の地域全体の開発や町づくりを担当していくんだと、議事録を見るとはっきりわかりだと思ふ。

そういうことでやられているが、都市整備部の方々は全くそんなことに関係なく、器の中だけでものごとを考えておられるので、その点では、公室長なり、市長、助役のご答弁をお願いしたいと思うわけでありませう。



それから、都市計画審議会ですが、これも町づくり問題をあわせて審議するのですが、秋ごろか春ごろか、また、いま聞くと、年内どうにか準備にかかってという話で、だんだん先へ先へといく。片方では買収がどんどん進み、お宅のほうの公表では60%ぐらいとかいうことです。実質上では、先ほどの覚書締結等のものも含めて私の方は75~80%ぐらいまで進んでいると見ているが、都市計画審議会は先の方へ延びていくという状況です。

市長ね、これは大変なことですよ。そんなものが遅れてはいけない。早いこと頭がでてこそ手足がついていくんです。

また、いろんな紛争もできてくる。その辺をどういうふうと考えておられるか、まず、担当の方からお聞かせ願ひ、後重要なところは市長なりからお聞かせ願ひたいと思うわけです。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 再度お答え申し上げます。

自主交渉で残ったものの取り扱いですが、57年度はそういう計画で進めておりますけれども、続いて58年度は、即残ったものを切り捨てるのかとなりますが、そうではございません。やはり用地買収は息の長い、個人の財産をいただくことですから、やはり交渉を続けていかねばなりません。できないから即ということではいけないと思います。58年度はその仕分けをしていかなければならないと思います。ですから、自主交渉でさらに続けていくものか、自主交渉でどうにもならないものかの仕分けをしていかなければならないと思うんです。

私の方でも現在、権利者意識を細かく分析しております。さらに、その詰めに入っておるわけですが、最終的にどうするのか、ということですが、私どもは委託で買収を受けております。最終的な収用手続きなどにつきましては、企業者が行うものでございますので、住宅都市整備公団が決断し、結論を出していく、そして、私どもとの協議の後やっていくこととなります。

それから、積水、藤本産業の残りはもう完了したものと考えていいか、ということですが、覚書でその買収、引き渡しの時期も明示してございますので、そのようにご解釈いただいて結構かと思ひます。

町づくりの問題ですが、専門のコンサルタント等、それから、各現課との協議、それと特別委員会など議会の三者だけでいいのか、ということですが、もちろん、私どももそれぞれの分野を専門的に担当してございますが、行政の専門家でございます。それから、住民の御代表でございませぬ議員先生方、さらには、専門的な知識を補助していただくコンサルタント、その三者が当然、計画の中心にならうかと思ひます。

しかし、私どもは、それだけでいいとは考えてはございません。開発についての協力組織でございませぬ対策委員会は、それぞれの校区につくられております。その中には、町づくりのた

めの町会部会もごさいます。そういうところへも計画をおろしていきたいし、また、でき上がったものについては、広報等を通じて市民に広く公表もしていく、そういう間接的な意見のくみ上げということも大事ではないかと考えております。

次の周辺整備問題でございしますが、私の先ほどの説明は舌足らずでして、その他は別に関係ないということではございません。この計画の中には、当然、開発によって車が集まる、また、出て行くわけでございします。泉州山手線は、堺から岸和田、貝塚の方に抜けて行く道路で、その中には、近畿自動車道の和歌山ルートが通過していますが、そのインターチェンジが岸和田との境界、春木のところに予定されておりますし、その車の乗り入れもございします。

それらにどう対応していくか、現在の府道だけではなく、たとえば上から下りてきたものについては、光明池春木線については、泉大津粉河線までは、公団との間で詰めておるわけですが、それによってバイパスを設けて中央線に乗り入れて下に下りて行く。また、春木内田の道路は非常に狭わいですが、そのようなものをどのようにかはすか、これも光明池春木線、また西武幹線を通じて泉州山手線に下りて、そして、中央線にはかしていくという、周辺道路についての車の混雑等は避けるような方法も考えております。

また、こういう町づくり案ができますと、当然、既成の市街地とこれからの新しい開発との間を結ぶ道路も必要でございします。これらは一方的に私どもが決めるのではなく、地元にとどのルートが一番いいか、また、その道路をつけることによって車が旧市街地に入ってきて環境を阻害すると困りますので、たとえばその車の問題、規制するとか、人の専用道とかについても十分協議をしていかなければならない、かように考えてるわけです。

もちろん、施設利用等々についても、新しい住民のためだけの問題ではございませぬし、レクリエーション、スポーツ公園、緑地、近隣センター等について、周辺整備との有機的な配慮のもとにやっついていかんといけないと考えております。

しかしながら、まだ現在、特別委員会にも御披露申し上げる時点まで至っておりませぬ。計画のまとめがおくれていることについては痛感しておるところでございしますが、鋭意努力してできるだけ早く御審議をお願いしたい、かように考えておるところでございします。

○ 10番(天堀博君) 大体、いままでの答弁とそう変わらないわけですが、要は、いまの答弁でええんやということならば、特に私は町づくり問題では、いまのままではだめだ、なし崩し的に開発が進められていく。和泉の議会で開発をやるんや、と決めたこともない。市長は広報で、バラ色をいろいろ振りまいているが、ただ、住宅都市整備公団がやるんや。ということとで買収を始め、その事務委託が市にきている形でしょう。

その中でいろいろな計画や何かについては、それぞれ市の意見を出していったる。極端に言

ったら、そういうことにすぎない。あくまでも、強制収用するかについても、住宅都市整備公団が決めるということで、すべてのことは決めていく。その段階で和泉市が都市計画決定をしていくだけ。ほかの議員さんもまだわからないままやと思う。聞いてもらったら結構ですが、皆一致してない状態で、町づくりがどないなるかわからんままでどんどん進めていってる状況です。

何や計画ができた段階で広報等にも載せていく、市民にもPRしていくということですが、トリもカラスも飛んでしまってから知らせても、意見を言うてきても、部分的には取り入れられても、骨格の部分はできない状況になってしまっておりますし、それではぐあい悪いということは何回もいままでから口を酸っぱくして言うてきてるわけです。

その点では、市長なり理事者に相当の責任があると思います。その辺がはっきりしないままいままできてるから、いま僕が言うたら、部長は舌足らずで申しわけない、周辺道路とか言ってますが、机の上に積んだらいいが、何もないわけでしょう。全部後回しになってるところに問題がある。せやから、皆が不安なんです。

りっぱな町ができるのかわかりませんが、周囲でえらいことになって後手々々になるから、信号待ちばかりの道路になってしまう。泉北ニュータウンを見なさい。旧の市街地、集落の道路は信号ばかり。そうせんことには危なくて出て行かれない状況です。そんなことではあかん、この二舞いをしたらいかんから言ってる。早く計画もはっきりさせないかんのです。その辺は相当責任がありますよ。

いままでから何回も言うてきても水掛け論なるのですが、理事者は官僚的発想ばかりでやってる。そのことについては、何やいやな顔してますが、本当にそうなんです。お上に任せとけ、ということでやってるからあかん。議会の委員会でも十分意見を聞いております、と言うが、都合のええことは聞くが、都合の悪いことは聞かへんといういまの体質を改めていただきたいと思います。

ちょっと昼にかかるかもわかりませんが、一時間以内に終わりたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 消防長（松村吉堯君） 2番目の山間部の救急問題につきまして3点の御質問でございますが、お答えいたします。

第1点目の山間部の救急車配備問題は、常々御指摘を賜ってるところでございます。過日の予算委員会におきましても御指摘をいただき、その時点でもお答え申し上げたわけでございます。その後、具体的にどうかということでございますが、この山間部への救急車配備問題につきましては、一番大きな問題といたしましては、人的な問題があると申し上げました。これら

の人員の確保、養成につきましてはかなりの時間を要しますので、努力はしておりますもの、いましばらく時間がかかるということでございます。具体的な構想等につきましては、一定の時期を設定して、予算委員会で御指摘をいただきましたこともあり、細かい計画を担当部局との間で作成中でございます。

2点目の横山病院の救急の対応状況でございます。端的に数字でもってお答えいたしたいと思えます。昭和56年以内に横山、南横山地区の救急人員の発生は105名でございます。この搬送人員の中で、横山病院でお世話になったのが81名、約80%でございます。あとの70%は、全体的に見て80%程度は、市内の病院でお世話になってるということでございます。実態といたしましては、やはり当直の先生が、発生した患者さんの容態あるいはその専門外であるという場面がかなりあるようでございます。したがって、先ほど申し上げました数字で横山病院でお世話になってるということでございます。

以上でございます。

- 病院事務局長（藤原光夫君） 2番目の横山病院の和泉市への移管要望書に今後、どういう対応をしていくのかとの御質問に対してお答え申し上げます。

御承知のとおり昨年、横山農協組合長、理事2名の連名で市長あてに、和泉市立病院の第2病院として業務を移管したい、旨の要望書を提出せられました。今後、要望書の移管内容を具体化する中で市全体としての考え方を整理し、市としての態度を明らかにする中で、関係委員会等の御意見を拝聴しながら対応していきたい、かように思いますので、よろしく御賢察のほどをお願い申し上げます。

- 10番（天堀博君） 消防の救急ですが、ぜひそういうことで人的問題が一番のネックになってるので、理事者にもお願いしておきたいが、その点で進めていただきたいと思えます。

それから、横山病院から市への移管の要望書が出ていることに関連して搬送率の問題あるいはどういうふうに対応ができていますかをお聞きしたんですが、やはり当直の医師その他が専門外、外科の場合は無理ということ。現実に内科の救急は数少ないので、どうしてもほかの病院への搬送となってると思えます。応急処置ぐらいしかできませんから…。

しかも、救急車の来るのが時間がかかってます。横山病院であかん、まだどこかへ連れて行く、時間がかかってしょうがない。その間に外科の大変な病人であれば命も落としかねないという状況になるので、そういう点でも、救急車の山間部への配備はぜひ必要だと思います。いまの交通状況からいえば、山間部の事故は少ないというのではなく、かえって大きな事故の発生率が多いので、特にお考えを願いたい。

それから、横山病院への市への移管ですが、単協という小さい一つの農協で病院を持つてるのは、全国的にもほんまに恐らくここだけではなからうかと思えます。長野県の佐久市に佐久総合病院がある、大きな病院で先生も張りつき、農協情報に出てますが、相当大きく経営してます。ここでも恐らく長野県の厚生連かなにかが経営してると思えます。広島、その他にもありますが、ほとんどが県なり、そういうところの厚生連とか農協の連帯組織が経営してるということです。農協が経営してるのは、ここだけではないかと思えます。

診療所を持つてるところはあるが、それだけに貴重な存在価値もあるんですが、要望書にも書かれてるように、いま、農協の経営そのものが大変なんです。貯蓄率は、横山農協はかなり誇ってますが、金を預かれれば利息を払わないかん。いろんなものが高くなってきてますから、農協経営そのものが大変な状況で、そこへ横山病院を抱えて医師の確保など、病院の規模そのものからいっても大変困ってます。

これは悪循環でして、極端な話、救急車で搬送して来て外科の患者をもっと受け入れられたら経営的にももっとよくなるんですが、現実にはできない。消防の方でよへってしまうのは当然で、その辺、経営面でも考えなくてはいけません。

それから、山間部の非常に環境のいいところなので、どういう内容にするかは今後の課題だと思いますが、たとえばハビリ専門の病院として、内科、外科も張りつけて十分な体制をとっていけば、市民病院の患者さんをあそこへ搬送、十分療養していただけるとなり、逆に大きな手術は市民病院へ来るということにもなります。そういう点もいい方向で見えていけば、市民病院だって効率的な経営ができるというふうにもとれると思えます。

その点では、そうしろと言うんじゃなく、一つの例として、市長等がこの要望に基づいて前向きで取り組んでいかれるおつもりかどうか。こういう話が出たが、農協でずっとやってくれと、そのままになってしまってるので、この点で前向きに取り組んでいただけるかどうかの御答弁だけをいただいて、終わりたいと思えます。

- 市長（池田忠雄君） 過日の産業衛生病院委員会協議会の席上でも、農協立横山病院ということで第2市民病院として市に移管願いたいという陳情書を農協長初め理事皆さんからいただいたことにつきまして、御報告を申し上げたところでございます。大変大きな問題でございます。いろいろ御指摘をいただいているところでございますけれども、病院組織を中心に非常に大きな問題だけに、行政を挙げていろいろと調査検討していかなければならない課題がございます。

その意味合いで、助役をキャップにいたしまして、関係部課長相集いまして、いろいろ本件について、基本的な調査研究を現在、進めつつある段階でございます。前向きに検討するのか、という御指摘でございますが、陳情の御趣旨は理解するところであります。

また、地域医療の推進に横山農協立病院が非常に市民の生命を守るために御努力をいただいております。また、私どもも感謝してるところでございます。ただ、第2病院として移管するのか、という点につきましては、いろいろな角度から調査研究を進め、その上で担当委員会等にも御報告なり御指示、御協議もいただきながら進めてまいりたい、このように存じているわけでございます。大きな問題だけに、ちょっと歯切れは悪うございますが、十分調査検討し、担当委員会と御協議をしながら対応してまいりたい、これだけは申し上げておきますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

- 10番(天堀博君) いま、ちょっと頭で出しましたが、助役を先頭にやっていくということで、直接的には産業衛生病院委員会とか産衛部、病院となると思いますが、それなりに責任を持って進められるのは、助役さんを窓口という、一定のその辺の確認だけ。
- 市長(池田忠雄君) 12万市民の病院の問題に、という究極的に御陳情をいただいております。ただ、こうした大きな問題については、病院だけで対応するわけにもまいりません、産業衛生部の問題もあり、もろもろのこうした第2市民病院的に論議する場合、いろんなセクションにまたがるわけですので、助役に3つ、4つのセクションにまたがる調査検討の取りまとめをするようにという、取りまとめの意味でございます。
- 10番(天堀博君) 特に大きな問題で各セクションにまたがるので、先ほどの中央丘陵の開発ではないが、何か持たせ持たせのようになり、われわれがものを言う場合もあっちこちとなる。助役さんに言うて行けば通ずることになるんだと確認させていただけばよろしい。
- 市長(池田忠雄君) はい。
- 10番(天堀博君) 終わります。
- 議長(藤原要馬君) それでは、ここでお昼のため1時まで休憩いたします。

(午後0時6分休憩)

(午後1時0分再開)

- 議長(藤原要馬君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

20番 出原平男君。

- 20番(出原平男君) 20番・出原平男でございます。通告の趣旨により一般質問を行います。

1番目は、和泉中央丘陵開発についてであります。

和泉市の地本産業は、昔から繊維を中心とした織物工場の盛んな土地でありましたが、ここ数年の繊維産業の不況により、不良な工場が縮小され、また、倒産などによりどんどん減少している傾向にあります。このような状況の中で、和泉市の発展していく道は、大きな面積を抱えた山間部をいかに開発していくかにかかっていると思われま

す。そこで、和泉中央丘陵開発事業は、本市の発展を考えた場合、望ましい事業であると思っておりますが、その進みぐあい、また計画の内容などは、われわれ議会に余り詳しく報告されていないように思われますので、2、3点につきお尋ねいたします。

天堀議員さんの発言内容とよく似ておりますが、まず1点目は、用地買収は現在何%進んでおられるのか、また、57年度末に何%を目標にしているのか、お尋ねしたい。さらに、今後の具体的な事業の進みぐあいについて説明を願いたい。

第2点目は、どんなまちづくりをしようとしているのかお聞きしたい。言葉ではいろいろ聞いているが、計画の絵図面などでき上がっていると思われるが、われわれはまだ見たこともない。また公表もされていないように思う。それともまだ絵図面ができていないのか、それらの点についてお尋ねしたい。

第3点目は、泉北鉄道の延伸と阪和新線についてであります。

和泉中央丘陵の開発によつて、現在、光明池まで来ている泉北鉄道と和泉中央丘陵まで一駅延ばすことになっていると聞いておりますが、それは大事なことであり、必ず実現していただきたいものでありますが、私は、去る4月14日付の毎日新聞の一面に、阪和新線の計画が大阪府と国鉄で共同発表されている記事を読んだのであります。

その新聞記事によりますと、関西国際空港への鉄道として、現在の阪和線のほかに、新大阪駅から空港までの鉄道として、阪和新線をつくるという計画が、大阪府と国鉄の共同発表という形で一面トップ記事を飾っており、その鉄道が中央丘陵へ来るような図面まで載っております。もしこれが事実であれば、同じところへ鉄道が2本も入ってくるようになります。このような阪和新線の計画も含めて、現在、まちづくりの計画が行われているのかどうか、お尋ねいたします。

2番目は、池上遺跡の諸問題についてお尋ねいたします。

池上遺跡は、遠くは弥生式時代の住居の跡とか遺構とが発見され、われわれ素人ではその価値判断が軽々しくはできませんが、かなり広い範囲にわたって遺跡の指定がなされております。私は、昔の古いもの、また、価値のあるものの保存については反対するものではありませんが、指定された土地の所有者は、売るにも売れず、家をつくることも思うにまかせず、1日も早く全体の買収事業を進めることを願っているものであります。

私の調査しましたところでは、全体が10万9,300平方メートル指定されており、そのうち和泉市分が8万6,800平方メートルあります。買収済みは1万1,400平方メートルであり、わずか10%しか買収が進んでいないこととなります。昭和56年度は約3億円程度の買収が行われたことは承知しておりますが、昭和57年度はまだ未定の状態であります。こんな調子でやつていくと、あと何年かかるかわかりません。

そこで教育委員会にお尋ねします。池上遺跡の指定はいつ行つたものか、今後何年かけて用地の買収を行うつもりか、用地買収が進まない理由は何か、用地買収が完成した場合、どんなものをつくる考えか、これらの点につき具体的にお答えを願いたい。

3番目は、池上小学校の用地についてお尋ねいたします。

和泉市は、信太山周辺、富秋町、葛の葉町周辺の児童の増加に対処するため、昭和55年に伯太小学校から分離し、池上小学校の新築を行つたものであります。理事者各位も御承知のように、池上小学校の用地は、以前はちぐさ池と呼ばれた灌漑用のため池でありました。池上町では長らくこの池を管理し、灌漑用水の役に立てておつたものであります。

ところが、昭和51年に市教育委員会から、小学校を建設したいので、池上町に協力してほしいという申し出があり、私はその当時町会の役員をしておりましたが、いろいろ協議を重ね、市教育委員会とも学校建設につき覚書などを結び、全面的に市に協力いたしましたものであります。現在では、約束どおり小学校校舎、プール、体育館など義務教育施設の完成を見、地元ともども感謝をいたしておるものであります。

ところが、その時点では、幼稚園も建設するんだという話であり、ちぐさ池隣接地の買収にも、地元でも協力を惜しまなかつたものであります。現在、その土地は空閑地として遊んでいる状態です。私も市議会の末席を汚さしていただき、約2年近くなり、市の行政が苦しいのはある程度承知しておるつもりであります。地元としては用地買収時の約束をいつ実現してくれるのか、大きな期待を寄せております。私も議員になつて初めて知つたことですが、市は公立の幼稚園なり保育所はもうつくらない方針だと聞き、びつくりしておる次第でございます。



そこで、私の意見を申し上げて、理事者の考え方をお尋ねしたいと思います。

まず、市は地元との約束を守る気持があるのかないのか、明らかにしていただきたい。そして、財政が苦しいとか、幼稚園児が全市的に減少傾向にあるとかいうのであれば、公立の幼稚園でなくてもよろしいと私は考えます。民間の児童保育施設でも結構であると思つています。

常々教育委員会は、就学前の児童に対する教育の重要性を説きながら、阪和線から西側には就学前の児童に対する施設が一つもないという状態であります。このような状況を一日も早く解決し、地元との約束を果たしてもらいたいものであります。これらの点につき理事者の見解をお願いいたします。

4番目は、都市計画道路阪和東側線についてお尋ねします。

和泉市は、広い面積を抱え、将来を見越した都市計画の仕事は大変大事な仕事であると考えます。公園の計画、道路の計画などかなり全市的な観点から計画しているように思いますが、しかし、その事業の実施については逆に遅いように思われて仕方ありません。この問題も、国の補助がつかないのでできないと言われるかもしれませんが、20年近くも前に計画の決定をしておきながら、全く未着手のものもあるように見受けられます。その間、土地の所有者はいろんな制約を受けているのであります。

そこでお尋ねします。道路関係では都市計画の進捗率は何割ぐらいになるのか、また、1番古い時期に計画決定したのは何年ごろにしておるのか、また、その道路は現在工事に着手しておるのかどうか、お尋ねしたい。

さらに、私の地元であります阪和線に沿って北信太駅から信太駅を通り、府中に抜ける阪和東側線についてであります。この道路も信太山駅の東側でとまつたままであります。用地買収ができ上がっているところでも、工事には着手されておりません。この道路こそ、信太山の駅前まで完成させることによつて本当に生きてくると思ひます。何ゆえ駅前まで連絡できないのか、その理由をお尋ねします。また、やるとすればいつごろ始めるつもりか、あわせてお答えを願ひたい。

以上、再質問の必要がない答弁を期待しますが、答弁いかんによつては自席より再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

まず、買収状況でございますが、現時点においては全体の面積で56%買収してございます。57年度は一応買収の仕上げの年と考えてございますので、3月末85ないし90%を目標として、今後取り組んでいきたいと考えております。

さらに、まちづくりの件でございますけれども、まちづくり計画の試案につきましては、特別委員会に試案の中間集約的な骨格案をお示ししまして、その後かなりの経過をしておりますけれども、現在、さらに細部にわたって専門部会及び検討委員会等の審議を経まして、試案をもとに府総合計画課と基本的な事項について協議中でございます。

一方、市の担当現課と公団との間でさらに調整に入っているところでございまして、これらの協議、調整を経まして、たたき台を作成しまして、秋ごろまでにはこれをつくり上げまして、特別委員会ですら御説明を申し上げたい、このような計画で進んでおるところでございます。

それから阪和新線と泉北鉄道の延伸の件でございます。泉北鉄道の一駅延伸は中央丘陵開発事業の目玉でございまして、現在、府、OTK、公団を協議を重ねておるところで、この延伸を契機に、中央丘陵で100万坪の開発を行おうというものでございます。

先ほど先生の御指摘がございました阪和新線の件でございますが、この件につきましては、現在、認可され、具体化されておりますのは、新大阪から加美までの18・7キロでございます。そのあとの新空港までの件につきましては、これは未認可であり、事業主体も未決定でございます。私どもの方は府の企画室と常に交流を保っているわけでございますが、何らの報告説明等もございません。そういう現状でございます。

以上でございます。

- 20番(出原平男君) まちづくりの絵図面はできていますか。
- 都市整備部長(浅井隆介君) 現在、たたき台をつくる作業に入っておるところでございます。秋ごろまでにはつくって、まず特別委員会に御説明を申し上げたい、かように考えておるところでございます。
- 20番(出原平男君) 二点目について再度質問いたします。一点目でお答えをいただいたように、用地買収がそこまで進んでいるのに、絵図面ができていないというのはおかしいと思えます。一日も早くこれをつくり、われわれ議会にも説明し、議会の意見を反映するようにしていただきたいと思えます。これは意見として申し上げます。

三点目について再度質問をいたします。

私はここに阪和新線の記事の載った新聞記事の写しを持っております。この点に関し私の意見を申し上げて、理事者の考え方をお尋ねします。

和泉市は、南は和歌山県の県境に接し、北は国鉄阪和線沿いに南北に長く延びております。阪和線は市の北側を通っており、泉北鉄道は市の中心部に延伸さす考え方と聞いております。また、高速道路も中央丘陵に来るように向っています。

この新聞記事が事実であれば、さらにその上に阪和新線という新しい鉄道が入ってくること

になります。私は同じところへ鉄道は二本も要らないんじゃないかと考えます。少なくとも和泉市全体の発展を考えるならば、阪和新線はもつと山間部の方へ持つてくるように、地元市で計画をやつていくべきだと思います。地元である和泉市は、いまからこの計画づくりを大阪府と国鉄へ要望していくべきではないか。そのことが横山、南横山方面の発展につながり、和泉市全体のまちづくりになつていくものと思います。この点について、市長または助役の考えをお聞きします。

○ 市長（池田忠雄君） 出原議員さんからの重ねてのお尋ねでございますので、市長お答えを申し上げます。

議員さんお手元にお持ちの新聞は、4月14日付の毎日新聞でございますね。私も拝見をさせていただいているわけでございますけれども、議員さんも御案内のとおり、国鉄阪和新線、俗には国鉄外環状線という構想であります。新大阪から市内の加美に至る線が認可をされて、着工されているかに聞いております。それ以外の南進の話につきましては、大阪府と国鉄がいろいろと協議をしているかにお聞きいたしております。まだ構想の段階だということは、私も府当局から聞いておりますが、確定したものではありません。

恐らく毎日新聞が何らかのスクープをしたものだとは私は理解をしているわけでございますけれども、スクープをしたといつても、火のないところに煙はないわけですから、これは構想段階であるということで、議員御指摘のとおりであろうかと思ひます。

ただこれは、いまの政治課題である関西新国際空港に関連をして、新大阪と新空港を結ぶ一つの交通アクセスとしての構想だと理解をしております。したがつて、私たち議会の御理解をいただきつつ進めております中央丘陵100万坪の中心は、御案内のとおり、光明池でとまつている泉北鉄道を一駅延伸をして、光明池中央線との延長線上に新駅をつくる。それを基軸として、道路を縦横にとり、計画性のある和泉市のまちづくりを推進してまいるといことが、中央丘陵開発構想の核になつているわけでございます。

あくまでも泉北鉄道は、現状、大阪府なり、住宅都市整備公団、OTKで、泉北鉄道の中の一駅延伸だけが決まつているわけでございます。

国鉄新線、外環状線は、新大阪と新空港を結ぶという計画の中で、構想段階であるとはいえ、この計画で拝見しますと、近畿自動車道にドッキングをさしていくということが一つの特色ではないか、このように拝察しております。

また、議員さん御指摘のように、泉北鉄道、国鉄外環状線二本入るよりも、山間部にルートを持つていくべきではないかという御指摘、これは私もごもつとも存じます。御指摘は肝に銘じておきますけれども、何をいひましても、新空港と新大阪を結ぶ路線ということで、府と

国鉄とが協議をしている構想段階でございますので、まだルートも確定したものではありません。議員さんの御意見を拝聴しながら、府当局ともいろいろ話をしてみたいと考えております。

ただ、ルートというものは、御案内のとおり非常にむづかしい問題がございます、一市の要望だけでルートが決まってしまうというものでもございません。広範な、泉州全体をにらんでの新大阪と新空港を結ぶ路線であると承知しておりますので、ルートについては、むづかしい問題が多々あるということはひとつ御理解をいただきたい。今後、府当局とはいろいろの点で協議をしてみたいと存じますので、よろしく御理解を願います。

- 20番(出原平男君) 市長は和泉市全体の発展のためによく勉強していただいて、この質問は終わります。
- 指導部次長(竹田明郎君) 第二点目の池上遺跡につきまして、担当しております指導部の竹田よりお答え申し上げます。

第一点目の史跡指定までの経緯でございますが、本遺跡は、池上町から泉大津市の曾根町一帯に広がる遺構でございます。明治の末期に発見されまして、それ以降、昭和42年の第二阪和国道の建設に伴う調査からその中心地が明らかになり、その中心部分を昭和51年4月26日に文化財保護法によりまして指定されたものでございます。

第二点目の買い上げの現状、また今後の買い上げの問題でございますが、先生から数字をお出しいただいたとおりでございます、51年、52年、53年、指定の時期に前後しまして約3億4,000万で買収し、さらに56年、昨年度からまた買収を始めたというような経過もっております。昨年度は、いろいろのお骨折りをいただきまして、3億円の枠が認められまして、3億円全体を消化したというような実績でございます。

なお57年度、今年度におきましては、ただいま文化庁と折衝しておりますが、現在の感触では、和泉市に対して7億円の枠で対応するというので、大蔵折衝が続けられております。この額は、大蔵の中へ入ると少し異動するかもわかりませんが、われわれは大蔵または文化庁に対して強くお願いしてまいりたいと存じております。

本指定地域は、現在、第二阪和国道が開通されまして、地域開発が非常に進んでおります。このような関係から、地価の方もどんどんと上がっておりますし、土地利用の点で地主さんがお困りの点もよく承知しております。われわれとしては文化庁に今後、史跡の先行取得ということで強く働きかけまして、5、6年の間に全部買い上げするようにいたしたく、文化庁と折衝している次第でございます。

第三点目の将来の整備計画でございますが、当然、史跡地でございますので、それに合った

公園化された遺跡にして保存していく、そのような形になろうかと存じます。本遺跡は、泉大津と和泉にまたがっている関係上、大阪府の教育委員会文化財保護課を窓口としまして、学識経験者または文化財保護関係団体、あるいは関係の行政機関をもちまして、池上曾根遺跡環境保全整備計画協議会という会を設けまして、完成後の将来計画についてすでに討議を始めているということでございます。

簡単でございますがお答えさせていただきます。

- 20番(出原平男君) 三点目について再度お尋ねいたします。

ただいまのお答えでは、国の補助が少しずつつかつかないで用地買収が進みがたいよりに受けとられるのであります。私は地元の議員であり、その立場から意見を申し上げます。

地元池上町は私の出身地であり、地元の土地所有者の方々は何かにつけ私のもとへ相談に来られます。これらの補助が毎年2億円とか3億円しかつかない現状であれば、もつと積極的に国に働きかけをやつていただきたい。教育委員会はそれなりに国へ要望に行つているのだと思いますが、補助が全くつかなくつた年もあつたように聞いております。池上遺跡の早期完成を考えるならば、地元民ともども国への働きかけを強めることが大事かと思われまふ。われわれも地元議員として、教育委員会から相談があれば、積極的に相談に乗り、地元にも誇り、地域一体となつて取り組んでいくつもりであります。これらについて、再度教育長から池上遺跡の早期完成を目指し、積極的に用地買収を促進していくんだという確認を願いたい。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

遺跡の積極的買収についての御意見ごもつともでございます。御理解のとおり、80%の国庫補助でございます。われわれも現在の地域の土地開発事業と利用計画から、早期買収がこの事業の促進を図る意味で、国に強く要請してまいります。

年々、買収補助対象金額が増大される傾向にあるんでございますが、臨調がらみの中で、本年度も10億円を要望した中で、7億円が現在目安になつていふような現状でございます。今後、御趣旨を体しまして、またお力もいただいて、積極的に国に働きかけ、用地買収の早期完成に努めてまいりたい、かように考えておりますので、御賢察をいただきたいと存じます。

- 20番(出原平男君) 市長、教育長によりしくお願いを申し上げて、この質問は終わります。

- 教育次長(杉本弘文君) 御質問の第三点目の池上小学校用地の関係につきまして、教育委員会杉本よりお答え申し上げます。

議員さんの御質問の趣旨にもございましたように、昭和51年より用地買収に入りまして、地元の皆さん方はじめ関係の方々のお絶大な御力を賜りまして、池上小学校の実現を見るに

至つたわけでございます。買取時におきまして、学校用地の一部を将来、幼児教育の場として御要望をいただいてまいりましたことは事実でございます。

幼児教育の必要性については十分承知いたしておるところでございますが、現下、幼児の減少と、加えて市財政の事情の中でその実現を見るに至っておりません。

いま議員さんから、民間保育所でも結構だから建設を、という御意見もいただきました。しかし、この用地につきましては、学校用地として買取し、国の補助の認定を受けてございます。補助金の交付もいただいております。したがって、この用地変更、あるいは譲渡するにいたしましても、補助金との関連で、現時点では法的な規制もございまして、これらの内容も検討いたす中で非常にむづかしい点がございまして、しかし、御要望の趣旨を体しまして、今後検討いたしまして、地域の実情に沿うように努力をいたしてまいりたい、かように考えておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

○ 20番(出原平男君) この用地につきまして教育委員長、また助役さんとお話したことがあります。教育委員長の話では、和泉市全体に園児が非常に減少している中で、この土地は池上の方々に幼稚園として相談をしたと。どうしても渡しにくいというお話を聞いております。また、助役さんには、いつまでも空き地としてほうつておくのはもつたないじやないかとお話したところ、保育所として考えてもみましようというお話を聞いておりますので、約束もありますので、一日も早くこの件について御協力をお願いいたしまして、この質問は終わります。

○ 建設部長(逢野一郎君) 四点目の都市計画について建設部長逢野からお答えを申し上げます。

議員さんの御指摘の点については、四点あろうかと思っております。まず、第一点目の都市計画道路の進捗状況でございますが、和泉市は、建設省、大阪府、和泉市を合わせて計画路線は26路線でございます。総延長は6万6,720メートルで、そのうち現在完成している分は1万4,850メートルでございます。約22%でございます。

次に、都市計画決定の決まった時期でございますが、昭和31年に旧和泉町時代に三線の計画決定を行っております。

三点目の現在事業に着手している路線数でございますが、現在、都市計画決定をされた路線については、10線の着手を行っております。

四点目の阪和東側8号線のお尋ねでございますが、阪和東側につきましては、総延長は1,350メートルで、そのうちの約650メートルは完成しまして、現在供用開始を行っております。

ほかの今後の対応でございますが、地区内三号線、信太16号線から信太高石線間の延長

約330メートルにつきましては、現在、未用途でございますが、今年度築造整備を行いたい、かように思うわけでございます。また、幸泉大津線から信太山駅前の約230メートルのうち都市計画道路池上下宮線までの約110メートルにつきましては、今年度、未買収一筆を買収いたしまして、昭和59年度に整備を行う予定でございます。また、都市計画道路池上下宮線から信太山駅前の間約120メートルについては、未買収物件が二筆ございます。

今後、用地買収に鋭意努力いたしまして、本路線の全面早期完成を図つてまいりたいと思うわけでございます。よろしく申し上げます。

- 20番(出原平男君) ただいま答弁された四点目と五点目につき私の意見を申し上げたいと思います。

御承知のように、阪和東側線は、信太山駅前まで連絡することによつて本当に生きた道になると思います。それには、まだ残っている信太山の用地物件を買収しなければならないわけですが、私もその土地所有者から聞いた話であります。市は三年ほど前に、お宅は道路にかかりますので測量させてほしいということで、測量をしております。その後、一向に交渉を積極的に促進してもらいたいと思います。もちろん事業をやるには国の補助の取りつけも大事なことでありますが、三年ほど前に測量だけをしておいて、ほうつておくとはおかしいと思います。今後、阪和東側線を生きた道路にするため、信太山駅前まで一日も早く完成させることを私の意見として申し上げておきます。

これで終わります。

- 
- 議長(藤原要馬君) それでは次に、赤阪和見君をお願いします。

- 16番(赤阪和見君) 質問の通告に従い要旨の説明をいたしますが、過去から何回となく和泉中央丘陵開発についての質問がなされております。私の場合、ここに挙げましたように、和泉市総合基本構想の一環としての中央丘陵の開発、その計画ということで、要点をしぼつての質問をいたしますので、重複する点は避け、明確な答弁をお願いいたします。

まず、中央丘陵開発計画については、和泉市総合基本構想を基本に開発計画を立てられていると思いますが、その点まずどうかお聞かせ願いたいと思います。

二点目に、総合基本構想の見直しについては、昨年9月第三回定例会で私の質問に対し、コンサルタントと委託契約、また市民アンケート調査等々をしながら事務的に進めてまいっておりますが、近く総合計画審議会を組織して、そこが中心となつて云々という答弁をいただきました。その後どのように進んでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

内容的に、たとえば計画として、住宅ゾーンに限らず、学術研究、公園、レクリエーション

ゾーン、内陸産業ゾーンなど計画されていると、前回市長の答弁でお伺いいたしておりますが特に内陸産業について、雇用の問題でもあり、市民にとつても働く場の確保として大きな関心を持つものであります。

一点、懸念する点は、今回開発の中心に位置する場所にある婦人服団地のあの実態を見ると、大きな不安と疑念を持つものであります。理事者として、担当部局としてどのように計画し、この点を指導し、今後の中央丘陵開発にどう位置づけていくのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

質問通告二点目の関西新国際空港計画案に対する和泉市の取り組みについてであります。昨日も大阪において小坂運輸大臣が講演の中で、58年度予算では、泉州沖の新空港建設のための実効的予算を獲得したい、そのためには地元協力とともにというふうな内容、また、本日の新聞でも、府の西村企画部長が、現在空港の存続と新空港建設への意見を述べた内容が報道されておりますが、このような中でますます泉州沖案が大きな前進を見てきている。そのように実感するものであります。

聞くところによれば、さきに岸知事と地元市長、八市五町の首長が寄つて話し合い、また、要望等の取りまとめが行われたように聞いております。その内容について、過去の国際新空港特別委員会の中でも報告を受けましたが、実際に話し合いをされて、どのような感触、どのように和泉市を位置づけて、岸知事の答弁があつたかもあわせてこの場で報告願いたいと思います。

本市において検討委員会、専門委員会が設置されているようですが、内容、役割りはどのようになっているのか、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

この際、市としての和泉市の位置する立場を明確にし、今後、新国際空港の建設に伴つた中で和泉市の立場を明確なものに市長にお願いしたいと思います。

三点目の福祉行政については、身体障害者車いす使用者に対する固定資産税の一定の減免を考えていただければと思うので、提案するものであります。

なぜならば、不幸にして事故にあい、または急な疾病によつて車いす生活を余儀された人々は、まずは住居の改造、建て替え等々非常な生活に圧迫されていることであります。担当医の指導のもとに、社会復帰、自立生活を目指して一生懸命生活する障害者児にとつて、その家族の方々にとって、普通であれば何もしなくてもいい。そのような改造、建て替え等によつて、見直されて増額になつた固定資産税は、生活費の中に大きな比重を占めておるのであります。

本市でも、昨年障害者年を皮切りに進められている10カ年計画の第一歩として、そのような、生活を圧迫する固定資産税の一定の減免または減額を考えられてはどうか。



特に本市は、これを提案する中に、身体障害者に対する給付というものが他市に比して非常に遅れております。そこで、与える福祉じやなく、それらの人が自立できるよう、更生できるように、市からの援助という形の中で、身体障害者の福祉に大きく取り組んでいく中で、建て替えによる大きな固定資産税を一定額減免し、その中で心の通う福祉政策を進めていくべきであると考えております。今後の検討でも結構ですが、見解があればお願いしたいと思っております。

以上、質問通告の要旨の説明を終わります。答弁によりましては自席からの再質問を留保いたします。終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 都市整備部長浅井からお答え申し上げます。

先生の御質問の中の中央丘陵部にかかわります部分を御回答申し上げます。

まず初めの、中央丘陵開発は市の総合基本構想を基本にしているのかということですが、御承知のように中央丘陵開発は、昭和48年策定の和泉市総合基本構想の中部地区の事業化を行おうとするものでありまして、当然整合性は保たれておるものでございます。

また、三点目の産業ゾーンの件でございますが、中央丘陵に関するものにつきましては、産業ゾーン構想につきましては、新住法ではストレートになりませんが、今後、高度な行政的配慮を図りつつ、将来の方向を位置づけたい。そのために一応、私どもの案の中では、サービス・インダストリーとしてエリアを確保しております。今後、付加価値の高いものと考えております。さらに、関西新空港の動態等も勘案いたしまして、事業促進の中で、関係機関とも十分協議の上、具体的な方策を樹立したい、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○ 16番（赤坂和見君） 一点目の件でまだ抜けている点。審議会の件。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 総合計画につきまして御説明申し上げます。

総合計画のこれまでの進め方並びに今後の見通しでございます。総合計画につきましては、昭和56年度、昨年度は基礎的な調査を重点において、資料の収集、調査、分析等を進めたわけでございます。今年度につきましては、いよいよ計画案の調整という形でやっております、近くその基礎調査でとらえました問題点、各部門別の課題等につきまして、各部とも協議を行い、検討を進めまして、それぞれの課題別に考え方や、解決の方策をまとめてまいりたいと存じてございます。

以後、庁内の各部長で組織いたします総合計画の策定委員会がございまして、それぞれ専門部会を持っております。この中で、素案をたたき合にしてさらに検討を行いました上、一定の

計画案をまとめ上げる。その上で審議会にお諮りして、答申をいただいた上で、議会に御提案申し上げるといふ段取りでございます。

計画案の取りまとめにつきましては、大体この秋というふうに予定しております。したがって、審議会にお諮りする時期は年末近くになるんじゃないか。御答申をいただきましたら、年度内、三月議会に御提案申し上げたいというスケジュールでおるわけでございます。

- 16番（赤坂和見君） 一番最初に、この種の質問、すなわち中央丘陵開発というのは非常に大きな問題である。朝からも天堀議員さんの質問にありましたように、いろんな角度からしております。しかし、悲しいかな、一貫性がないということで、私たち右往左往するような感じで、いやな疑惑も、疑念も持つてくるわけです。

と申しますのは、私昨年9月に一般質問の中で、総合計画案について質問いたしました。その中で、先ほども言いましたように、準備が若干遅れているということで、コンサルタントに委託契約した。その中で、また入れ違いに市民アンケート調査をした。その結果もいまだわれわれ委員会には聞かされておられません。

また、その答弁の中の一つ一つを云々ということではありませんけれども、やはり議会の一般質問の中で、私たちが真剣に和泉市をどうするかということを考えていく中で、ここで答弁されたことはそれなりにきちつとしてもらいたいという点で、助役さんがおつしやつております。今回、総合計画見直しを事務的に進めてまいっておりますが、近く総合計画審議会を組織していただき、そこが中心となって策定に当たっていく。事務関係は企画を中心にやつていただきたい。このように答弁していただいております。

いまの答弁を聞くと、来年8月になると。こういうふうな内容の中で、非常に大きな問題であるにもかかわらず、1年、2年にわたつていまの状態のままが、だんだん後へ後へいく。その中で、100%回収が済んで、あこへ土地を置いてからまだ開発計画がまとまつていない。このような実態が非常に懸念されるわけです。大きなものに出発していくわけですから、部長、課長のそのような検討委員会、飛行機は飛行機で、また中央丘陵は中央丘陵で何かばらばらにされているような感じがするわけです。

そういう点で、私がここで取り上げました総合計画案を基本にやつていくのなら、先ほど部長がおつしやつたように、これが基本であれば、この基本が土台にあるわけですから、ここからたたき台にしていつたらい。そして、この構想でまだ目をつけていないところがあれば、そこへつけ加え、また削除し、変えていくという方向がされて当然じゃないか。

総合計画審議会というもの、本当に、先ほど言つた来年云々じや非常に遅れてしまうと思うんです。そういう点での基本的な、これが最後の答えやというやつを一回聞かしてください。

- 参与(西川喜久君) それでは、私からお答えを申し上げたいと思います。

赤坂議員さんの御質問でございますが、人間回復のまちづくり、すなわち基本構想でございますが、御承知のように、昭和46年過ぎから手がけまして、御議決をいただきましたのは48年でございます。先ほど都市整備部長からもお答えを申し上げましたが、基本構想の中には一定、中央丘陵開発ということも指針に盛り込まれておりまして、その指針に沿って現在進めておるわけでございますが、しかし、その後、社会経済情勢が変化しまして、特に空港の問題、あるいは中央丘陵の開発、これらが具体化され、ここに至りまして、基本構想の見直しはぜひ必要であるということから、56年度に一定の予算を御議決いただきまして、調査研究を現在進めておるわけでございます。

先ほど企画室長からもお答え申し上げましたように、現在、基礎調査、あるいはアンケート調査が一定完了をいたしております。近く製本がされますので、議員さん方に御配付申し上げ、内容を逐次御説明を申し上げまして、一定の御理解、御協力を得た中で、審議会を設置いたしまして、特に中央丘陵が具体化されておりますので、これらと関連を持たしてございまして、和泉市全体の地域整備を市において今後取り組んでまいりたい。アンケート、あるいは基礎調査については、おつけ製本ができますので、各議員さんに内容を説明申し上げ、御意見、御協力を賜る中で、審議会を設置して御審議を煩わしてまいりたい。このように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 16番(赤坂和見君) いまの意見が、最終そうだったということで結構です。ただし、今後の問題として、もう一点この中にあるんですけれども、それは後にしまして、もう一点のを先に片づけておきます。

内陸産業ゾーン、この名前は、われわれはきのうのきのうまで内陸部産業を誘致するんだと、このように理解しておつたんです。しかし、私がこの質問をするということで担当の方に来ていただいて、内陸部産業というのはどんなもんや、いやあれは違いまんねんということで、初めて内陸部産業というのはとれないというふうに聞いたんです。

それというのも、新住法、または宅地開発公団ということになつてくれば、名前からして、宅地開発が一本である。その中へ入ってくるのは、内陸部産業的な、団地的なものは入れられないというのは、なるほどわれわれも素人ですがわかつたわけなんですけれども、しかし、市長は昨年9月の中では、内陸部産業という名称でお答えになつているわけです。市長の考えている内陸部産業ゾーンというのはどういうゾーンであるかという点についてちよつと……。

言葉のあやですけれども。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

確かに中央丘陵計画を説明する中では、議員さんの御指摘のとおり、中央丘陵の目玉は、鉄道延伸、道路を縦横につけるとともに、公共主導型の開発。ただし、住宅だけではなしに、いわゆる文化研究ゾーンという中の5、6万坪でございますので、総合大学は無理らしゅうございますが、単科大学ないし短期大学を誘致してまいりたい、これはいまでも変わりございません。国、府通じて、鋭意今後いい短期ないし単科大学を引っぱってくるべく努力をしていく。こういうように国、府の御協力もいただく手配になっております。御案内のとおり、内陸産業ゾーンという実質的な位置づけは、いまでも変わりございません。

ただ、新住法という、住宅市街地法という法律を、都計審の議を経て、いわゆる網をかぶさしていただくという状況の中では、前々から申し上げてきましたように、名称としてはいろいろございますけれども、新住法にはストレートになじまないということは常々申し上げておるわけでございます。

したがって、先ほど担当部長が申しましたインダストリー何々ゾーンという形をとらしていただいているわけでございますが、当初から考えておりますのは、和泉市の地場産業、繊維産業が非常に悪いという中で、地場産業転換の礎になるような、付加価値の高い、無公害の企業的なものを、3、4万坪のゾーンでございますので、引っぱってきたいという考え方は、当初も今も変わりございません。ただ、新住法との関連で、ストレートに内陸部産業ゾーンという位置づけはいかかかという中で、建設省との協議の中では、インダストリー何々ゾーンという言葉に置きかえている点をひとつ御理解をいただきたい。ただし内容的には、当初から考えております点、今も和泉市行政としては変りがございません。

ただ、これから進展していく空港がらみもございまして、いろんな動態をにらみながら、ゾーン設定を予定いたしておりますのは、住宅地の真中ではなしに、近畿自動車道のインターチェンジが予定されている周辺でとらしていただいているという意味も、そうした意味を持つている点御理解をいただきたい。気持ちは変わりございません。その点御賢察をいただきたいと存じます。

- 16番(赤坂和見君) そこで、先ほど私が要旨説明の中で言いましたように、内陸部産業というのは、われわれ頭が悪いので、そのように言つた方がわかりやすいやろということで、親切心でいつていただいたと。本来は、先ほど部長がおつしやつたようにサービス・インダストリー・エリアですか。
- 市長(池田忠雄君) それです。
- 16番(赤坂和見君) インダストリーというのは工業という意味らしいですけども、これは非常に結構な考え方です。しかし、市長ね、大学誘致の一点、いま例に引くのは別としま

しても、岸和田が、大学誘致に対する調査研究費という形の中で、400万円の補正予算かなんかでつけたという新聞発表があつたように、あこにあれだけの場所をつくりながら、和泉市はもう一つ、黒石山というところにどつかの商社さんが買い占めをなさつて、そこに産業医科大学を誘致するというやつにも大阪府は失敗しております。そういう点からすれば、大学を誘致するというかけ声だけで終わってしまうような懸念がある。

国が大きく動く新住法の中の話では、なるほどできそうにも思うけれども、しかし、和泉市は誘致に対してこれだけの熱意をもっているんだという、予算面にしろ、また議会と理事者とのコンセンサスにしろ、そういうものを大きく持つていかなければですね、これは新聞ネタにすることじやなしに、新聞にもどンドン、和泉市の方々から出ている、空港がらみもあるということの、そういう大きな施策をしていかなければ、この議会の中の、井戸の中だけでは外へ聞こえないというふうに思うんです。そういう点で、この点についてはしつかりやつていただきたい。特に早急に取り組んでいただきたい。審議会でも結構です。また、市民も一諸になつてそういう審議会を形成していくという点も大事だと思います。

それはそれとしまして、先ほど言いました懸念する点、また疑念を抱く点ということでもありますように、付加価値の高いものを引っぱつてくるといっても、なかなか至難の技であるということもよく腹に銘じておると思うんですけれども、そういう点で付加価値の高い低いは別としまして、15年か前にあの子供服団地の開発がされて、いまだかつてないような形の中で、新しい企業がどンドン来ておつたのが、先ほど市長公室長がおつしやつたように、時代の変化、また経済の不安定化の中で、非常に空き地が多く残つておる。これは組合で独自に開発されたことやから、和泉市関係ないと考えているのであればこれは大きな間違いだと思ふんですね。

和泉市の商工課としまして、今後の中央丘陵開発の中で、あこだけぽつんとなつてくれば、大きな汚点が残るんじゃないか。いま開発の途上にある中央に位置する婦人服団地について、もつと抜本的な開発とか、考え方というものを市としてどう考えておるのか、その点の考え方があれば……。いや、あれはしやあない、ほうつておくというんならそれでも結構ですけれども。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ赤坂議員さんから御指摘をちようだいしているところでございます。これからの中央丘陵との関連性の中で、隣接いたしております婦人子供服団地の、織

繊維産業あるいは婦人子供服産業が行き詰まり、斜陽化をしている現状の中で、空いているところもあるし、完全な事業というものができておらないんじゃないかということの上で立つて、地場産業振興の立場から何とか市としても考えていかなきゃならんんじゃないか、そういう御指摘であつたと理解をいたしております。よろしゅうございますか。

その中で、御案内のとおり、婦人子供服団地というのは法人組織でございます。協同組合でございます。それが和泉に進出を願つて、数万坪、婦人子供服の縫製工場を中心に営業していただいているわけでございます。法人が取得をされたものであります。それだけに市としての考え方の及ぶ範囲は、おのずから限界があろうかと存じます。ただ、地場産業振興という観点から、そうした行き詰まっている繊維産業なり、団地の実態からして、和泉市としても何らかの協議をしていくということはやぶさかではございません。

強力な行政指導という点についてはおのずから限界があるだろうと思はすけれども、ともどもに地場産業を守り、育てていくという立場で、協同組合なり責任者の方と市の商工行政の一端としてお話をし、有効的な御発展をいただくために、協議をしていくことは必要なことであらうと理解をいたしております。そうした点、御指摘をいただいておりますので、今後とも留意をいたしながら、協同組合とはまた話し合う点も持つてまいりたい。こういうように存じております。よろしく。

- 16番(赤坂和見君) 中央丘陵開発に伴つて、あそこが駅の裏になる。位置づけとすればですね。そうした中で、10何年間もむだなというんですが、固定資産税をかけてきた。ともすれば、今後の地価の上昇を待つているような感じもするわけです。また、周辺に宅地開発をしたりいろんな形の中でおいうつているという点であります。

そういう点では、上部機関である府の能率研究会かなんかありますね。また、商工の指導課、そういう形で和泉市との接点もあるわけですから、行政ですから、上級機関とのコンセンサスも図りながら、あこへ一軒でも多く大阪市内の業者を誘致できるような形を考えていつていただかなきゃならんと思うんです。その点今後の一つの課題として取り組んでいただきたい。

そこで、一昨日、中央丘陵に関する買取面積の進捗状況というのをもらいました。また、先ほども答弁いただきましたように、今議会を終えてから審議会に向かつて、いろいろな形の中でコンセンサスを図る。これは議長、大きな開発、また空港関係という和泉市全体のことであるという点から、今後、定期的な議会との協議会、また協議の場を持つていただくという点で、資料があれば、ただばつと議員に渡すというだけでなしに、大きなものであればあるほど、定期的なものを持つていただくという方向で検討していただきたいと思はすので、よろしくお願ひします。

○ 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんの2番目の御質問の要旨は、関西新国際空港計画案に対する和泉市の取り組みについてということでございます。市長が知事と会うた中身とか、感触はどうだったのかということも含めてのお尋ねでございますので、率直に私の方から御答弁を申し上げて、御理解と御協力を仰ぎたい、このように存じます。

去る5月21日に、議員さんも委員でございますが、関西空港特別委員会、大谷委員長さんの御指示で開催をさしていただきまして、その席上、和泉市の空港問題に対する取り組みの率直な立場を申し上げ、御理解をいただきつつ、25日の岸知事と私との懇談に臨んだわけでございます。

空港特別委員会で私が率直に申し上げましたことは、世界に開かれた関西新国際空港の必要性というものは、私たちも認めるところであるというのが、第1点であります。

しかし、泉州沖に設置をするという新空港の問題については、環境影響評価、アセスについては、国、府の資料は信頼するとしても、なお十分府民に生活障害のないように、今後とも万全を期して国、府に対応をしていただかなきゃならん。常時監視体制等も必要ではないか。府民に対する生活障害の面で、和泉市としては大阪府に対して、追跡調査も含めて、物を言わしていただくということが、第2点であります。

第3点は、国が発表した運輸省案の3点セットの中で、地域整備構想案が非常に簡単であるという点で、その肉づけとして、大阪府のあるべきこれからの姿ということで、大阪府の総合計を発表されております。その中で、空港云々にかかわらず、和泉市としていま抱えている課題というものは、率直に要望として大阪府に上げてまいりたいということ、特別委員会で申し上げたはずで。

その要点は20項目ほどございますけれども、要約をいたしますと、泉北鉄道の延伸の問題、あるいは道路網、交通網の整備の問題を主軸にしながら、産業の振興対策、とりわけ繊維の非常に悪い中で、いかにして地場産業を守っていくのかという要望、それから中央丘陵の整備の促進に伴います大阪府の全面的な御支援をいただいておりますけれども、先ほど申し上げたような短期大学あるいは単科大学等研究機関の誘致の問題やら、いろいろの付加価値の高い企業の誘致、こうした中央丘陵の目玉になるべき問題についても、率直な要望事項にきしていただく。あるいは松尾寺公園の大きな中央丘陵の隣接ゾーンでございますので、これを府立公園としての位置づけの中で、大阪府の総合的なスポーツセンターを何とかお願いしたいということも含めて、議員さんにお配りしました生活環境整備問題、福祉の基盤整備の問題、文化開発の推進問題、地場産業振興の問題、交通網、道路あるいは鉄道を含めたこうした諸要項について、委員会で発表させていただいた点を踏まえまして、短時間ではございましたけれども、岸知

事に率直に要望をさしていただきました。岸知事としまして、和泉市の置かれている立場というものの理解の中で、今後ともこうした点についてはよく配慮してまいりたいというお話しでございました。

そういうことで知事と私との懇談は終わっているわけでございますけれども、近く、月末を目途に、8市5町に大阪府として空港問題に対する意見を聞きたいと。意見は率直に申し上げているとおりでありますけれども、文書的な回答を大阪府としては、国に煮詰めをしていく段階での資料として求められていることは事実であります。そういう中で、泉南の4市4町については、細かいことは抜きにして、それぞれの地域エゴが出てはならんということの中で、連名で回答していこうということがすでに動きとして出ております。泉北のわれわれ4市1町については、連名とまではいかんけれども、内容的な統一の中で大阪府に意見を申し上げていこうではないか、こういう話し合いになってございます。

そういうことで、要点としては、先ほど来申し上げていることに尽きるわけでございますけれども、文書回答であれ、口頭で申し上げることであれ、環境アセスに対するなお一層徹底した点を強く府に要望をしてみたい。これが第1点であります。

第2点は、地域整備については、各市の要望は別途大阪府に提出するとしても、総合的には泉北も泉南も、泉州は一つなりという考え方の中で、ブロックが2つございますけれども、泉北の広域行政区域協議会がございまして、泉南4市4町の中では泉南広域行政区域協議会と、泉州8市5町、2つのブロックに分かれております。まず、住民の生活障害の問題、環境保全の問題、3つ目は、地域整備については各地域あるいはそれぞれの広域圏の置かれている立場を理解して、活力ある泉州をつくるために、大阪府も、国も格段の配慮をいただきたい、こういう内容の統一的な意見を付して、大阪府に出していこうではないかということで、4市1町の泉北、4市4町の泉南、それぞれ大体歩調がそろってまいっております。各市の要望は、別途、大阪府にこの間うち込から知事に申し上げ、また、書類でも出すということになっておりますけれども、見解としてはそういうことでございます。

せっかくの御質問の機会でございますので、空港問題に対する知事との懇談の内容、あるいはこれからの府に対する市の対応、これはこの間空特委員会で申し上げたことに尽きるわけでございますけれども、そうした点を要望しながら、今後、府が国と煮詰めをして、精力的に対応するよという立場で、これは泉州8市5町共通したお答えに相ならうかと存じますけれども、そういうことで地元として大阪府に物を申ししていく。それを受けて岸知事が、来月以降に運輸省なり国と話し合っていく。こういうことの中で空港問題が動いていくのではないかと存じております。



長くなりましたが、御報告を申し上げて、今後とも御協力をいただきたいと存じます。よろしく。

- 参与（西川喜久君） それでは、私からお答えを申し上げます。

先ほど市長の方から基本的な考え方について申し上げたわけですが、庁内には検討委員会と、検討委員会の下部組織に専門委員会を設置いたしております。私、専門委員会の委員長でございますが、基本的な考え方は、先ほど市長が申し上げたとおりでございます。立地に際しましては、特に環境面において住民に生活障害を及ぼすことのないよう、また、空港建設が地域の発展につながるものであることを前提といたしまして、われわれ検討を重ねてまいりましたわけでございます。

先ほど来市長から申し上げましたように、5月21日の空港特別委員会に御提示申し上げました内容については、専門委員会を消化し、検討委員会を消化して、特別委員会の方々に説明を申し上げたものでございます。これらの要望事項については、われわれ専門委員会、あるいは検討委員会、庁内一丸となってこの推進に今後努力をしてみたい、かように考えておるものでございます。

以上でございます。

- 16番（赤阪和見君） いま長い話聞かしてもらって……。実は市長さんの岸知事に出された要望事項、19項目ですか、これは内容的にはいいということで、この前の委員会のときに、市長、しかしこれは、空港が来ようが来よまいが、空港のことは3つか4つしかないぜ、と言いましたね。そういう観点からいえば、これは空港みたいな関係ないもんや、和泉市として最小限の要望事項やというふうに私はとっているんです。

そういう点でいけば、空港がらみで、こないせい、あないせいというような感じになっていると思うんですわ。これだけぎょうさんあったら。そしてまた、いま市のとるべき態度というのはいろいろあると思いますけれども、1つは、市民をないがしらにした市理事者だけのそういうふうなものになっているんじゃないか。

というのは、テレビ、新聞等で、新国際空港の設置状況、泉州沖や、いや神戸沖やという形の中でたくさん報道されてますけれども、和泉市は遠いとこやから、えろう関係ないやなという感覚で市民は見ていると思うんですわ。そういう点で、19項目にわたる内容を広報等で、このように岸知事に要望しているんだ、和泉市の置かれている立場はこうなんだから、市民もそういう内容でどうなんだと、水面に石を投げるような行政というものも必要んじゃないか。市民に協力を求めるだけじゃなしに、市民に石を投げることによって、そこからいろんな意見がまた上がってこようかと思いません。

知らせるという意味、1つの大きな世論を巻き起こすという意味から、この19項目について広報等で、じっくりと市民の方に読んでいただけるものにして知らせていったらどうか。そう提案だけしておきます。

それから、先ほども言いましたように、空港の問題は5・6点しかないということでもあります。また、幸いなことに、先ほど中央丘陵の開発にからんでという話もありました。ですから、こういうレクリエーションゾーンを持ってこいとか、いろんな形の中で、和泉市は100万坪を空港に向けて買うたものと一緒やという感覚でですね、国の土地ですから、それを公共ゾーンに持っていけるような形を全市民挙げての世論としてぶつけていく。岸和田や、泉佐野やといっても、それだけの大きな土地はなかなかまとまりがつかんと思います。そういう点で、立地条件、立場を大いに利用していただきたいというふうに、ほくらのお願いですけれども、しておきたいと思います。

そこで、市としての基本的な立場、いま聞いたけども、何や知らんけどちょっと歯切れが悪いわけですな。空港ができるのは賛成か、反対か。端的に言えば。ここで賛成やという方向に答え出そうと思たら、いろいろとかやくがあって、これだけで賛成やというふうになるうと思いますけども、基本的な考え方を再度ちょっと……。

空港賛成・反対、そういう点では、特別委員会とかそういう小さな単位でなしに、議会全体としての考え方も必要だと思いますけれども、市理事者として議会へ上げてくる立場というものがあ。12万市民の付託された議員ということもありますけれども、責任を持たされた理事者という立場もあります。そういう点での見解をもう一度お願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 端的なお尋ねでございまして、先ほどえらいたくさんお時間をいただいて、たと申し上げたんで御理解いただきにくかったかと思うんですが、歯切れが悪くて申しわけございませんが、基本的には、世界に開かれたいいわゆる24時間空港の必要性というのは、私は論をまたないところだと、このように存じております。ただ、環境影響評価の面、そして地域整備の面、これらはあくまでも和泉市としては要望はさせていただきますよということでありまして、御賢察をいただきたいと存じます。

○ 16番（赤阪和見君） なるほど市長の言わんとしていることはわかります。しかしこれは、理事者、議会が一体、また市民と一体となってやらなきゃならないという問題もあります。そういう点で、市民の多くに知らして、その中から世論をわき上げて、そこに中央丘陵開発という大きな事業があるという点もしっかり踏まえてもらわなければ、市長、いまおっしゃった内容はすべてパーになってしまうと思うんです。

何は環境影響がないといっても、若干出てくると思います。そういう点でのメリット、デメ

リットを……。いま乗り遅れると、もう飛行機飛んでもた後でというわけにいきませんので、ひとつしっかりとしていただきたい。この点よろしく願います。

- 財務部長（麻生和義君） 障害者住宅の車いす等に向けて、増改築、改装、改増等を行った場合の固定資産税の減免についての件について、財務部長お答え申し上げたいと存じます。

今回の議会で初めて御提案なされた問題であり、私どもも初めてお聞きした問題でございます。かなりむづかしい要請であると認識いたしておるものでございます。

御指摘のありましたように、心の通う施策を目指すことは市長の基本方針でございます。われわれも常々努力をしているところでございますが、本市の財政運営は、御承知のとおりすでに多額の赤字を抱えてございまして、これが再建のため、議員各位並びに関係各位の御協力、御指導をいただきながら、昭和54年度から単年度の黒字決算がなし得たといながらも、実質収支ではまだかなりの赤字を抱えてございまして、本市の財政はなお養生期であるというふうに存じているところでございます。

この時期におきまして、歳入の減収を来す施策はまことに苦慮いたすところでございまして、それとともに幾つかの問題点もあろうかというふうに認識している次第でございます。端的に申しますと、地方税法上の諸問題、それから市民の方々の税負担に対する公平性の問題、それから税金と申しますのは、先ほど議員も指摘されておられましたように、給付を含む補助施策と若干性格を異にするという問題、それから他の公共団体、いわゆる近隣各市、あるいは大阪府下全域の住民の方との兼ね合いの問題、さらには、車いすで生活の利便に供するために改造等をなされた場合の、分離して賦課する場合の課税技術上の幾つかの問題、それから現行税・財政制度上の秩序確保の問題など、もろもろの問題点があるように認識するわけでございます。したがって、今後十分勉強いたしたいと存ずる次第でございます。

以上です。

- 16番（赤阪和見君） きよう初めてこのような提案をしたわけで、なるほど部長がおっしゃるとおりだと思います。ぼくは何も部長の言ったことを一つずつくずしていくという気は毛頭ありません。

しかし、公平性を欠くという点1つを取り上げましても、なるほど身体障害者にはいろんな特典が——特典というよりも、福祉施策が行われております。身体障害者の自動車税の減免、物品税の免除、市民税等の控除、所得税等の控除、また、いろいろの割引——自動車等の割引、高速道路の割引等、いろいろの施策の中で一貫性をもって行われております。公平性を欠くということはないと思うわけです。

健康な人と健康でない——健康でないというよりも、身体障害を持つ、車いすで1級、2級

の方が大変な生活を余儀なくされている。普通であれば建て替えなくてもいいのに、障害になったがゆえに、借金をしながら、医者 の指導を受けて建て直して、改造したという点が、たくさんあります。全部とは申しませんが、身体障害者自動車税の減免のような形で、限度額を決め、それに対する割合も決めて、一定の者を助けていくことが必要ではないか。

特に、私は和泉市の行政の中で言えることは、他市との比較、いろんな面でいつも遅れている。よそがすれば、銭があったらする。銭がなかったらせえへん。銭がなかったらできんのはあたりまえで、わかるんですが、そういう点で、いろいろと問題がそこにきているように思うんです。

そういう点で、水道を引き合いに出して悪いですけども、これは、この前ぼくが間違うておったんでね、ここで了解を願いたいのですが、日本一水道が高いと。いや、日本一高くはない。大阪で6番か7番にいまなっているんだというふうに部長から聞いて、ああそれだけ努力していただいているんやなど。何かそういう、和泉市に住んだら悪いような、特に、身体障害者の方なんかは、岸和田では給付を大きく受けておる。ここへ来たがゆえに半分に減った、また、ないようになった。そういう結果があるわけです。

そういう点で、よそにないやつが和泉市の一つぐらいあってもいいんじゃないかと思うんで、その点よく検討の上、来年4月の新年度を目途に、何らかの結果を出していただけるようにの願いたい。あと答弁要りません。それだけやってもろたら結構です。終わります。



○ 議長(藤原要馬君) 8番原重樹君。

○ 8番(原重樹君) 8番原です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、関西新空港問題、先ほど赤阪議員からの質問もありましたけれども、させていただきますと思います。

最近、特に関西新空港問題での動きが活発化しておりますが、しかし、もとを正せば、現在の新空港問題のもともとの出発点は、昭和49年の運輸省と航空審議会にあるということですが、その内容を思い出すことは、いまの情勢のもとでは非常に重要なことと考えております。

それによりますと、泉州沖建設は、一つは現空港の廃止を前提とする。2つ目には、無公害空港建設の可能性。そして3つ目には、地域と調和した空港、こういうことを約束しております。しかし、残念なことに、現在はこれらの原点がすっかり歪められておる状況だと言わざるを得ません。

特に、最近に至りましては、大阪府の岸知事は、4月の形ばかりの公聴会、そして5月の先

ほどの8市5町の首長との会談など、まさに既成事実をつくり、住民や自治体の意見を聞いたということで、建設のゴーサインを1日も早く出そうとしております。また、6月7日の大阪湾サミット、あるいは神戸沖案の発表などの動きに、より一層拍車がかかろうかというふうに思います。

こうした状況の中で、市長と知事との会談も行われました。そうした中で、関西新空港問題に関しまして疑問点、市としての態度などについて質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほどから話の出ております25日開かれました知事との会談の内容についてでございますけれども、先ほどの話の中でも多少ございましたけれども、逆に聞いておきたいのは、地域整備要求案、この中で、府がやってくれるだとか、あるいは責任を持って国にやらせるという、いわゆる確証のとれたものが、現時点であるのかどうか、明確にお答え願いたいと思います。

また、地域整備以外で、市長が先ほど生活障害がないように云々という環境の問題を言われましたけれども、空港本体の問題、環境問題、こういった問題で具体的に意見を岸知事に言ったのかどうか。もし言っておれば、具体的にそれをお示しください。

2番目に、環境問題、いわゆる公害問題についてですけれども、先日の特別委員会の発言でも、それから先ほどの答弁におきましても、運輸省、府の調査を信頼するということでしたけれども、3点セットが提示されて以後、先ほどの検討会、専門委員会等で、現在までの間に、和泉市内での公害のおそれのある点、あるいは心配される点、こういったものについて具体的に検討したことが実際にあるのかどうか、もしあるのだったら、具体例でお示しください。

3つ目に、今後、空港問題に関して市民だけの意見を聞くような計画はあるのかどうか。

4つ目に、この空港問題では、日程だとか、道筋が大変わかりにくいということで、先日の特別委員会でも、特別委員会が最終の可否判断になるのかどうかという質問もありましたけれども、この日程について質問をしたいのですけれども、現在はどんなところであって、今後どんな手順を、筋道を通してゆくのか、この辺の見解についてお伺いしたいと思います。

次に、2番目の核兵器廃絶と平和の問題についてですけれども、大変大きな問題ですが、6月7日より始まりました第2回国連軍縮総会でも見られますように、まさに核廃絶の願いは、日本国民の、世界の人々の大きな連帯をつくり出しております。しかし、残念ながら、米ソの核軍拡競争の中でいわゆるオーバーキルという状況、つまり全8類が数十回も殺せるほどの核兵器が存在する現在、8類廃絶の危機が来ていると言わざるを得ません。とりわけアメリカのレーガン政権のもとでの限定核戦争構想では、アジアやヨーロッパが確実に核戦争にされる危機が一層強まっております。

こうした状況のもとで、ヨーロッパでは何十万人といわれる集会在次々と成功してまいりました。人々は核廃絶へと立ち上がってまいりました。また、唯一の被爆国である日本でも、去る5月23日東京で、思想、信条を超えて参加した40万人という大きな集会が開かれました。また、国連軍縮総会に提出されましたいわゆる3千万反核署名の規模を見ても、国民の核兵器廃絶への願いがいかに大きいかかわかると思います。いまや反核運動は、保守、革新を問わず、党派を超えて、学者、文化人、宗教者、芸能人なども巻き込むまさに各界各階層の人々が、1つの流れに融け合っ、国内的にも、国際的にもみごとに結集されつつあります。

こうした状況の中で、まず、核兵器廃絶問題での市長の考え方をお聞きしたいと思います。そして具体的に、市として核兵器廃絶のための意思表示を何らかの形とする計画があるのかどうか、お尋ねをいたします。

3番目の福祉問題についてですけれども、臨調、行革路線が推し進められている中で、地方自治体にも大きな影響が出ようとしている中で、特に福祉問題については、先ほどからの答弁もそうですけれども、国の57年度予算でも実質、大幅に削られているのが現状であります。ますます福祉の後退が懸念される中で、きょうは部分的ではありますが、2、3今後の取り組み等について質問をしたいと考えております。

まず、1の総合会館についてですけれども、その後の進捗状況はどうか。あるいはまた、今年度100万程度の調査研究費がついておるわけですが、いままでに集めた資料や、市としての考え方の素案なり、中間報告をしていただけるのかどうか。もししていただけるのだったら、いつごろになるのか、お答えをお願いします。

次に、5月より始まっております母子保健相談についてでございますけれども、この間の状況について、短期間ではありますけれども、報告をいただきたいと思います。同時に、今後の改善策などの発展状況、こういうものがあればお聞かせ願いたいと思います。

最後に、障害者児対策問題についてですが、臨調、行革路線の中で、国際障害者年に伴う長期計画がどうなっていくのか、懸念するわけですが、国、府の見通し、本市としての長期計画の見通しなどについてお聞かせを願いたいと思います。さらに、障害児教室が中止されたと聞いておりますけれども、この点、まず事実かどうかという点。もし事実だとしたら、その辺の理由、今後の対策、方向などについてお答えをお願いしたいと思います。

以上で終わりますが、答弁等によっては再質問の権利を留保して、終わっておきたいと思っております。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 関西新空港問題という中で、岸知事との懇談並びに基本的な考え方だ

け私から申し上げて、補足すべき点は担当より補足をさしたい、こういうように存じます。

先ほど来の赤阪議員さんの御質問の中でお答えをさせていただいているとおりでございまして、知事とは5月25日11時から約半時間会談をする中で、環境影響評価についての今後の進捗調査なり、いろんな徹底方の申し入れを第1点にさせていただきました。

第2点は、地域整備について、本市の空港特別委員会で御説明をいたしました諸点にのりまして、知事に重点項目を挙げて、その要望をいたしたところでございます、非常に理解を示していただいた、このように存じております。それは5月25日のことでございます。

それから、現時点でのこれからの手順等非常にわかりにくいじゃないかというお尋ねでございます。先ほど来から赤阪議員さんの御質問でお答えをいたしましたとおり、大阪府としては来月に入れば、具体的に運輸省と3点セットについての——三府県に運輸大臣が示してから1年たっておりますが、3点セットについての考え方を国に示し、進めていくという手順になってまいるというふうに私は存じております。

その中で、この月末を目途に、8市5町としても、先ほど端的な申し上げ方をさせていただきましたが、せっかくの機会ですので、お時間をいただいて、空特委員会で話をしたことと同じでございますが、そうした考え方、いわゆる8市5町とも共通の回答を意見として府にしまいる、こういうことに相なっております。御理解をいただきたいと思います。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 空港問題に関連いたしまして、特に環境の問題で具体的に検討したことがあるのかどうか、どういう事項を検討したのか、それから今後、市民の意見を聞く意思があるのかどうかという点でございます。

環境問題につきましては、運輸省から示されました3点セットの環境影響評価案、これが中心になっておるわけでございますが、御承知のように、非常に膨大、難解な専門的な資料が多うございまして、それはそれながらに検討委員会、また交通公害課の担当等で検討を進めたわけでございます。また、3月に行われました実機飛行テストにつきましても、本市も一定の観測を行ったということでございますが、結果的には、いずれも飛行機騒音等につきましては、海城から遠く離れておりますために、本市についての影響はほとんど認められなかったというのが結論でございます。

懸念されますのは、将来、中央丘陵を中心に道路交通網が整備されました段階で、特に、自動車等の通進による影響等が懸念されるわけでございまして、この面につきましては、今後、実施事業主体等を含めた環境影響評価等の実施等、一定の監視体制を強化していくという御注文をつけているわけでございます。

それから今後、市民から特に御意見を承る。たとえばアンケートでもって聞くとかいうふう

な形でございますが、率直に申し上げまして、これまで議会、委員会の御意向を十分に承って、対応を申し上げてきているところでございまして、今後につきまして、近々のうちにそのような手段を講ずるという考えは、現時点では持ち合わせておらないわけでございます。

- 8番(原重樹君) 最初に、空港問題でお願いしたいと思うんですけれども、まず、知事との懇談で、私は一つは、地域整備以外で具体的に言ったことがあればということでも御質問したんですが、先ほどの赤阪議員に対する答弁と同じように、生活障害云々ということと言われたんですけれども、一般論であって、具体的に、自動車のここが心配だから何とかアセスメントしてくれとか、そういうことが言われなかった。新聞等でも、この会談についていろいろ報道しておりますけれども、地域整備だけというのは、事実上のゴーサインやというような受け取られ方ですな。岸知事に対しての受け取られ方ですけれども、そういうふうに書いている新聞が多いということ、最初に指摘しておきたいと思います。

それと同時に、地域整備それ自体の問題なんですけれども、岸知事が理解を示したというふうに言ってますけれども、先ほどの十何項目の地域整備の要求というのは、希望というのはわかるんです。しかし、希望と現実はいずれも違うということを知っている必要があるんじゃないか。

たとえば、これは5月31日の朝日新聞の夕刊なんですけど、それを見ますと、いわゆる題字だけを言いますと、泉州地域整備の夢しばむ、とか、つれない返事、とか、財政難地元の構想にも矛盾、とか、天国か地獄か、というような書き方をしておりますけれども、結局、財政問題がからんで、大変な地域整備云々ということになれば、むずかしい状況だと思うんですがね、現実には、そういう意味では、先ほどから理解を示してもらったと言われているけれども、実現度という意味ではどう判断しているのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから環境問題についてですけれども、3点セットが膨大でというのはわからないでもないんですけれども、わかりやすくするために、具体的な例として引きますんで、もし検討しておればお答えを願いたい。検討してなかったらそれで結構ですけれども、2点ほど挙げておきたいと思います。

一つは、窒素酸化物の問題ですけれども、55年の12月に出た「和泉市の公害の現況と対策」というあれを見ますと、公害移動観測車の測定結果が載っているんですけれども、二酸化窒素あるいは一酸化窒素あたりを見ましても、和気小、石尾中、槇尾中、信太中で測定しているんですが、石尾中が一番高いんですね。日平均で0.026PPmになっているんですね。

これは考えてみますと、こういうことを事務段階で考えられたかどうか知りませんが、これは一般論の不安点を言っているわけで、科学性があって言っているわけじゃないですから、



そういう面で聞いてほしいのですけれども、臨海がありますね。浜風に乗って公害が山にぶつかって、まち中よりも高い数字が出ていると思うんです。今回、実際にできますと、たとえばジャンボ機一機が離陸するのに、5,000台分の自動車が一時間に走っただけの窒素酸化物を出すといわれている。そういうことから考えれば、現在の窒素酸化物の総排出量、その分だけ空港で出る。ですから、約2倍になるといわれているわけです。

そうすると、たとえば石尾中あたりなんていうのは、バラ色の絵を描いている中央丘陵の真ただ中ですからね、緑の住みよい住宅云々というよりも、これはもう公害の住宅になりはしないかというような懸念もされるわけです。だから、和泉市内で考えられるこういう問題について、実際に検討されたことがあるのかどうか、お伺いをしたい。なかつたら結構です。あるとしたら、科学的にその根拠が示せるのかどうか。

それからもう一点、これは、三点セットの中の環境アセスメントにはない問題だと思いますけれども、和泉市内の地場産業といわれる繊維、あるいは都市近郊農業として高度化を図っていかうとする農業ですけれども、空港ができることによつてこれらがどう変化し、どのような影響を与えるのか、これについて検討したことがあるのかどうか、お伺いをしておきたい。

それと三つ目の市民の意見を聞く問題ですけれども、先ほどの答弁では、必要性を認めない。いままで議会等でも十分に聞いているんでということだと思いますけれども、たとえば岸和田では住民アンケートをとつておられます。そのアンケートの中身を見ますと、七割が空港問題での不安点を訴えております。和泉市でもこのぐらいのことは最低すべきだと思うんですね。する、しないというような話になつたらあきませんので、この点は、民主的にやるやつたらそうすべきだということで、強く指摘をしておきたいと思います。

四点目の日程、筋道の問題ですけれども、非常にわかりにくいと申し上げているのは、具体例で聞きますけれども、先ほど三点セット、三点セットと言うてますけれども、いわゆる政府案にできなかった運輸省案、これによつて予備協議となつておるわけですか。それで、その可否判断云々ということもあるんですけども、ここがいつも私よくわからんところなんです。今後、正式な政府案になつたらですね、先ほど三点セットで国にどうのこうのと言いますけれども、これはいわゆる政府ということじゃないですか。運輸省案でしかないんですから。今後、正式な政府案になつたら、予備協議に対する本協議というのがあつて、最終の可否判断というのは出てきますんですか。どうもこの辺がうやむやの形で進んでいるんじゃないかと思うんで、その辺実際どうなんだということをお聞きしたい。

それと同時に、今月末ですか、正式な文書回答をしていく、要請をしていくんだということですが、これはそうすると、最終の可否判断を問われているものになるのか、どんなも

のなのか、どういう位置にあるのかということをお聞きしたい。

- 市長（池田忠雄君） たくさんお尋ねになりました、ちよつとわかりにくいので、おしりの方からお答えさせていただきたいと思います。

最終的な可否判断になるのかどうかというお尋ねにつきましては、大阪府としては、現時点での三点セットについての国へ回答する中で、地元八市五町について意見を聞きたいというのがいまの態度であります。よろしく。

それから岸知事との話の中で、知事は非常に理解を示されたというのが、その実現度はいかがかと。本市の抱えている課題を私は具体的に岸知事に申し上げたわけでございまして、その中で非常に理解を示された。これは空港に関連もしておりますし、また、関連するせんは別にして、本市の抱えております課題を、地域整備として国に要望していくという点で、議員さんも御指摘のとおりであります。実現できているものもあるでしょうし、またむづかしいものもあるでしょうが、これは今後、議会の御協力もいただきつつ、本市としては、これの実現に向かって邁進をさせていただいて、住みよい郷土をつくつてまいりたい、このように存じております。御協力のほどをお願い申し上げたいと存じます。

それから公害問題についてのお尋ねでございました。市町村といえますものは、こうした大きなプロジェクトに対する公害の測定機能というものは持つておりません。したがって、国が行った環境アセスメントについての結果は、一応信頼をさせていただく。なお、私どもの親である大阪府が、こうした環境影響問題について審議会を設けて、国の裏打ちをそれぞれシビアにやられた見解と態度というものについては、一応も二応も信頼せざるを得ないのではないか、こういうように申し上げているわけでございます。よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それから、前から申し上げておりますように、関西新国際空港ができた暁に、離着陸いたしますのは海上でございます。御理解いただいていると思うんですが、この上を飛ぶんじゃないやございせん。海上5キロの上を離発着して、航路はこの上ではないということです。現在の大阪空港の航路とは変わつてまいります。航空機騒音というのは、関西新国際空港ができた暁は、それがふえるかふえんかという論議はないと思います。海上離発着で処理がされていくものだというふうに的確に聞いておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 市長公室理事（平野誠蔵君） 環境問題につきまして例示をされての御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、結論的には、国なり府の検討結果を信頼するというところでございますが、和泉市の持てる能力の範囲内でそれなりの検討、分析をいたしたわけでございますが、例示のような、たとえば窒素酸化物の関係等も、科学的な根拠を示しての御説明ということら辺まではでき得ないというのが実情でございます。

○ 8番(原重樹君) いろいろ聞いておりますので、多少あつちこつちしておりますけれども、まず一つはつきりしておきたいのは、地域整備についてですけれども、知事が理解を示してくれたとか言っておりますけれども、先ほどから言ってますように、現時点では確約のとれているものはないわけですね。それは当然ですわな。これやというものはないですわね。

それと、先ほどの紹介じゃないですけど、今後強力にと言ってますけれども、いまの状況からしたら、地域整備はむつかしいという点、まず指摘をしておきたいと思います。

それから公害の問題ですけれども、例として出したのであつて、これでいくのかとかいかんのかとかいうのをやるつもりはないんですけれども、ただ、ちよつと気になるので、一言言っておきますと、海上5キロ沖で飛行機が飛びかいたら、振りまかれる公害は海の外へ出ないんですかということを、こんなことで聞くつもりはないけど、実際出るわけですからね。風に乗ってくるわけですから、その点を心配しているんでね。ちよつとつけ加えて言っておきます。

それと同時に、三点セットを、国や府がやってきたもみやから信頼するということになってますけれども、国というのはいわゆる運輸省のことなんでね、明確に言うておきたいのですけれども、これとは別に、いままでやってきた公聴会とかそういうもので、一番不安点というのは府民から出されていると思うんです。

この本についても、和泉市の公害問題について、0.026 P P mやと言いましたけれども、53年7月改定前のN.02基準では、いずれも不適合だと書いてある。そういう状況があるわけです。しかも和泉市内については、先ほどの答弁でもわかるように、科学的には何にもわからないんですね。現時点では、いままで市長は通過公害と地域整備の問題について言ってきた。地域整備一生懸命がんばる、がんばると言うているわけですが、通過公害の面では何一つ明らかになつてないと思うんです。今後やつていくんだと言っているけれども、現時点では何一つわからない。いまの時点で考えれば、実際上は、公害問題というのは考えから外してしまつたんじゃないかと言わざるを得ない。その点明確なお答えをいただきたいと思うんです。

それから日程の問題になりますけれども、参考のためにお伺いしておきますけれども、府の正式文書回答というんですか、その回答をするに当たつて、議会関係にはどのような手順を踏むのか、全然しないのかどうか、この二点ほどお伺いしたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろと御指摘をいただいた点につきましては、それぞれなりに御指摘をいただいていることを承っておりますので、今後ひとつがなばつて対応させていただきたい、このように存じておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それから整備の問題でございますが、先般、5月21日に関西新空港特別委員会の御開催をいただき、市の考え方についていろいろと御説明、御報告を申し上げ、御理解をいただく中で、

知事と会談をさせていただいた経過がございます。泉州八市五町が共同歩調で——ブロックが  
ございますので、泉南は四市四町、泉北は四市一町で回答をしていくべく、先ほど私が両議員  
さんの御質問にお答えをさせていただいたことに尽きるわけでございますが、また、関西新空  
港特別委員会委員長の大谷議員さんもおられますので、正副委員長さんとも御協議さしてい  
たしまして、対処をしてみたい。こういうように存じておりますので、よろしく願い  
いたします。

- 8番(原重樹君) 正副委員長ということは、私も話をしてくれるのかなというふうに思  
いますけれども。

時間もあれなんで、そうそう追及はしませんですけども、先ほど答弁漏れで、どうしても  
わからないので、もう一回はつきり言うてほしいんです。わかるかわからんかが一つの問題に  
なると思うんですけども、正式な政府案というのは今後できて、本協議があつて、これの最  
終可否判断というのはあるのかどうか、この点はつきりしていただきたい。その返事によつて、  
今回の正式文書云々というのが大きくかかわってきますのでね。

それと同時に、今回のあれが可否判断云々ということに……、私はいまの動きからしたら、  
なると思うんです。市自体がそういうふうに思わなかつたとしても、いまの大阪府あたりの動  
きからすれば、そういう状況というのは出てくると思うんです。そうなれば、議会にも正式に  
はつきりとさせるべきだと思います。先ほど赤坂議員から賛成か反対かというような話もあり  
ましたけどね。その辺の見解、もう一度お伺いしておきたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 非常にむづかしい御質問でございまして、私が承知をいたしてありま  
す範囲においては、3点セットの運輸省の提示が1年前に3府県にあつた。3府県がこれに対  
して意見を申し上げていく、そういう一つの判断資料としての八市五町での御意見を聞きたい  
というのが、大阪府の態度であるわけでございます。これはそのとおりであろうと思います。

ただ、議員さん御指摘のように、運輸省案でございまして、これから大蔵、建設、国土、農  
林というふうに、運輸省との煮詰めの中で、政府、日本国家としての態度というものが出てく  
るのではないかと、こういうふうに存じておりますので、ひとつ御賢察をいただきたい。

- 8番(原重樹君) 市長は答弁の初めに、むづかしい問題だと言いましたけど、実際そう  
だと思うんですわ。どこへ行っているのやら、どこへ行くんやらさっぱりわからんというのが、  
市の正直な考えやろと思うんです。現実はそのような状況だということですよ。

それから、いままでの質問でも明らかなように、地域整備についても、現時点では国、府の  
保障、確証は何もない。環境問題、公害問題についても、今後やつていくとかいつてますけれ  
ども、和泉市の中で起こり得る問題について実際検討してないわけでしょう。空港の計画とあ

わせて、財政問題などさつぱりはつきりしないわけですね。ましてや政府案でもない。結局、こんな状況で、市として可否判断の材料が何にもないという状況の中で、可否判断ができるのかどうかということなんです。こういった不十分な点、今後府に対して、または府を通じて国に対して意見を言っていくという立場でないとかんと思うんです。地域整備やらいろいろ積んで走り出した列車に飛び乗って、皆でわいわい言っている。列車に乗り遅れたらあかんというのでやっている。そんな感覚ではだめだと思うんです。

ですから、問題点とか不安点が解決されるまではですね、現在何一つ解決していない状況の中では、空港建設強行には反対して、現時点での可否判断はしない、はつきりするまではしないというのが、私は市民に対する責任だと思います。いまは、市民からの意見も十分聞いて、調査も含めて、解決していく。時間がないのであんまり言えませんが、このことを強く指摘しておきたいと思います。くれぐれも、安易な決断によつて将来に、子孫に悔いを残すことのないようにしていただきたい。

では次、時間がないので簡単をお願いします。

- 市長（池田忠雄君） 時間の関係で簡単に答弁をせよという御趣旨でございますので、ごく簡単にお答え申し上げたいと思います。

2点目の核兵器廃絶と平和の問題についてでございますが、56年、昨年10月1日に和泉市議会の本会議におきまして、非核3原則の堅持を求める意見書というものが、議会の全会一致で御決議をいただきました。これが私は和泉市の態度だと存じております。戦い敗れて30数年たちますけれども、世界の中で核の悲惨さを知っているのは私たち日本人でございます。そういう立場の中で、核を持たず、作らず、持ち込ませずという非核3原則を貫いて、世界の平和に貢献していくのが日本人の果たす役割だと、このように私も存じております。議会の御決議が和泉市の意思決定だというように理解をいたしております。

先般、57年の5月27日、全所属会派ですから7会派でございますが、完全軍縮国会決議がなされ、6月9日、第2回国連軍縮総会において、日本国民を代表して鈴木総理が、世界のひのき舞台の中で、非常に格調の高い核兵器廃絶、日本の悲願についての演説をされました。その要旨を読まさせていただいて、まことに当を得たものだとは私は感激をいたしております。そういうことで御答弁にかえたいと思います。よろしく。

- 8番（原重樹君） 1点だけ。市長も感激していただいたところで、具体的に和泉市としてですね、市議会は、先ほど紹介があった非核3原則のあれがありますけれども、たとえば高石市あたりはたれ幕を立てたとかいうことを聞いてますけれども、そういった、核兵器廃絶の

ためのアピールといえますかそういうものを、検討する余地があるのかどうか、その一点だけ。

- 市長（池田忠雄君） 検討させていただきます。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） 総合会館のその後の進捗状況ということでございますが、総合会館につきましては、施設内容といたしまして、障害者福祉センター、老人福祉センター等の福祉会館並びに市民の文化、教養を高めるための婦人文化会館、市民のコミュニティーセンター的な役割りを果たす公民館等の機能をあわせもった総合会館ということの建設に向けまして、関係部の次長、課長で構成いたします総合会館検討委員会を設けまして、施設内容、管理運営、場所、財源、こういうものにつきまして調査検討を進めておるところでございます。

これらにつきましては、それぞれ部会分担調査を行っておりまして、財政負担を緩和し、また、将来の展望に立った施設の建設という考えから、なお今後一定の調査検討が必要でございます。今後、具体化に向けまして精力的に取り組んでまいり所存でございます。

本年度、調査費といたしまして100万円を予算で計上させていただいておりますが、これにつきましては、一定の素案ができました段階で、専門家筋に委託をしまして、一定のスケッチを申しますか、絵をかく等の資料を求める。また、議会の御意見をも十分に承りながら、御意見を反映さして、具体化していきたいという所存でございます。

具体的な案の中間報告と申しますか、これについての御意見でございますが、現時点におきましては、まだまだ各部会で検討している最中でありまして、全部を集約して総合的な判断を下すという時点まで参っておりませんので、なおしばらく検討を続けさせていただきたいというふうに考えております。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 2点目の母子保健相談の問題について産業衛生部長お答え申し上げます。

先生も御承知のように、保健婦さんは看護婦と助産婦の有資格の上に成り立つということで、大変人材的に不足でございます。さような困難の中、和泉保健所の御協力を得まして、4月と5月の2ヶ月間に限り、暫定的に保健婦の確保ができたものでございます。

相談事業の状況でございますけれども、啓蒙活動を進める中、市民相談室での相談指導の体制を整えて対処をしてきましたけれども、事業実施の日も浅く、効果は十分とはいえないと考えております。

しかし、現状のままでは設置目的にそぐわないために、まず後任として、長年勤続可能な保健婦さんの確保に努力してまいり、ようやく過般来採用できまして、体制が整いました。なお一方、助産婦会の皆様方の積極的な協力も約束できました。

かようなことから、すでに計画してまいっております市民相談室での相談事業に加えて、今後の対応として、6月末より実施計画中の乳幼児結核検診等の実務をさせまして、なお衛生婦人奉仕会の皆様方の御協力も得、連携を密にして、早く地域の実情を知ってもらい、各地域における集団相談開設の計画をまとめているところでございまして、母子保健増進のための実効を上げてまいりたいと考えておるわけでございます。

以上お答えいたします。

- 市民部次長（中川鉄也君） 3点目の障害者児対策問題について市民部中川よりお答えしたいと思ひます。

第1点目の障害者年の長期計画の問題でございしますが、国としては、本年3月に基本計画が出されております。しかし、内容は、理念と申しますか考え方が中心でございまして、具体性には乏しいと申しますか問題があるような気がしております。これを受けまして府は、8月ごろに長期計画を出すという話を聞いておりますが、時期的には若干流動的な要素もあるというぐあいに考えております。

当市といたしましては、府の長期計画が出された段階で、これらとの整合性を図りながら、和泉市としての長期計画を策定するという前提のもとに検討してまいりたいと考えております。

2つ目の障害児教室でございしますが、われわれは訓練教室という呼び方をしております。これが中止となったのは事実かどうかという観点からの御質問でございしますが、事実かどうかということでは、事実でございします。これは従来、母子寮の一室を使って、訓練教室ということで、昭和44年6月より開設しておったわけです。生活指導及び相談ということで、週1回、児童相談員が兼務してこれを開設しておったわけですが、昨年の9月に利用者が2名になったので、その段階から一応休設さしていただいたわけです。

これの理由でございしますが、2名になった理由としては3点考えております。

1点は、障害児保育ということで、保育所で障害児を積極的に受け入れるという立場を昭和53年度よりとったわけですが、その結果、保育所の保母等の献身的な努力もあって、多くの障害が克服されたり、あるいは障害児にとって著しい発達をもたらした例が数多く見られたということで、障害児保育が専門家や医者の間でかなり重視され、それを聞いた保護者や専門家等からの支持を受けて、保育所での障害児保育は現在、約70名の子供を当市では受け入れているというのが、第1点でございします。

第2点は、大阪府立をはじめいろいろな障害児の通園施設が各地にその後できたわけです。それらへ通園されているということ。

3点目は、週1回であったということ。母子寮の1室を使って、児童相談員が兼務というか

らこうでやっていたという不十分さ等もあって、こういうぐあいになったのではないかと  
思っております。

今後の考え方といたしましては、まず、さらに保育所での障害児保育を充実していきたい。  
いまは主として公立保育所中心でございますが、今後は民間保育所においても、障害児保育を  
充実するように取り組んでいきたい。あわせて、われわれとしても障害児の訓練教室といいま  
すか、訓練施設は一切必要だというぐあいには考えておりません。したがって、今後も、  
総合会館構想の中で、面的な場所の問題の確保等も含めて、十分調査研究してまいりたいと思  
いますので、よろしくお願いいたします。

- 8番(原重樹君) 総合会館の問題で一言気になることは、総合会館となると、あれもこれ  
もやということで、大きな規模を想像するんですけども、しかし、機能的にまさに十分な  
ものがとれないという多目的ホールみたいなものを1つ置いて、名前だけ総合会館というのも懸  
念されますのでね。その点でお茶を濁すことのないようにしていただきたい。同時に、この  
問題では、かねがね言ってますけれども、市長の決断がいつになるのかということが大きな問  
題ですので、時期についても早急をお願いをしておきたいと思ます。

それともう1つ、母子保健相談のことについてですけれども、がんばって保健婦さんも捜し  
ていただいて、結核検診をしていただくということは非常に結構だと思います。

しかし、ぼくがここで1つ提起したいのは、これは産衛の管轄だということで、産衛が答  
えられましたけれども、母子手帳の交付みたいな話とは全然違いますのでね。その辺、縦割りの  
行政ということではなしに、福祉問題としてとらえ、障害児問題などとも結びつけるような体  
制で、有機的な、きめ細かな体制をとっていく必要があるんじゃないかと思うんです。その辺  
も今後の課題として提起しておきたいと思ます。

最後に、障害児教室の問題ですけれども、保育所に、あるいはほかの施設に処置されていた  
ということで、障害児教室が自然消失しているというような感じですけども、前にも言った  
かと思ますけれども、幼児健診でも、実際に来る人は出生児の3分の1、その中でも30人ほ  
どが障害児と認定されているという保健所あたりの数字を言いましたが、実際にはまだまだ部  
分的だと思うんです。こういうものを一生懸命、たとえば障害児を見つけ出し、追跡調査もし  
ながらやっていくとなれば、一方で、訓練施設も充実してなくてはならないわけです。そう  
なると金がかかるというので、足踏みをしていると。実際はそこだと思うんですね。

ほんまに総合的にしていけるのかどうか、その辺の判断だと思うんです。でないと、障害児  
を何ぼ見つけたところで、あとの処置もないすることもできんじゃないかという発想になって、  
まあ、いまは保育所でもいけるようになったから、おいとけというようなことになるんでね。



できるだけ総合的な形での体制を早くつくっていただきたい。先ほどの母子相談もそうですが、現在あるケースワーカー等も含めて、医師、専門家等のグループも含めての体制というものをつくっていただきたい。

同時に、先ほども申しましたけれども、福祉会館としての機能を備えた総合会館が1日も早く建設されることが必要ですので、この点も強く指摘して、終わっておきたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（藤原要馬君） 以上をもちまして、議員各位の御協力によりまして、一般質問は予定より早く終了いたしました。厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。

本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれをもって散会いたします。

なお、過日の議会運営委員会で了解を願っておりますので、明16日は議案審議を繰り上げてお願いしたいと思います。定刻御参集をお願い申し上げます。

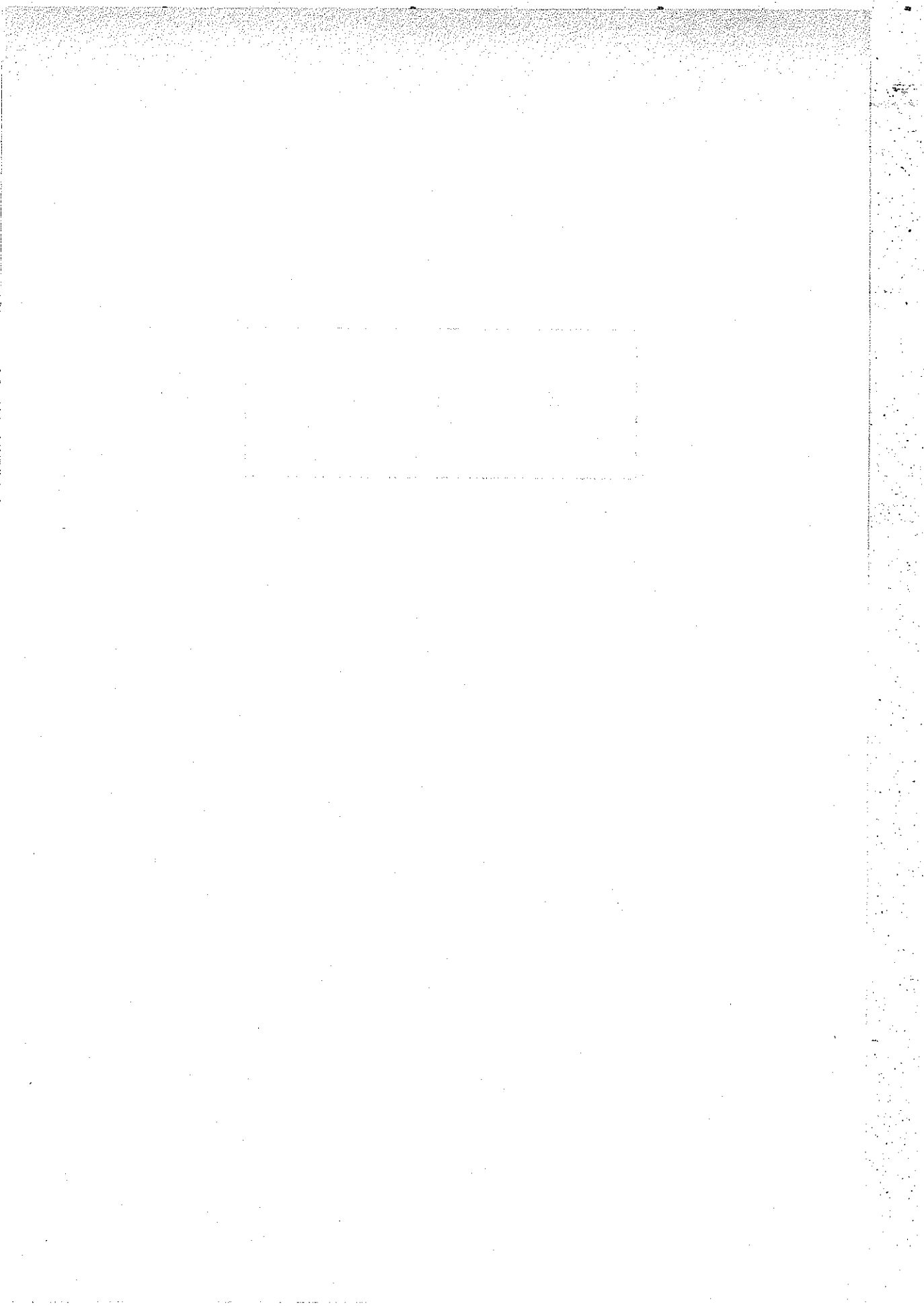
どうも長時間ありがとうございました。

（午後3時25分散会）





第 2 日



昭和57年7月16日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
5番	田 中 包 治 君	18番	松 尾 孝 明 君
7番	勝 部 津喜枝 君	19番	大 谷 昌 幸 君
8番	原 重 樹 君	20番	出 原 平 男 君
9番	直 村 静 二 君	21番	池 辺 秀 夫 君
10番	天 堀 博 君	22番	飯 坂 楠 次 君
11番	成 田 秀 益 君	23番	田 中 昭 一 君
12番	横 田 憲治郎 君	25番	奥 村 圭一郎 君
13番	並 河 道 雄 君	26番	仁 井 明 君
15番	穴 瀬 克 巳 君	28番	貝 淵 博 治 君
		29番	藤 原 要 馬 君

欠席議員(2名)

6番	三 井 正 光 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
----	-----------	-----	-----------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同和对策部次長兼総 合調整課長事務取扱	向 井 洋
助 役	坂 口 禮之助	市 民 部 長	富 田 宏 之
収 入 役	中 塚 白	市民部次長兼福祉事務所長	中 川 鉄 也
参与兼市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
市長公室理事事務取扱	平 野 誠 蔵	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
兼企画室長事務取扱	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 次 長(商工担当)	青 木 孝 之
兼人事課長事務取扱	石 本 博 信	建 設 部 長	逢 野 一 郎
秘書広報課長	麻 生 和 義	建 設 部 次 長 兼 建 築課長事務取扱	中 上 好 美
財 務 部 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
財 務 部 次 長 兼 財政課長事務取扱	橘 本 昭 夫	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同和对策部長	生 田 稔	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱			

改良事業部長	角谷泰夫	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長	前田守正	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長兼工 事課長事務取扱	笠木恒忠	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林淳	指 導 部 長	藤原巳好
病院事務局長	藤原光夫	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 次 長	明坂貞士
水 道 部 長	田中稔	管 理 部 総 務 課 長	稲田順三
水道部次長兼総扱 務課長事務取扱	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会 計 課 長	赤田信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査事務局長兼公平 委員会事務局長	山本亮夫
用地担当理事・土地開発 公社事務局長	内田繁	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
教 育 委 員 長	堀内由延		

※ 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させぬ。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

○  
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月16日)

日 程	種類及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和56年12月分)	P. 1
2	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年12月分)	P. 11
3	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年12月分)	P. 17
4	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和57年1月分)	P. 22
5	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年1月分)	P. 32
6	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年1月分)	P. 38
7	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和57年2月分)	P. 43
8	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年2月分)	P. 53
9	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年2月分)	P. 59
10	監査報告 第16号	定期監査(昭和56年度第2次分)結果報告	P. 64
11	議 案 第38号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 53
12	議 案 第39号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	P. 56
13	議 案 第40号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 59
14	議 案 第41号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 64
15	議 案 第42号	昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 69
16	議 案 第43号	市道の路線の廃止及び認定について (役場前線並びに役場前1号線及び役場前2号線)	P. 73
17	議 案 第44号	工事請負契約の締結について (和泉市立信太中学校増築工事)	P. 76
18	議 案 第45号	工事請負契約の締結について (和泉市立光明台中学校増築工事)	P. 78
19	報 告 第5号	専決処分の承認を求めることについて (幼児の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解)	P. 5
20	報 告 第6号	専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定及び和解)	P. 8

日 程	種 類 及 び 番 号	件 名	摘 要
21	報 告 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 11
22	報 告 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第6号))	P. 32
23	報 告 第 9 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))	P. 39
24	報 告 第 10号	専決処分の承認を求めることについて (昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第1号))	P. 43
25	報 告 第 11号	昭和56年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 47
26	報 告 第 12号	昭和56年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	P. 49
27	報 告 第 13号	昭和56年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	P. 51
28	報 告 第 2 号	和泉市土地開発公社昭和56事業年度決算書類の提出について	P. 1
29	報 告 第 3 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度決算書類の提出について	P. 3
30	報 告 第 4 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度事業計画書類の提出について	P. 4
31	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	P. 80

(午前10時3分開議)

- 議長(藤原要馬君) おはようございます。議員の皆さんには御多忙のところ連日の御出席まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは19名でございます。柳瀬議員さん、三井議員さんより欠席の届け出がございます。遅刻の届け出は天堀議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。

現在19名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいま報告のとおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。



本日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、御了承を賜りたいと存じます。

- 議長（藤原要馬君） それでは、議案審議に入ります。日程第1より日程第10までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 監査報告第7号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年12月分収入役扱の出納について、検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年2月24日

監査委員 久光喜多男  
同 横田憲治郎

##### 記

- 1 検査実施日 昭和57年2月24日
- 2 検査の対象 昭和56年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第8号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年2月24日

監査委員 久光喜多男  
同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年2月24日
- 2 検査の対象 昭和56年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年2月24日

監査委員 久光 喜多男  
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年2月24日
- 2 検査の対象 昭和56年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年3月26日

監査委員 久光 喜多男  
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年3月25日
- 2 検査の対象 昭和57年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年3月26日

監査委員 久光 喜多男  
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年3月25日
- 2 検査の対象 昭和57年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する

昭和57年4月23日

監査委員 久光 喜多男  
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年4月23日
- 2 検査の対象 昭和57年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年4月23日

監査委員 久光 喜多男  
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年4月23日
- 2 検査の対象 昭和57年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、次のとおり報告する。

昭和57年4月23日

監査委員 久光 喜多男  
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年4月23日
- 2 検査の対象 昭和57年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第3項の規定に基づく昭和56年度定期監査(第2次分)を別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和57年3月31日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

- 議長(藤原要馬君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第7号より第16号までの報告を終わります。

- 
- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第11「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第38号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「昭和56年度分」を「昭和57年度分」に、「23万円」を「24万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料から適用し、昭和56年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

近年の経済情勢にかんがみ、低所得世帯にかかる保険料の軽減を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第38号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
附 則	附 則
1	1
略	略
5	5
（昭和57年度分の保険料の減額の特例）	（昭和56年度分の保険料の減額の特例）
6 昭和57年度分の保険料に限り、第21条の規定の適用については、同条中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」とあるのは、「24万円」とする。	6 昭和56年度分の保険料に限り、第21条の規定の適用については、同条中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」とあるのは、「23万円」とする。

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第38号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険の被保険者に係る保険料の軽減につきましては、和泉市国民健康保険条例第21条の規定に基づき実施いたしておるところでございますが、今般、地方税法及び同法施行令の一部が改正され、6割軽減の基準額が23万円から24万円に、4割軽減の基準額が17万5

千円から18万円にそれぞれ引き上げられました。このため本市におきましても、これに伴う所要の改正が必要となったものでございます。

なお、今回の改正は、地方税法にも規定されておりますとおり、昭和57年度のみの特例的措置でございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。附則第6項（見出しを含む）中「昭和56年度分」を「昭和57年度分」に、「23万円」を「24万円」にそれぞれ改め、低所得者に係る保険料の負担の軽減を図るものでございます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料から適用いたすものでございます。

なお、昭和56年度分までの保険料につきましては、従前の例によるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容につきまして説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 9番（直村静二君） いまの説明を聞いておりますと、減免と言うと非常に聞こえはいいですが、1万円とか5千円とか、そういうものが引き上げられている。ですから、これによる本年度の予算からくる、保険料の徴収からくる減免の額はどうなってるのかが一つ。

この分については、一定の減額があっても、従来、私が主張しております和泉市の国民健康保険料賦課の対象である土地・家屋、この分の率が未だ高。これは本年、3年目ごとの改定で非常に上がってる。こういう、5千円、1万円の減免、片方でかなり高くなって固定資産、収入も何億でしょう。全然勘定が合わない。現在黒字であれば、当然還元するために、同時に固定資産税の賦課率100%を下げてはどうかという意見なんです、その2点についてお答え願いたい。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） お答えさせていただきます。

第1点目の保険料の軽減額でございますが、保険料の軽減につきましては、ただいま御説明申し上げましたように、地方税法の規定によりまして、一定の所得以下の世帯については、特別に保険料の軽減をいたしてございます。今回、昭和57年度におきましては、23万円から24万円に1万円引き上げをした。また、4割軽減の世帯については、1人当たりの額が17万5千円から18万円に引き上げたものでございます。この軽減額については、当該年度の市民税の所得を使います関係上、現在の段階では、まだ額が出てございません。毎年10月の段階で保険料軽減の措置を講じておりますので、その段階で確定するわけでございます。

なお、参考までに昭和55年度と56年度の比較でございますが、55年度22万円から56年度は23万円に6割軽減の分が改定されましたが、それに伴う件数は、約20件ほどの増加でございます。額につきましては、当該年度の均等割の額の6割、4割の軽減でございますので、年度によって異なってまいります。

次に、保険料の資産割賦課の件でございますが、御承知のとおり、保険料につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの方法で賦課させていただいております。資産割の件につきましても、総額の15%を資産割の額として保険料をいただいておりますが、御指摘のとおり、固定資産税の評価が相当高くなっておることでございますが、当該年度の総医療費に対する保険料は一定してございます。これに対する15%ですので、仮に来年度において評価替え等により固定資産税の額が相当上がってきた場合、15%の範囲以上になった場合、当然、料率の変更はあり得ることでございますので、その段階で当然、調整するものでございます。

よろしく願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) わからないことはない。固定資産税が何は上がっても、3.0万出ても2.3万円や、だから、給付総額の15%やったらええやないか、という論法だと思います。私が特に言いたいのは、減免額の60と40の人、こういう人たちが資産を持ってる場合、それが減免の対象にならんのかどうか。片方だけ1万円、5,000円ふやしてもろうて、ちょっと減るんかと思うたら、片方の固定資産税はあかんのかということです。それをどのように判断するのか。
- 保険年金課長(谷上 徹君) 保険料の軽減につきましては、あくまでも、その所得に基づいて算定いたすものでございます。また、御指摘の資産割と均等、平等割の関係でございますが、減免につきましては、資産割がございまして、均等、平等割の軽減措置は当然講ずるものでございます。
- 9番(直村 静二君) だから、私の言うてるんと逆や、つまり、固定資産税から納めてその分の計算が入っても、収入が少ない場合の減額は、均等、平等割の分の減額ということでしょう。固定資産税についてはほしないということやね。払われへんという問題が起こったら、家や土地を売るということになりますわな。これは課長1人の見解とか市長の判断だけではやりにくい。いずれ国保の審議会で十分検討してもらわんとほんまにだめですわ。中身をちょっと上げるから賛成ですが、余りにも実態と違う。つまり、固定資産税の分も収入、こういう低所得の人については、一定の減免をやってもらいたい。市長、どうですか。国保の審議会でも、減免の関係の分についても、固定資産税にまで波及するように講ずる意向があるのかどうか、



ちょっと聞きたい。

- 助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

先ほど保険年金課長から御答弁申し上げましたように、いわゆる資産割に対する課税賦課が保険料総額の100分の15、15%をいただいているわけでございます。したがって、固定資産税の割合が100分の15をオーバーするような固定資産税の増加があった場合、100分の15以上のものはいただくことはできないとなるので、必然的に現在の100分の8、いまいただいているのはね、それを軽減して料率を変更する措置は当然とらなければいけないと考えてるわけなんです。現在のところ、総額の100分の8を軽減できるところまではいってございませんが、たまたま、57年度は固定資産税の評価替えの年でございます。したがって、今後の推移を見て当然、資産税割に対する料率の変更、軽減を考えていくべきであると存じております。本年度の状況を見ながら、国保運営協議会の委員さん方にも御協議を申し上げ、今後の方針を決めたいと存じております。

- 9番（直村静二君） いま、助役さんが言った100分の8を若干下げることができる。評価替えでぐんと上がる。15%を上回るとはわかってます。問題は、全体の資産割の賦課率100分の8を100にするとかの考え方。

もう一つは、低所得者で減免せないかん人が土地・家屋があった場合、うんと上回って払えない。全体の平均を100分の8にしても、非常にしんどい。片方の所得は40・60の減額をしているので、その分の波及もやってもらわんといかん。助役さんの答えでは、そういう方向で考えると言ってますが、これは提案というより提言ですが、やる場合は二通り、全体の、100分の8を下げること、また、いま出されてる減免の率の中に土地・家屋の持っている人の分が高い場合、現に土地、家屋の固定資産税を払ってるんやから二重払いになってる。その二つのことを考えて、特に助役さんにきちんとやってもらいたいとお願いしておきます。

- 助役（坂口礼之助君） 前段の分につきましては、先ほど御答弁申し上げましたような考え方で対応してまいりたいと思いますが、議員さんのおっしゃった後段の分、いわゆる固定資産税を持ってるからそれに伴って保険料が上がるという問題について、低所得者の関係についても減免を及ぼすようにという御趣旨と思います。

資産割の問題につきましては、かねてからいろいろ議論のあったところでございまして、仰せのとおり、低所得者でかなりの資産をお持ちの方もいらっしゃいます。しかし、いわゆる所得の把握という面については、こういうことを申し上げて何ですが、かなりの資産を持ち、自家用車を二台も三台もお持ちのところでも、所得の面では均等割しかかかってない。こういう方もございます。そういうこともありまして、資産割については現在、まだ活用させていただ

いてるわけでございます。そうした議論も過去、ございました。そういうこともあわせて御議論いただき、後段の分に対する方針を決めてまいりたい。かように存じております。よろしく御了解願いたいと思います。

- 9番(直村静二君) 所得が少ないから減免したげないかん、ところが、たまたま住んでる家の固定資産税が高いから困ると言う。資産割についても、一定の減免規定を考えると、助役さんのお答えでは、均等割だけで自家用車を二台も持ってて、ということです。ある職員さんのお父さんが土地や家、借家も持つてる。ところが、扶養家族に入れてある、所得把握の面で。だから、国民健康保険は払わなくてもいい。なぜか資産を持つてるお父さんには収入がない。こういう例もある。

それをどうのこうのと言わんが、私はだれが見ても老齢年金で生活し、どないしてくれるんや、親戚から援助されてるようなところもある。もちろん、減免のきちんとしたもの、高ければ掛けなくてもいいように回避する方法だってある。働かなくても、最低の月収3万、4万であれば、厚生年金でばっといけるからね。だから、力のあるものはいける。そうではなく、所得の少ない人で、老齢年金しか収入がなく、援助を受けてる人のことも聞いている。たまたま、その人の名義で土地があったら固定資産税がかかる。そんな人は考えてもらわんとおっしゃる。自家用車の二台も三台も持つ人、ないとは言いませんが、底辺のことを論議せないかん。

- 助役(坂口礼之助君) 再度、お答えいたします。

おっしゃる趣旨は、資産をお持ちだが、実質上所得が全然ないという方、そういう方々につきましても、家庭生活の実情等を勘案して減免を行っていくという措置は現在でもやらせていただいているわけです。いま、おっしゃるのは、税把握の上で低所得の方全般に軽減措置をとれ、という御趣旨だと存じますので、それはいろいろ議論のあるところだとお答え申し上げました。

いま、おっしゃるような、真に低所得であるが、たまたま親からいただいた資産を持つてるということで大きな国民健康保険料がかかってくる方々につきましては、それに応じて、現課で十分に御相談に応じさせていただき、減免の対象にいたしております。従来からも行っておりますし、今後もその方針は踏襲してまいりたい。かように存じております。

- 議長(藤原要馬君) 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号を原案どおり可決いたしました。

- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第12「和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定につ

いて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 議案第 39 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池田 忠雄

### 和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例(案)

和泉市手数料条例(昭和 31 年和泉市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号ただし書を削る。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する証明のうち規則で定める年金及び恩給の受給のために必要とするもの。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

#### 理 由

高齢化社会が進む中で老人福祉政策の一環として高齢者の負担の軽減を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 39 号 参考資料

和泉市手数料条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付 1 通につき 200 円</p> <p>(2) 住民票に記載された事項の証明 1 通につき 200 円</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(非徴収の範囲)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当するものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法律、命令により取扱うもの</p> <p>(2) 官公庁のためにするもの</p> <p>(3) 一般に周知させる必要のある文書の閲覧</p> <p>(4) 公費をもって扶助せられる者または市長において手数料納付の資力なしと認められる者より請求の証明または閲覧</p> <p>(5) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する証明のうち規則で定める年金及び恩給の受給のために必要とするもの</p> <p>2 略</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付 1 通につき 200 円</p> <p>(2) 住民票に記載された事項の証明 1 通につき 200 円。ただし、年金、恩給の受給権に関する証明については、1 通につき 100 円</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(非徴収の範囲)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当するものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法律、命令により取扱うもの</p> <p>(2) 官公庁のためにするもの</p> <p>(3) 一般に周知させる必要のある文書の閲覧</p> <p>(4) 公費をもって扶助せられる者または市長において手数料納付の資力なしと認められる者より請求の証明または閲覧</p> <p>2 略</p>

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） お許を得まして、ただいま御上程をいただきました議案第39号「和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、年金並びに恩給の受給権者は、毎年、市長が証明する現況届の提出が義務づけられておりますので、本市では、昭和55年11月1日付で手数料条例の一部改正をお願いし、1通につき100円を徴収させていただいておりますが、高齢化社会が一層進み中で、老人福祉政策の一環として、年金並びに恩給の受給に関する証明手数料を無料とし、高齢者の負担軽減を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

次に、内容でございますが、現在の手数料条例第2条第1項第2号のただし書を削除し、第5条第1項第5号に第2条第1項第2号に規定する証明のうち、規則で定める年金及び恩給の受給のために必要とするもの、と定めるものでございます。

なお、規則で定める年金としているのは、いわゆる「公的年金」のみを無料とし、企業が独自で行っている「企業年金」や、金融機関等が行っている「個人年金」などの現況証明は、これの適用から除外させていただく方針であります。

次に、附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月1日より適用させていただきたいと存じます。また、この条例の施行前にすでに納付し、または納付すべきであった手数料につきましては、従前の例によることといたしたく存じます。

以上で提案の理由並びに内容についての御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 200円だったのを100円にし、今度は100円を無料にする、こういうことですね。議会の総意というか、予算委員会で、ただにせよ、とかなり主張した結果、今期は100円になったが、今度無料だという。大体、件数はかなりふえてくるんじゃないか。その点では、かなり遅きに失したと思うんですが、一応、どれぐらいの減額になるか。それと、国とかの補助は何ら関係がないのかどうか。
- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 市民部長（富田宏之君） 57年当初で予算計上いたしました件数につきましては、6,000件でございます。約60万円でございます。この提示届につきましては、出生月日にその書類

を提出しますので、今年度は4、5、6の3カ月が経過いたしますので、約45万円の減額と  
いうことでございます。

府、国の補助につきましては、一切関係ございません。

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第13「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」と日程第14「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第40号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年6月15日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「5,400円」を「5,700円」に、「9,300円」を「9,800円」に改め、同条第3項中「367円」を「400円」に、「250円」を「267円」に改める。

別表第1中「8,000円」を「8,440円」に、「8,650円」を「9,120円」に、「9,300円」を「9,800円」に、「6,700円」を「7,070円」に、「7,350円」を

「7,750円」に、「5,400円」を「5,700円」に、「6,050円」を「6,390円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和57年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害賠償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

#### 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和57年政令第98号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 40 号 参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、<u>5,700 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは <u>9,800 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、<u>5,400 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶</p>



養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については400円を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ117円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合）については、そのうち1人については267円）、その他の者については1人につき38円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1)
- 略
- (5)

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	8,440円	9,120円	9,800円
分団長及び副分団長	7,070	7,750	8,440
部長、班長及び団員	5,700	6,390	7,070

備考 略

養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については367円を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ117円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合）については、そのうち1人については250円）、その他の者については1人につき38円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1)
- 略
- (5)

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	8,000円	8,650円	9,300円
分団長及び副分団長	6,700	7,350	8,000
部長、班長及び団員	5,400	6,050	6,700

備考 略

議案第 41 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 6 月 15 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）  
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 前号に該当しない子及び父母

第 5 条第 2 項中「同項第 2 号」の次に「及び第 3 号」を加え、「同号」を「それぞれ当該各号」に改める。

別表中

80,000	165,000	230,000	320,000	430,000	550,000
65,000	145,000	200,000	275,000	380,000	500,000
60,000	130,000	175,000	240,000	330,000	450,000
55,000	120,000	165,000	220,000	300,000	410,000
45,000	110,000	155,000	200,000	275,000	380,000

を

90,000	180,000	255,000	350,000	475,000	600,000
75,000	160,000	220,000	300,000	420,000	550,000
65,000	145,000	195,000	265,000	365,000	500,000
60,000	130,000	180,000	240,000	330,000	450,000
50,000	120,000	170,000	220,000	300,000	420,000

に改  
める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項及び第2項並びに別表の規定は、昭和57年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和57年4月1日からこの条例の施行の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第99号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第41号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（遺族の範囲）</p> <p>第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者</p> <p>(3) 前号に該当しない子及び父母</p> <p>2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、<u>同項第2号及び第3号</u>に掲げる者のうちあってはそれぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>3 略</p>	<p>（遺族の範囲）</p> <p>第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者</p> <p>2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、<u>同項第2号</u>に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順序により、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>3 略</p>

新

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

階級	勤務年数				
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
団長	90,000	180,000	255,000	350,000	475,000
副団長	75,000	160,000	220,000	300,000	420,000
分団長及び 副分団長	65,000	144,000	195,000	265,000	365,000
部長及び 班長	60,000	130,000	180,000	240,000	330,000
団員	50,000	120,000	170,000	220,000	300,000

旧

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

階級	勤務年数				
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
団長	80,000	165,000	230,000	320,000	430,000
副団長	65,000	145,000	200,000	275,000	380,000
分団長及び 副分団長	60,000	130,000	175,000	240,000	330,000
部長及び 班長	55,000	120,000	165,000	220,000	300,000
団員	45,000	110,000	155,000	200,000	275,000

- 議員（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（松村吉堯君） ただいま一括御上程いただきました議案第40号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第41号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、それぞれ提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由ですが、去る4月6日、議案第40号関係につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が昭和57年政令第98号で、議案第41号につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が昭和57年政令第99号でそれぞれ公布施行されましたのに伴い、本市におきましても、所要の措置を講ずる必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、議案第40号につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引き上げようとするもので、同条第2項第2号中消防業務協力者に対する補償基礎額5,400円を5,700円に、その方が通常得られている収入に比して公正を欠く場合の補償最高限度額9,300円を9,800円に、また、同条第3項に規定されている扶養親族に対する補償基礎額、すなわち配偶者に対する加算額367円を400円に、配偶者のいない第一子に対する基礎額250円を267円にそれぞれ改正し、同条別表第一の消防団員に対する補償基礎額中、階級及び勤務年数により最低5,400円から最高9,300円まで9段階に規定されているものを、最低5,700円から最高9,800円にしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に支給すべき事由の生じたものから適用いたすべく定めさせていただきました。

次に、議案第41号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、その内容を御説明申し上げます。

同条例第1項の各号は、遺族の範囲を定めたものでございますが、子及び父母について、同項第2号で「主としてその収入によって生計を維持していた者」と規定されており、該当しない子及び父母を生じてまいることとなりますので、同項第2号の次に第3号として、「前号に該当しない子及び父母」の1号を加え、同条第2項を前項に1号を加えた関係上、それぞれの関係条文を整備するものでございます。

同条例第2条関係の別表は、消防団員の退職金支給額を定めたものでございますが、階級及び勤務年数により最低4万5,000円から最高55万円までの30ランクに区分されておりますが、これを最低5万円から最高60万円に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に退団された方々に適用いたしたく規定させていただきました。

以上、簡単ですが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、議案第40号につきましては62ページ以降に、議案第41号につきましては67ページ以降に、それぞれ参考資料として新旧対照表を掲げさせていただいておりますので、御参照の上慎重御審議賜り、原案どおり御可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号及び第41号を原案どおり可決いたしました。

- 
- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第15「昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第42号

昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和57年6月15日提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 和泉市条例第 号

昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特例）

第2条 昭和57年6月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の145」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に1万5,000円を加えて得た額」とする。

2 昭和57年6月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の195」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に1万5,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和57年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、本年6月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第42号参考資料

昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例（案）による特例措置後の規定と本来の規定との対照表

1 和泉市職員の給与に関する条例

特 例 措 置	本 来
<p>（期末手当） 第25条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては</p>	<p>（期末手当） 第25条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては</p>

<p><u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に<u>15,000円を加えて得た額とする。</u></p> <p>〔表 略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p><u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>3 〔略〕</p>
---	---

2 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

特 例 措 置	本 来
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にとっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の195</u>、12月1日である場合については<u>100分の250</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に<u>15,000円を加えて得た額とする。</u>〔後段 略〕</p> <p>〔表 略〕</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にとっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の190</u>、12月1日である場合については100分の250を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔後段 略〕</p> <p>〔表 略〕</p>

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久男） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第42号「昭和57年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。



最近の労働経済情勢及び府下各市の状況等の諸事情によりまして、本年6月に支給する期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行い、一般職員に対する期末手当の支給額を、同条例第25条第2項中、100分の140とあるを100分の145とし、かつ一律1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項に100分の190とあるを100分の195とし、かつ一律1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり、御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(藤原要馬君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番(田中包治君) これはゲリマンダー的な提案ですが、いま、行政改革で地方公務員がどうだこうだという批判の中で、こういう提案がされておる。ただ、私が言いたいのは、職員その他に対する給料は、条例に基づいて支給しなければならない。というのは、労使間に団体交渉権がないから、条例以外では出してはいけない。ところが現在、いろいろとたくさん出しておると思う。どういう進展でこういうふうにしたのか、あるいは進展せずして、ただ、給料を上げるんだと決めたものか、ここらが問題やと思う。

私、もうちょっと聞きたいが、これも問題のあるところだが、労働組合の事務局に給料を払ってる。80とか100とか、この点も御答弁願いたい。

- 議長(藤原要馬君) 理事者答弁
- 市長公室次長(神藤恒治君) お答えいたします。

夏期一時金につきましては、一応経過も踏まえて御説明申し上げたいと思います。

5月20日付で職員組合の方から一定の要求書が出されました。その要求内容は、3.0プラス5万円、そして、かつ6月1日までに解決されたい、こういった趣旨のものでございました。

夏期一時金につきましては、いわゆる条例規定分の1・9、いわゆる国公並みが基準であることは十分承知いたしておるところでございます。また昨今、公務員給与に関して、客観情勢が非常に厳しいことも承知いたしておりますが、慎重に対応してまいったわけでございますが、昨年実績が1.9のプラスアルファとして0.07カ月プラス3万円といった実績がございます。そういったこともございまして、本年度は府下及び阪南各市の動向を勘案い

たしまして、ただいま御上程申し上げているような内容で、一定の職員組合との話が成ったという経過でございます。

あとの一点は聞き漏らしましたが……。

- 5番(田中包治君) 組合運動をやった場合、休暇とかにせず、くみ休とかにして支払ってますよね。これ、まだやってますか。
- 市長公室次長(神藤恒治君) くみ休、いわゆる職免と解釈させてもらってますが、組合活動と直接関連しております上部団体等の会議等、組合活動がスムーズに実施できることを損わない範囲内の職免というものは、一定認めてございます。
- 5番(田中包治君) いや、それは何日やってますねん。
- 市長公室次長(神藤恒治君) 特に何日ということではございません。しかし、その実態、内容に応じて一応、認めているわけでございます。
- 5番(田中包治君) そうすると、無条件で税金で組合活動をやらせる。そうですね、どうなんですか。あんたらも御存知でしょう。そういうことができる条例がないでしょう。条例がありまっか。しかも、組合にそういう金銭的、便宜的な供与をしてはいけないという労組法があるでしょう。どないしまんね。わしが言ってるのはそこなんです。予算委員会で言うのを忘れたから言うとか、これは労組法違反でしょう。違反でないと言うんなら、はっきりしてください。
- 市長公室次長(神藤恒治君) 従来からそういった一定の運用を実施しておりますし……。
- 5番(田中包治君) あんた、言いわけしたかてしょうがない。違反かどうか聞いてる。労組法にはっきり書いてある。しかも、税金を使って選挙運動もやったりしてますが、どういうことや。税金で選挙運動をやらせてもらうほどありがたいものはありません。しかも、無制限とはどういう意味や。
- 助役(坂口礼之助君) 御指摘の点につきましては、私から御説明を申し上げたいと思います。

仰せのとおり、いわゆる給与を支給しながら、その給与支給対象時間内において公然と組合活動をするのは、労働基準法では禁じられてございますが、よく承知しているところでございますが、労働組合そのものの本来の活動と申しますか、純粋な労働組合活動の中で、いわゆる上部機関等の会合などに出席するような場合、特に職務専念の義務を免ずるということで、その出席する時間については、いままで許可してきたのが現実でございます。人事課長はその必要に応じて、ということで、無制限に申請があれば全部許可するような印象を与えましたが、決してそういうことではございません。一定の歯どめをつけてやるという原則に立って、

一時、職務専念の義務を免ずるとする方式をとらせていただいているわけでございます。

- 5番(田中包治君) 助役さんの言うとおりのことです。その場合は、給料を支払ってはいけな  
い、そうでしょう、組合活動ですから担当者一連責任とれよ。税金を使うてね。税金で組合運動  
や選挙運動もやってる。そしてわれわれがちょっと行ったら文句ばかりぬかしやがってね。考  
えてみなさい、ちゃんと法律で決まってる。給料を出してはいけないとね。その金をどないしまん  
んねん。組合に弁償させますか、はっきりしてください。
- 助役(坂口礼之助君) 御質問の趣旨につきましては、尊重させていただきたく存じますが、  
労使間の過去、長い慣行等がございます。そうした面について、直ちに給与カットをするという  
ことにつきましては、過去の慣行等も尊重しなければならない面もございまして、今後の大き  
な課題ということにさせていただき、できるだけ厳正に労使間の秩序を保っていくようにしたい  
と思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。
- 5番(田中包治君) そんな話はおかしいのと違いますか。法律に違反して支払ってる。条例  
も出てない。担当者は何してましたんや。あんた方には団体交渉権はない。いわゆる労働協約を  
結ぶ権限はない。わかってるやろうな。あると言うんやったらはっきりしてくれ。
- 市長公室次長(神藤恒治君) おっしゃるとおり、労働協約を結ぶ権限は持ち合わせてござい  
ません。書面協定といったことであろうかと思えます。また職免につきましては、ただいま助役  
から申し上げましたとおり、長い経過、一定の慣行がございましてそれに従ってまいったわけで  
ございます。御指摘の趣旨を十分踏まえて今後一層襟を正してまいりたいと考えてますので、よ  
ろしくお願い申し上げます。
- 5番(田中包治君) あんた、一般市民から監査請求されたらどないしまんね。弁償せないけ  
ませんよ。あんたら、それが商売でしょう、知らんことはない。知っててやってるや。あんた方  
は書面協定と言うが、それやったら議会へ出てこないかん。議会はどうしてもええということす  
か。給与についても、条例で決まったやつしか出せないんですよ。渡りとかいろいろあったが、  
渡りと一諾ですよ、出てきてない。総額100万円やと出てきても内容が書いてないからわかり  
まっかいな。後から聞いてわかってくるんと違うか。人事課長か次長か知らんが、どないするん  
や。すまんけど、勘認してくれまへんか、と言うのか。はっきりしなさいよ。あかん、できん  
と言うんなら、なぜできないかの理由をね。慣行やどうやという話はいやというほど聞いたわ。
- 助役(坂口礼之助君) 非常に厳しい御指摘でございまして、痛み入るわけでございますが、  
従来の慣行等もございまして、かつこの席で明確にお答えせよ、と言われても、非常に苦しいと  
ころでございまして。御趣旨は十分尊重させていただき、今後の労使関係の秩序を正していくよう  
現課にも強く指示し、われわれもその面に向かって改善の努力を図ってまいりますので、ひとつ

御了解を賜りたい、かように存ずる次第でございます。

○ 5番(田中包治君) 助役さんが言うように、ここで言ってもようせんかもわかりませんが、法律に違反して支出してる事実は否認ない。もうよろしいけど、担当者としてそれがわからないというのはおかしい。これをゲリマンダー的によけいやるから、これを何とか元どおりにせよ、と、なぜそういう交渉をやらないかということです。市民から言われたら弁償しなければならんようになりますよ。そこらを十分わきまえて、担当者が責任をとらないかんようなことは1日も早くやめるべきです。これで終わります。

○ 10番(天堀博君) いまの件について意見だけ申し上げ、それと本件について見解をお伺いしたいと思います。

いまの件については、条例や法そのものみの問題だけでなく、かなり以前にさかのぼれば、それなりに労働条件その他が非常に劣悪な時代もあり、町村役場当時からの問題もあるかと思えます。それから以後、職員さんがいろんな形での特典改善その他の要求、交渉をして改善されてきたと見ているわけです。その間の慣行とかについては、それが法に違反すべきものであれば部分的に徐々に改めていきなり、あるいは今後それに代るべきものをしていくことが必要だと思うんです。

同時にわれわれ議員あるいは他のことでも、この労使間の問題だけではなく、条例以外のことでやってることはいっぱいあると思う。その点を十分尊重していかなかったら大きな問題が発生すると思う。われわれの日常生活でもそういうことがたくさんあるわけですのでその意見を申し上げたいと思います。

それから、この件につきましては、職員さんの方は、労働経済情勢にかんがみて、となってるんですが、議員の今回の手当についても、いわゆる1万5,000円の上積み、「割合を乗して得た額に1万5,000円を加えた額」となってます。そういう点を考えれば、先ほどからいろいろ御意見が出てますが、それらも踏まえれば、そういう考えに立てば、これもおかしいんじゃないかと思えます。職員さんについては、それなりにいろんな交渉過程の中で、あるいは理事者の方も阪南各市の情勢をにらみ合わせながら決定されると思いますが、そのまま横滑りに議員にも、ということについては、われわれはちょっと疑問に思うわけです。その点で、これは一応、賛成なり反対ということではなく、理事者の見解をひとつ承りたいと思います。

○ 議長(藤原要馬君) 答弁。

○ 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

御指摘のとおり、今回の特別条例につきましては、議員さんの支給率は、職員と全く同率のものを支給させていただきたい、かように考えて特別条例の改正案を御上程させていただいた次第

でございます。

御承知のとおり、本市におきましては、ちょっと期日は忘れましたが、ある一定の期間は、こうしたプラスアルファの分については、議員さん方に支給していなかったという経過がございます。しかし、その後、府下阪南各市の議員さんに対しまする期末手当の支給の実態を検討いたしましたところ、各市もすべて職員と同率で支給してきているという実態がございました。各市の実態を十分踏まえて、議員さんに対しまする期末手当についても職員と同率で扱っていくということで御提案させていただいてまいった次第でございます。

御承知のとおり、いまさら私から申し上げるまでもございせんが、近年の議員さん方の活動というものは、非常勤とは申しますものの、その実態は常勤と何ら変わらないような、むしろ時間外、夜間等にかけて一般市民との接触その他陳情なり、そのさばきをしていただくという、職務上の仕事のボリュームが非常に多くなってる実態だろうと認識してるわけでございます。

そうした2つの角度から職員と同率で支給させていただきたいというのがわれわれの考え方でございます。御理解賜りたいと存じます。

- 10番(天堀 博君) 特別にはないが、やはりこの出し方の問題も以前は率で出していたときもあったように思う。ですから最終的な結果は同じになる場合だってあるかもわかりません。そういう点で、議員さんの方で遠慮申し上げていただいてなかったときもあります。その辺は、議員は理事者と交渉して額を決めるとはならないわけですから、一応職員さんの額に準ずる形で議員にも、という理事者の配慮になってると思うんです。何か職員さんのいろんな交渉の過程で一定の額が決まり議員の方がそのおこぼれにあずかるという形もちょっとどうかと思いますので今後の1つの課題と考えていただきたいと思います。何か片方が上がればこっちも上がるというアベックでいく形は是正したい、あるいは出し方についても検討していただく必要があるのではないかという意見を申し上げておきます。

- 議長(藤原要馬君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、よって議案第42号は原案どおり可決いたしました。

- 
- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第16「市道の路線の廃止及び認定について」(役場前線並びに役場前1号線及び役場前2号線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第43号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
役場前線	520.00	2.80 } 5.00	幸町17番地の1先	幸町183番地の1先	

2. 認定する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
役場前線 1号線	97.20	3.70 } 3.90	幸町17番地の1先	幸町21番地先	
役場前線 2号線	170.50	2.80 } 3.80	幸町120番地先	幸町183番地の1先	

議案第43号参考資料

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

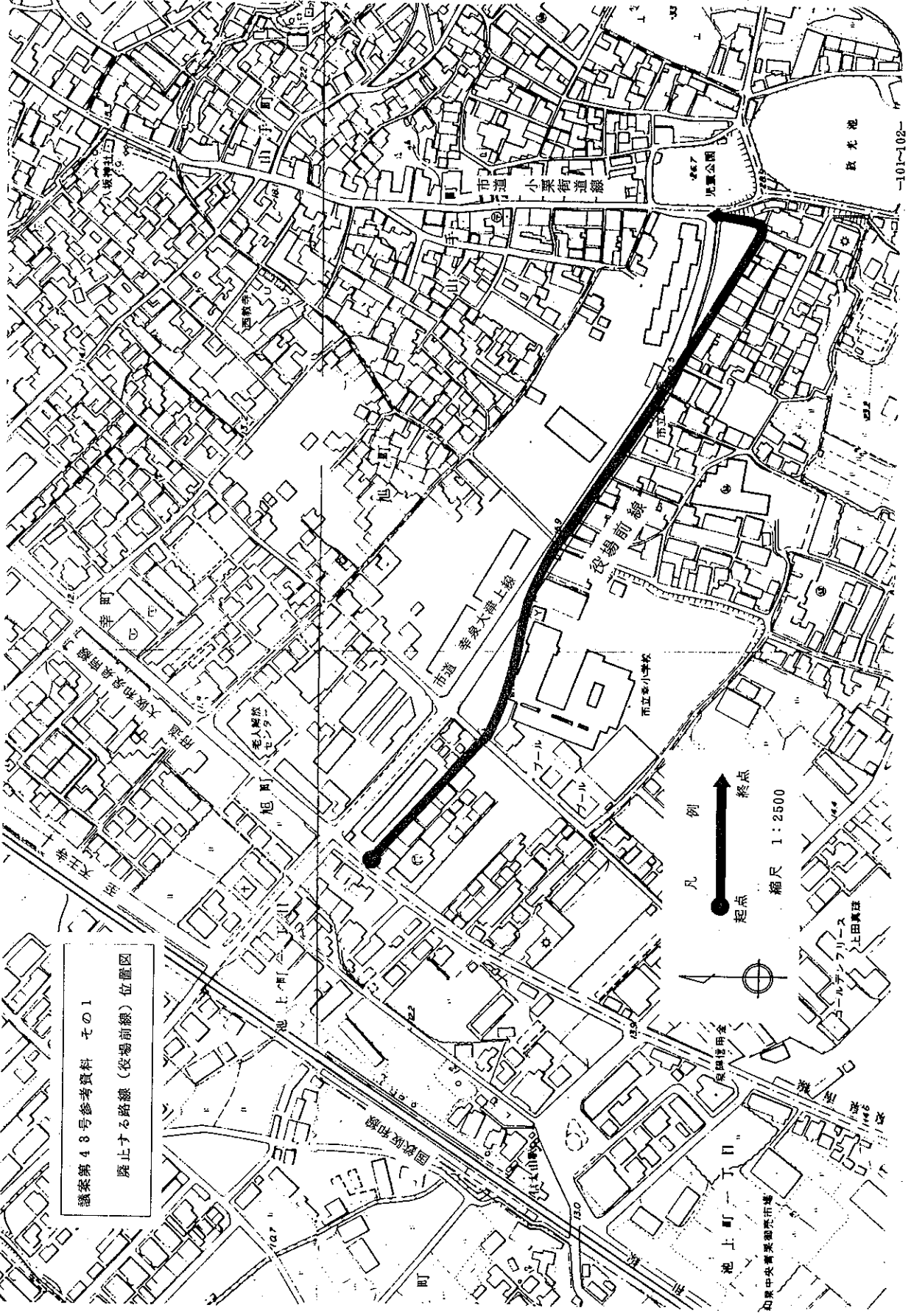
（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2. 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3.～5. 略

議案第48号参考資料 その1  
 廃止する路線（役場前線）位置図



凡例  
 起点  
 終点  
 縮尺 1:2500

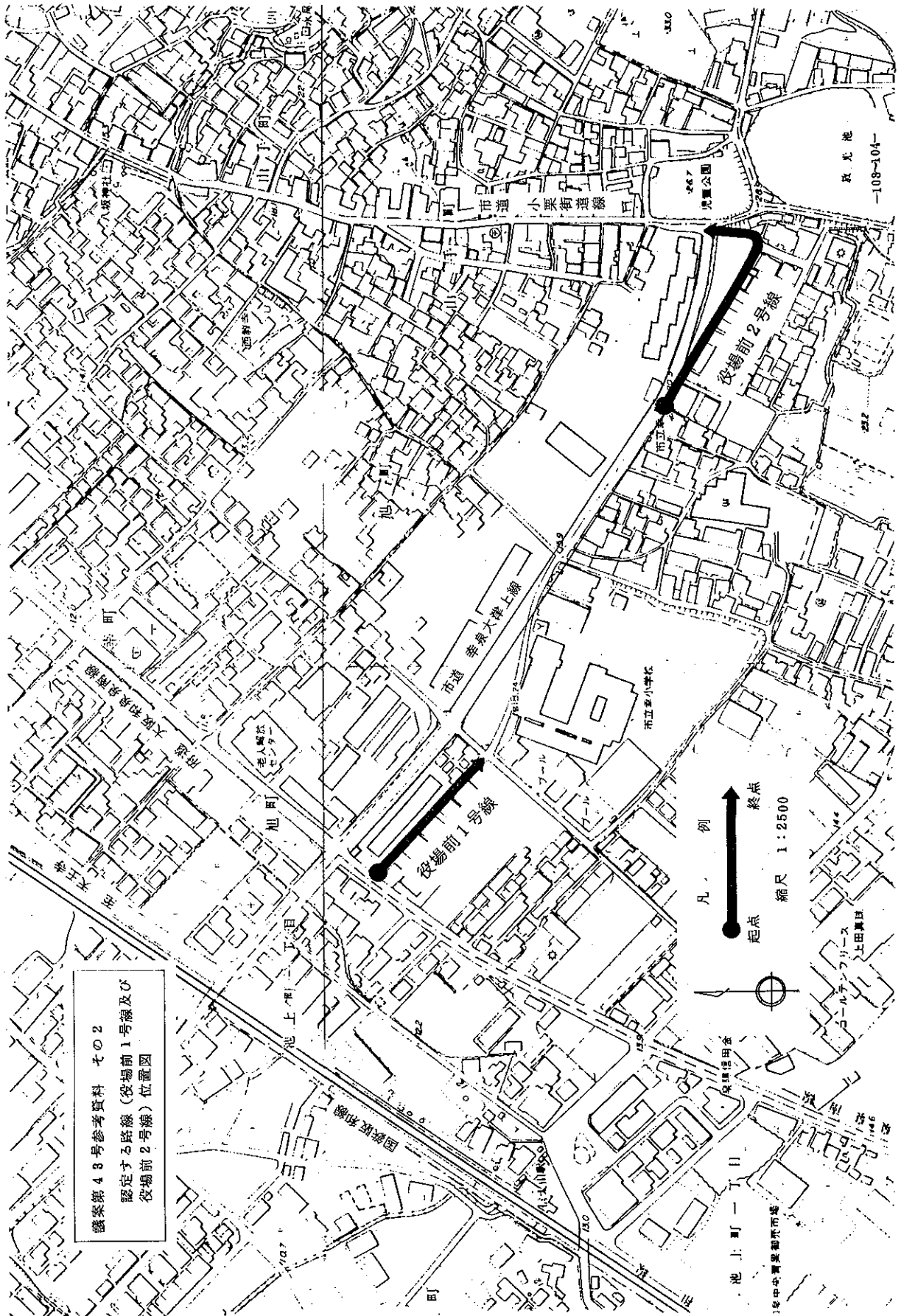
如東中央青果物産市場



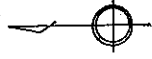


鐵案第48号参考資料 その2

認定する踏線(役場前1号線及び  
役場前2号線)位置圖



凡例  
● 起点  
● 終点  
縮尺 1:2500



池上町一丁目  
身中實業組合  
上田眞太郎

池元池  
-108-104-

役場前2号線

役場前1号線

市道 幸系大橋上橋

市道 大野町

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目

池上町一丁目



(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2. 略

3. 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

○ 議長(藤原要馬君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長(逢野一郎君) ただいま御上程いただきました議案第43号「市道の路線の廃止及び認定について」の提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本路線は、環境改善整備事業の一環として工事を進めてまいりましたが、市道幸泉大津上線の工事及び供用開始の告示が完了し、それに伴ない重複部分及び従来から供用しておりました役場前線の一部が不用となりましたので、この役場前線を全面廃止し、再度、分割後新路線の認定をあわせてお願いしようとするものでございます。

次に内容の御説明を申し上げます。

まず、位置ですが、幸町17番地の1先、大阪和泉南線を起点とし、幸町183番地の1先の小街道までの延長520メートル、幅員2.8メートル～5メートルを廃止し、改めて、起点は幸町17番地の1先、終点は、幸町21番地先までの延長97.2メートル、幅員3.7メートルから3.9メートルを役場前線1号線及び起点は幸町120番地先、終点は幸町183番地の1先まで、延長170.5メートル、幅員2.8メートルから3.8メートルを役場前線2号線として認定をお願いしようとするものでございます。

以上、簡単ですが内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(藤原要馬君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 9番(直村静二君) 市道の廃止及び認定が毎回出てきますが、この際、きちんと確認しておきたいと思ひまして、ちょっとお聞きいたします。

市道をつくつた場合、市道を認定する行為で初めて市の管理となるわけですね。その場合、どのような条件を満たしたら議案として提出できるのかということです。つまり、工事の途中であるとか、ほぼ完了したとか、90%とか、若干問題はあつたが出しておこうとか、その基準をひとつ明確にしてほしい。

さらに、道路である以上は私有地との関係もあり、今後の計画の実施、延長とかの問題もあり、

どの時点でどういふふうに行っているのか。今後も和泉市はいろいろ開発していくので、この際明快にお答え願って問題があれば指摘をする、こういう立場です。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁
- 土木課長（吉祇利明君） 市道の認定ですが、基本的には道路が完成してから認定をお願いするという考え方を持っております。
- 9番（直村静二君） いま言ったように、完成とは100%の量的な問題なのか、民有地の関係なのか。また、工事を行ったときの条件整備の完了も含んでいるのか。ただ簡単に道路が完成したから、というだけなのか。前の青葉台の路線問題でもかなりクレームがついて1遍、委員会付託になったやないですか。その点、完成したというだけではちょっとわかりかねる。条件があるのでしょうか。それを言ってほしい。
- 建設部長（逢野一郎君） 御指摘の市道認定の条件的な面でございますが、いま、課長がお答えいたしましたように、基本的には道路は完成した時点で認定をするという条件を持っているわけでございますが、ただ、道路については、施行の時期以前に認定をお願いすることもございます。と申しますのは、やはり歩道の対象等もございまして、着工以前に認定をお願いすることもございますが、基本的には、いま、お答えしたように完成のときでございます。
- 9番（直村静二君） もう少し具体的な面は後でやりまっさ。意見として、こういう場合は市がやっているからそれほど問題はないが、民間や公団の場合、若干ずるく考えて早く逃げようというところで出してくる気配もある。この件については賛成します。
- 議長（藤原要馬君） 他に。
- 19番（大谷昌幸君） 関連して、和泉市内で一番交通量が多くて渋滞しているのは和泉府中停車場線やと思うのです。府道であり市道です。過去のことではっきり覚えていないが、5年ほど前の一般質問でやりましたが、他の議員さんからもありましたが、260余何メートルかは府道であって、残りは市道であるという、非常にややこしい道路です。現在、朝7時から9時までは自動車は通行止め、歩行者道ですが、日中は一番通りの多い道路なのです。そして、第2阪和が開通してからは、以前なら13号線から府中へ入ってきた車が現在、第2阪和から、しかも、イズミヤの通りから曲がってくる。あれは泉大津の市道で何と言うか、あれをきにくいので粉河線から入ってくる。その車がほとんど南2番踏み切りから北へ曲がっている。

皆さんは御承知かと思いますが、歩行者は車が多くて非常に困っております。しかも、これが宙ぶらりんの状態で、側溝すらほとんど蓋もされてない状態なのです。私は市道にとれとは申しませんが、前から見ていると、府道や、いや、市道や、と突き合いをやっている。5、6年、何も工事に手をつけられたことはないと思うが、今後、府中駅の改修その他も含めてどんなくあい

にされていくおつもりか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 御指摘の駅前に通ずる府道ですが、この件につきましては、非常に狭いわけであります。現在、電鉄とも協議いたしまして、駅前の改修に向けてできるだけ市の条件に沿った形で拡幅をお願いしたい、こういうことで現在、交渉中でございます。

なお、府に対しましても、この府道につきましては全面的な改修をお願いしたいということで、電鉄の了解も取りたい。府の予算の取り付けはすでに終わっております。

○ 19番（大谷昌幸君） できるだけ早急に完成するようにぜひともお願いしておきます。終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号を原案どおり可決いたしました。

---

○ 議長（藤原要馬君） 次に日程第17「工事請負契約締結について」（和泉市立信太中学校増築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第44号

#### 工事請負契約締結について

和泉市立信太中学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立信太中学校増築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 238,500,000円

- 5 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文
- 6 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)  
至 昭和58年3月10日
- 7 契約保証金 11,925,000円
- 8 保証人 和泉市府中町三丁目3番19号  
株式会社 福本工務店  
代表取締役 福本恭一

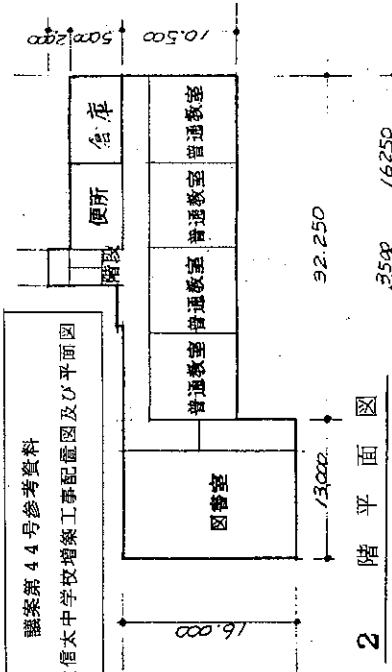
議案第44号参考資料

和泉市立信太中学校増築工事概要

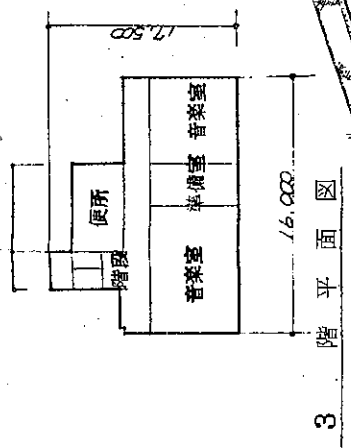
- 1 工事場所 和泉市鶴山台一丁目1
- 2 敷地面積 23,140㎡
- 3 工事種別 増築
- 4 構造及び規模 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建  
建築床面積707.25㎡、延床面積1642.83㎡  
普通教室4、給食調理室、会議室2、養護教室、音楽室2、準備室、更衣室、用務員室、便所、階段、廊下、倉庫

議案第44号参考資料

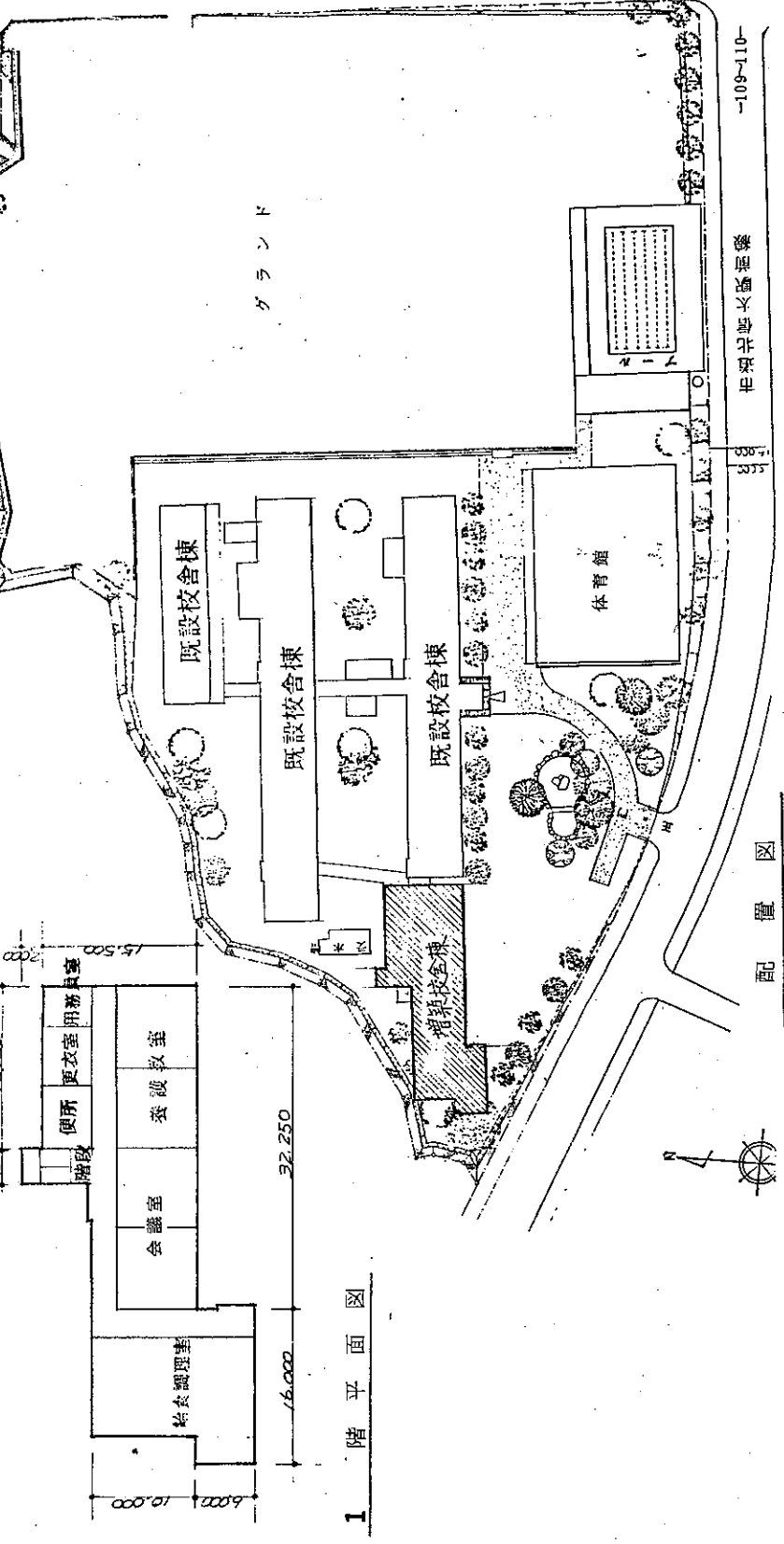
和泉市立信太中学校増築工事配置図及び平面図



2階平面図



3階平面図



1階平面図





○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（逢野一郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第44号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市立信太中学校は、校区内の人口増に伴ない増築工事を実施しようとするもので、工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いしようとするものでございます。

内容は、契約金額2億3,850万円。契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和58年3月10日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市鶴山台1丁目1で、敷地面積23,140平米。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造3階建、建築床面積707.25平米、延床面積1642.33平米、普通教室4教室等でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（田中包治君） ちょっと聞きたいんですが、請負契約をする場合、竹内建設は同建ですから、池上、北信太とか、あの辺は全部やってます。あるいは小野林やったらどこ決まってますよ。最近、ちょっとおかしいと思ったが、寄田というのが出てきましたね。これは明らかに談合やないかな、という気がしてます。たとえばこの間の第2石尾中の問題にしても、実際は1社しかやってないのと違いまっか。そうすれば、しなくてもらうという話が出てくる。非常に請負契約に疑議を持っているというか、理解できない。

竹内建設は同建ですから同和事業をするのはいいとしても、この会社の規模からして、地域の人をどのぐらい使ってそういう人々を救っているのか。単に地元というだけでは通らない。特定の業者として認定していると思うが、どうもわからない。4つ、5つの俗にBランクといわれていますが、どのぐらいの資本金で技術者が何人ぐらいおるかもわからない。1人おっても会社です。トンネル会社にしてもいける。ここらが私はどうしても理解できない。Bランクの会社で常時どのぐらい出して、どのぐらいの仕事をしているか。恐らく市以外は5つ、6つありますが、やってないと思う。市長さん自身の選挙でも同建業者がどっと頑張っている。それ以上にそういう問題について疑惑を持たれていると思う。それで、設計金額は幾らですか、ところをちょっと説明してください。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいまご指摘の設計金額でございますが、本席では申しかねますので、ひとつ御了解をお願いしたいと思います。

○ 5番(田中包治君) 設計金額はだれにでも公表するものでしょう。底値の金額は明示しないがね。業者に出すんでしょ。なぜわれわれに言えないのか。業者に出してこの品物が幾らと出てくる。それに対する調整に基づいて底値が出てくる。それが市長権限でしょう。設計金額は出していますよ。聞きに行くと教えてくれませ。なだここで言えない。

○ 建設部次長(中上好美君) お答えいたします。

議員さんが御指摘の設計金額でございますが、従来から一切、業者を含めまして公表してございません。と申しますのは、設計金額の公表によりまして、実際の落札値との間の市の方の予測する金額があらかじめ全部わかってしまうこととなりますので、業者の方で、大体この程度で入札すればいけるんじゃないかとなります。したがって業者の方については一切設計金額は申し上げておりません。また、必要な場合以外、その他の皆さんにも公表してございません。

○ 5番(田中包治君) 設計金額は、ここででんな材料を使ってどうするというだけでしょ。昔から請負契約に立ち合うたことがあるが、あれは大体8回やるんでしょ。

○ 建設部次長(中上好美君) 原則として、8回やってます。

○ 5番(田中包治君) 底値はわかりますな。8回やって1番下なんでしょ。違いまっか。ひっくり返ることはない。上から下がってくる。そうすると、設計金額が漏れてないというのはおかしい。業者と設計者と合同ですか。だれの設計とちゃんと書いてやるんでしょ。

○ 建設部次長(中上好美君) 御指摘の設計につきましては、一般建設事業につきまして、それぞれ市の方で独自の建設省の細かい基準がありまして、それに基づいて設計をいたします。ただ、その地方の独自の単価というか、建設省が決めた分とか、そういう上部機関が決めた内容だけでなく、和泉市独自の実績に合った金額ということで、私どもは単価を決めてるわけです。したがって、その点で設計金額そのものがすばり業者に知れるということは考えられますん。

○ 5番(田中包治君) 平行線だからやめますが、Bランクの基準会社の規模、使用人数、その他はどうですか。

○ 建設総務課長(坂田平之君) Bランクということですが、当初入札参加を受けたときは、会社の規模、内容等がかなりありまして、和泉市の実績がないということであれば、Cランクから出発していただき、次にそれらの工事が滞滞なく設計通りできておれば、その工事実績を勘案しながらランク付けしていく、2年に1回ずつ決めていくということでございます。

ちなみに竹内建設の規模、内容でございますが、昭和42年4月設立、現在従業員数39名、そのうち技術者9人で、資本金は6,000万円でございます。

以上でございます。

○ 5番(田中包治君) 39人でこれぐらいの仕事ができますんか。第二中学もやってるんでしょ、そうでしょう。おたくの言われるように実績というんなら、1人でもコネのある人があれ

ば、ものを持ってくればあげるということですか。

- 建設総務課長（坂田平之君） そうようなことは一切考えておりません。あくまでも、工事実績等の諸事情を勘案してやっておりません。情実等の判断は一切入れてございません。
- 5番（田中包治君） そんなことあらへん。情実や。39人で工事できるか、石尾第二中とかどないしてできるんですか。皆トンネル会社でしょう。
- 建設部長（逢野一郎君） 30名でその事業ができるのか、という御質問ですが、やはり一般建設業者につきましては、名々の基礎あるいはいろんな部門があるわけでございます。その辺、われわれは十分届け出を取り、チェックした上で各部門の下請けにやらせてるのは事実でございます。そういうことで、何もかも39人でやることは当然不可能でございますので、その点御了承いただきたいと存じます。
- 5番（田中包治君） 余り言わんけど、だれが考えても談合ですよ。市長が地域振興と言うが、それやったら、ほかの商売人からも仕事を買ったらどうですか。同建業者だけを地元業者やと言うてる。ほかの商売人からたくさんものを買つか、買わんでしょ。そうすると、やっぱり談合があり、はっきり談合やと言うてると一緒にですよ。取捨選択して、とそんな話は通りませんよ。出てくるやつはトコロ天と一緒にや。北松尾なら小野林、横山やったら大高、最近、何かしらんが寄田というのが1つ出てきた。

よく考えてごらんなさい。わしら、こんなことを言うと商売人がわしの顔を見たら、横向いてもの言うてくれへん。別に言うてほしくないが、これが実態なんでしょう。泉南市で1遍やったら何億もうけたと言うが、あたりまえの話です。うそだと思うんなら、大手を2、3ほり込んでごらんなさい、絶対に大手に落ちてしまいますよ。

おたくらの言うように実績やと過去の実績、コネか何か知らんが実績やとなる。そう解釈されてもしょうがない。基準がちゃんとあって、Bランクは資本金、使用人数、技術者はこれだけほとんど2級でしょう、1級なんかおれへん。福本だけ、その福本が最近1つもしてないが、1級建築士は市の職員にはおるが…。総務課長がどうだ、こうだと言ってるが、そんな理屈は通りませんよ。今後の入札については十分考えて実施してもらいたい。市の税金の問題やからね。

- 議長（藤原要馬君） 天堀君。
- 10番（天堀 博君） この請負契約の業者である竹内建設について、いまいろいろ出てきましたが、いま、市の仕事、水道とかその他も含めて、改良事業部関係も含めて何件、どのぐらいの金額でやってるんか。たしか石尾中の共同企業体にも入ってると思いますので、石尾中の場合はどことどこと、という形を出していただきたいと思います。

さらに、第二石尾中の場合には主たる代表者がたしか小野林になってましたが、工事に数社が

入って実際上できるのかどうかという問題もあるので、そのことも考えて、実際上の主体はどこになっているのか、それも含めてちょっとお答え願いたいと思います。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 建設部長（逢野一郎君） お答えいたします。

竹内建設の現在の発注高でございますが、私の方で把握してる段階におきましては、改良工事が発注しております王子第二住宅2期工事、この分は6月末日が完成の工期になっておりますので、約90%の出来高でございます。また、旭第二住宅の2期工事ですが、この分は工期が来年1月31日現在、基礎工事が完成しておりますので、約15%かと思うわけでございます。

それと、第二石尾中の件でございますが、小野林、竹内、大高の共同企業体でやってるわけでございます。主体ということではございませんが、現在、小野林建設の技術者がチーフとなっており、それに竹内、大高の技術者が付いてるという届けを得てございます。

王子の第2期の契約金額は3億300万円、旭は4億7,300万円、第二石尾中は7億3,700万円でございます。

- 10番（天堀 博君） いま聞きますと、ほぼ90%近く完成してる分も含め、かなりの請負高となるかと思えます。御承知のように竹内建設については、泉北環境の関係とか、いろんなところでよく看板を見ます。それで、先ほどの田中議員からの質問ではないが、Bランクのあれだけの人数で、もちろん、それぞれ専門業者がおって下請けの契約をしてやらす分もあり、39人が直接仕事をするわけではないと思います。しかし、それだけの資本金で、かなりほおぼった仕事をしてることは事実です。いままでも、何回か指摘されてる。和泉市内の業者の中でも、かなりの部分を請け負ってます。同建関係の仕事だけでなく、外へも張り出してます。この点がいつも問題にされるところです。その点を指摘しておきます。

別にいちゃもんをつけるわけではないが、そういう実態自体くあい悪いし、おかしいということなんです。指名する場合、改良事業部関係の仕事とか泉北環境その他でやってる仕事も勘案して指名から外すとか、いろんなことをやらなかったら、それこそ他の市内業者の育成といっても、実際上、竹内建設を入れると落札させてしまう。談合があるのかないのか、われわれは承知しないところで、談合があるのか、と建設委員会で聞きましたが、「絶対にそんなことはありません」という理事者の答弁ですから、まさか談合をやっているとは言われませんが、談合がないとしても、そう見られざるを得ない実態が出てきていると思います。その点、今後、その辺の考えを入れて指名をしていくのかが第1点。

次に第二石尾中の実態ですが、共同企業体でやるということで、小野林、竹内、大高がやるんですが、実質上、中のいろんなことは、ほとんど竹内建設にしばられてしまっているという話を聞

ています。そういう状況の中で、果たして実態はどうか。いわゆる資材の購入とか、いろんな点で、問題が出てくるのではないかと懸念してるわけです。その辺、どのように実態をつかんでおられるのか。今後の指導をどうされるのか、基本的な点だけお聞きしたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 建設部次長（中上好美君） ただいま、御指摘の点でございますが、第二石尾中の請負の代表者が小野林建設ということで、現場管理の重要メンバーは、小野林建設がやっております。先ほど部長が申し上げましたように、当然、竹内建設、大高建設の方からもメンバーを派遣しております。

いま、言われましたように、実際は竹内建設云々ということでございますが、確かに企業体でございますので、3社共同でやるのが基本になってございまして、現在、私どもが把握してる所を申し上げますと、今回の工事は量的にも大きいということで、建物の本体の付帯、たとえば基礎とか校舎のコンクリートの部分、それから、サッシの部分については、竹内建設の下請けを通じて材料とかを納入させてと聞いておりますが、その他はそれぞれ3業者が分担してやると方向で仕事が進んでる状況でございます。

○ 10番（天堀 博君） さきの質問で今後、そういうことを考慮に入れてやっていくのか、ということですが、市長、助役もよく聞いてほしいのですが、共同企業体というのは苦肉の策で出てきたんですが、これ自体問題がある、なしは別として、こういう形のものなり、あるいは他の入札契約をする場合、市の方でよく上から見て、いわゆるいまの契約高がどれくらいあるか、Bランクならどうか、よく上から見きわめていただきたい。たとえば竹内建設はかなり取ってるわけですから、その辺どうするかとかね。業者間では、ここで言うようなわけにはいきません。実際上はね。それが談合となるかどうかは別にして、実際上は、なかなか業者同士ではいかんと思う。それは市の指導できちんとやってあげないといかんと思うので、その辺、今後どうするのか、見解だけ聞かせてほしい。

○ 建設部長（逢野一郎君） 御指摘の件につきましては、非常に現在の社会情勢からいたしましても、談合問題についての世論がございまして、われわれも十分その立場に立ちまして、今後、ある程度の一定の談合防止の意味合いからして、できるだけ入札参加業者の数をふやすということで一応、検討もし実施もしてるわけでございます。また、把握してるかどうかの問題もございまして、今後できるだけ縦覧方式による入札結果報告もしていきたいということも現在、検討しております。御指摘の点につきましては、十分考慮していきたいと思っております。

○ 10番（天堀 博君） 竹内建設について、何も目くじら立てて言うわけでなく、逆に安全面とか、いろんなことでは、他の業者よりも以上に気をつけてるという話、これは聞いてるだけで

実際に見て確認してるわけではないがそういう話も聞いております。また、下請け業者の管理も非常に厳しいとも聞いております。いまのところ、どこかで何か問題を起こし、事故を起こしてるわけではないので、この業者をどうのこうの言ってるわけではないが、實際上、談合がなくても、何かそんな実態が生まれてきてるような受け取られ方をする、こういう形が出てくる。その辺、談合問題は業者だけの責任ではなく、いわゆる発注する市の方にも相当な指導監督の責任があるのではないかと思っておりますので、その辺を指摘して終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 9番（直村静二君） これは前の石尾中のときに言ったが、いま聞くと私が疑問を出していた点のはっきり出てきている。つまり3業者が石中に入って、中身は何もない、契約もない。労務担当とか建物とかの契約は全然ない。だから、行政指導しなさいと言った。実際問題どうなのか。新しく信太を取ってますね。竹内建設は同建業者で和泉市の公的な発注の優先業者、優先的に取り扱う業者、そういうふうになったということは市長、はっきりしなさいよ。行政指導しなさい、と言った点は石尾の3業者が入ってるが、だれがどうなってるんか、わかりませんわね。指導もしにくい。ちゃんとした契約の分担、そんな一札を取ってやったのではなく、ただ3社でやるということですね。

私が今後憂えてますのは竹内建設が何かの理由で1カ所の工事がおくれた場合片方の工事の手は抜かないかん。次の仕事を取ったのでやらないかん、石尾の方はちょっと行かれへん、あとの2人にやっついてくれよ、となる。そういうことが心配なんです。実際問題としてよく考えてほしい。石尾は手を抜かれへん。次々に仕事を取っていくんやから、何多、何多と言うてるが事故やとかがないからおさまってるものの、市の発注を竹内建設に合わさんとしようがない。学校を早くしてくれへん、そこへ力を入れる。ほかにも泉北環境も皆取ってますよ。向こうの都合に合わせて全部仕事してる、当然です。他の業者と組んでる分はどうなるか。

私は、1社に発注してるものは、その力量、責任で事故は起こらないと思うが3人入った分は、まだこれからやっていくんでしょ。その業者が他の仕事を取っていったらどうしてやるか。もっともっと大きくしてあげるのか。何ほでも大きくなる。昭和42年、同和事業をやってから39人、ビルも建ってますよ。市の公共事業の発注で太って成長した企業でしょう。優先業者になってる。そういうことで、この業者に合わさないかんとなったらくあい悪いというんです。

だから、3企業の場合もちゃんと行政指導しなさい、と言ったんです。建築、労務とかの一切の分担をはっきりせいと、片方は、ほおぼった仕事して手を拭く、当然ですよ。その辺を強く指摘しておきます。いままでは件数、額が多いとか、どうとか言ってたが、いよいよ市内業者3人が「ダンゴ」になっているのはよろしくない。市長、この前の分は失敗したんですよ。厳正にき

ちんと誓約なり分担を明らかにし、石尾の手を抜いたらあかんやないか、と言えるが、早い話、2人で石尾をやっとけや、わしはこっちへかわるさかいに…、と帽子だけかぶってね。その辺の実態について指導、点検をやるかどうか、お答え願います。

- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 建設部次長（中上好美君） 御指摘の点ですが、当然、企業体として指名願いを出された段階で、役割りの内容は提示をしております。さらに現場での任務の分担についてもはっきりさせた上で仕事をしまいるよう進めているわけでございます。

つけ加えて申し上げますが、そういう中で、今回の工事についても当然、現場管理は小野林建設が責任を持ってやっているとございまして、私どもとしては必要な都度、3社の最高責任者を呼んで予定どおり、この工事を進めさせていくように指導もあわせてやっております。

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本体を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり） 御異議ないものと認めます。よって議案第44号は原案どおり可決いたしました。

- 
- 議長（藤原要馬君） 日程第18「工事請負契約締結について」（和泉市立光明台中学校増築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第45号

##### 工事請負契約締結について

和泉市立光明台中学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次びとおり議会の議決を求めらる。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立光明台中学校増築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄

- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 172,500,000 円
- 5 契約の相手方 和泉市大野町580番地  
株式会社 寄田組  
代表取締役 寄田年文
- 6 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)  
至 昭和57年12月20日
- 7 契約保証金 8,625,000 円
- 8 保証人 和泉市北田中町219番地  
大高建設株式会社  
代表取締役 奥野喜八郎

議案第45号参考資料

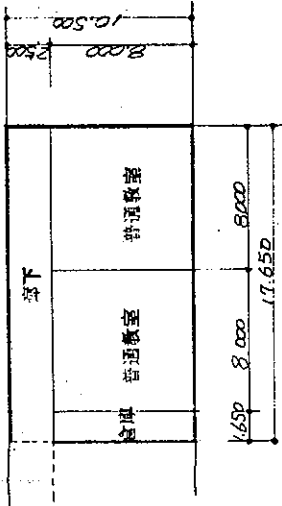
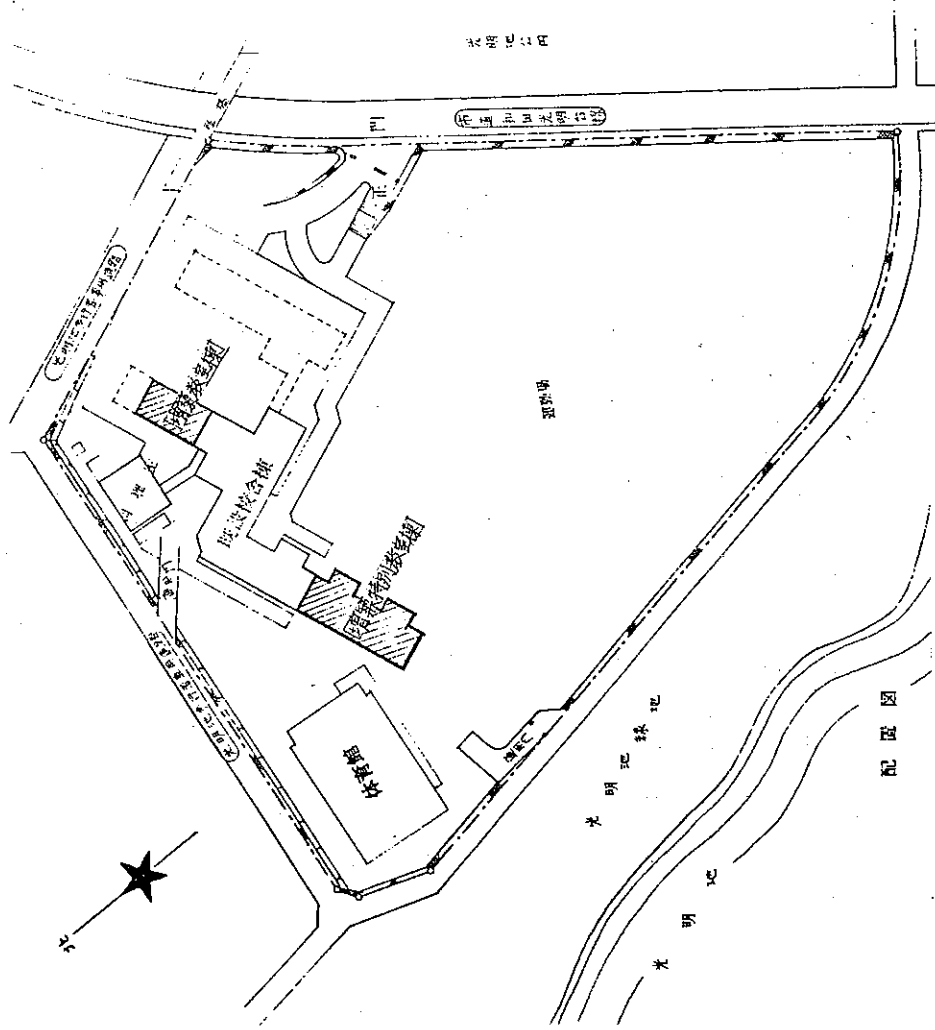
和泉市立光明台中学校増築工事概要

- 1 工事場所 和泉市光明台一丁目28-1
- 2 敷地面積 27,002  $m^2$
- 3 工事種別 増築
- 4 構 造 (1) 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建 建築床面積185.33  $m^2$  延床面積  
及 び 規 模 555.99  $m^2$  普通教室6, 倉庫3, 廊下, 屋外階段
- (2) 特別 鉄筋コンクリート造2階建 建築床面積410.50  $m^2$  延床面積  
教室棟 821.00  $m^2$  技術教室, 美術教室, 家庭科教室, 図書室 各1,  
準備室4, 便所, 階段, 廊下

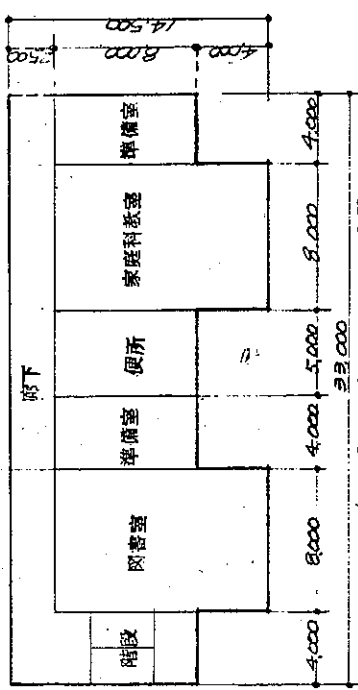


議案第45号参考資料

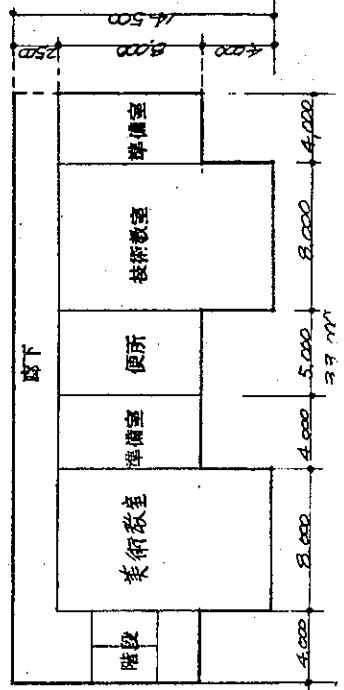
和泉市立光明中学校増築工事配置圖及び平面圖



増築教室棟1～3階平面図



増築特別教室棟2階平面図





- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第45号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

市立光明台中学校は、光明台地域の人口増に伴ない、増築工事を実施しようとするものであります。工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額1億7,250万円、契約の相手方は、和泉市大野町580番地、株式会社・寄田組、代表取締役寄田年文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和57年12月20日までといたしたく存じます。

工事場所は和泉市光明台1丁目28-1、敷地面積は27,002平米、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造3階建、建築床面積185.33平米、延べ床面積555.99平米、普通教室6、特別教室等でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（大谷昌幸君） 3点についてお伺いいたします。

さきの信太中学校の工期と比べると、信太の方は約9カ月、本件につきましては約6カ月、建築床面積、延べ床面積を比較したとき、私は寄田組さんの会社の規模等については存じあげませんが、大体似たような規模でなぜ工期が一方は6カ月、他方は9カ月、すなわち3カ月も違うのかということです。これをお聞きしたいというのが第1点。

第2点は、これは増築、すなわち元の校舎へのジョイント工事ですね。過去、ジョイント部分から雨漏りが起こったという例があったはずですが。この議会でも問題になりました。また過日、これは建設次長の方ですぐ手を打ってくれましたので学校名も出しませんが、新しい建築がひび割れを起こして外から雨が入ってくる。そのコンクリートを流すとき突貫でやったかどうか、そういう監督をしておったかどうかということに関連して、いまのようなジョイント部分の雨漏り、あるいはひび割れが発生して雨漏りを起こした責任の所在及び年限はどの範囲まで持たせておるのか。

第3点目として、ここから国府小学校が見えますが、すでに10数年前に建築されたので、サッシは当時の文部省の規定によりアルミサッシができていながら、工費の点でスチールになっている。このスチールサッシの学校は、毎年といっているほど塗らなければならない。すぐにさびが回る。うっかり窓を開けることもできない。窓が落ちて事故が起きらないとも限らない。現在、

和泉中学校でもその例が出ているはずで。

そういうことを防止するために、PTAの方が労力奉仕をしていらっしゃる。一方の新設校ではアルミサッシですから、耐久年数は知りませんが、30年や40年は持つでしょう。一方では、毎年、PTAなどの力をお借りしてペンキ塗りをしなければならない。このような差別をどのように解消していくのか。校舎を新築する場合、文部省の基準に応じてそれぞれ国、府の補助が出ますが、後の修理の場合は期待できない。市単費の持ち出しになるのではないかと、至難の技だと思います。しかし、事故その他を考えると放置するわけにはいきません。これをどのように考えておられるのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 建設部次長（中上好美君） 第1点、工期の問題についてお答えいたします。

御指摘の工期が両校で若干開きがございまして、と申し上げますのは、信太中学校につきましては、現在使用中の給食調理室並びに用務員室を撤去した場所に新たに校舎を建てる、そういうことで、給食関係の業務が6月20日まであり、その後撤去することとなりますので、6月いっぱいには着工できないということです。御承知のように信太中学校は非常に場所が狭いので、工事用の資材等の搬入が不備な条件にあります。さらに今後、ちょうど1月となりますので、その時点では、約半月間仕事ができない、正月をはさみましてね。あわせて冬季になりますので、日中の時間も短いということもございまして、その点で学校側とも相談いたしまして、工期を一応、こういう形にさせていただいたという経過でございます。

それから、技術的な問題についての御指摘ですが、確かに従来から雨漏り問題はないことはございませんでした。今回も2棟に別れてジョイントするということで、ちょっと専門的なこととなりますが、建物と建物を合わせるわけですが、その部分は鉄板をかぶせ、下からアスファルトの防水をする、こういう構造にしております。最近では、防水施工した際、1昼夜水をためて漏れていないかという点検もやっております。そういうことで、御指摘の雨漏りのないように施工したい。

あわせて、フラッグの問題ですが、確かに現場はいろいろ設計書を検討した結果、たとえば廊下の場合は、壁自身とサッシ自身を持たすという設計になってございまして、したがって鉄筋も最小限しか入れてないということがございます。したがって、フラッグがくるということは現実には起こっているわけです。その結果、今後どうすべきか検討しましたが、構造的に経済的な設計をする必要はありますが、なおかつ、構造上の欠陥は片手落ちになりますので、その改善のための一定の構造上の方法として、従来、柱を立ててなかった部分に柱を立てるとかで今後、そういうもの

をなくしていきたいと考えております。

なお、契約では、担保期間は1年となっておりますが、現実には、1年以上なった物件でも業者の責任でやるべきところは当然、修正もさせております。

なお、スチールサッシの件ですが、予算の関係もありますのが、御指摘のようにできるだけスチールサッシの部分アルミサッシに切りかえていくことが望ましいということで、主管課の教育委員会とも相談しておりますが、現実には簡単に切りかえる方法はございません。技術的には枠の周囲にアルミをかぶせるというやりやすい方法が開発されておりますが、これ自体、単価的には、平米当たり4万円とか相当な額に達しますので、教育委員会としても最小限必要なところだけやってるのが実態でございます、今後の1つの課題ではないかと考えております。

- 19番(大谷昌幸君) 3階建てですから、6カ月で十分できると思いますが、私どもは、工期が短いために欠陥が出てくるんじゃないかという懸念があります。そういう点を十分気をつけてやっていただきたいと要望しておくのと、保証の期限ですが、たとえばわずか10万円たらずの冷蔵庫でも5年間、カラーテレビでも2年間もの年限があるわけですから、9,000万円以上もするようなものについては、自然に起こってくるような事故については、この機会に保証期限、責任の年限をもう少し長くしてもらいたい、そういう点を要望して終わります。
- 建設部次長(中上好美君) 御指摘の保証期限、契約約款の問題につきましては、基本的には建設省の契約約款を準用することになっておりまして今後よく研究していきたいと思っております。
- 議長(藤原要馬君) 他に。
- 16番(赤阪和見君) 光明台の入居状況、また、今後の見通し、それらについてわかっている範囲で教育委員会の方からお伺いしたい。この略図を見る限り、まだ点線の部分ということで、後の入居との関係もあろうかと思っておりますので、その点どういう計画になっているのか、ということとです。
- 議長(藤原要馬君) 答弁。
- 管理部次長(逢野博之君) ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

当初、光明池地区の入居につきましては、公団の方から約4,600戸の入居が示されておったのですが、その後、いろんな事情によりまして、現在、私どもの手元に入居しております計画の資料によりますと、全体の戸数で3,280と承っております。57年度末で見ますと384戸が入居され、58年度が1,588戸、今までの入居戸数と合わせて3,280戸が計画されてございます。

これを元にして当面、不足教室が生じてまいりますので、今回、増築計画の議案をお願いいたしておるわけでございます。将来人口の推計によりますと、この入居が全部完了いたしますと、

大体61年度で660人程度の学校期模を想定して施設計画を立てているところでございます。

○ 議長（藤原要馬君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号を原案どおり可決決定いたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

（午後零時2分休憩）



(午後1時3分再会)

- 議長(藤原要馬君) 休憩前に引き続き議案審議を行います。

日程第19「専決処分の承認を求めることについて」(幼児の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解)を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第1号

幼児の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、幼児の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和57年3月29日 専決

和泉市長 池田忠雄

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和歌山市六十谷208番地の18  
竹川紀久夫  
竹川裕子(幼児故竹川章)
- 2 損害賠償の額 120万円
- 3 和解の要旨

市は、和泉市立信太中学校前庭泉水での幼児死亡事故について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

#### 報告第5号参考資料

(I) 損害賠償等の原因である事故の概要

1. 日 時 昭和52年5月28日(土) 午後4時頃

2 場 所 和泉市立信太中学校前庭泉水

3 事故の概要 本事故は、鶴山台3丁目5番地87棟301号に住んでいた竹川紀久夫氏の長男匡章(当時3歳)が学校に遊びに来て前庭泉水で溺死した。

午後4時頃泉水に幼児が浮いているのを用務員が見つけ、すぐ引き上げ人工呼吸を施し、救急車で病院に運んだが既に死んでいた。

〔Ⅱ〕 損害賠償額の内訳

総 額 120万円

損害賠償額 120万円

なお、120万円のうち119万円は学校災害賠償補償保険よりてん補。

- 議長(藤原要馬君) 報告の説明を願います。
- 教育次長(杉本弘文君) お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第5号「幼児の死亡事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」、その内容を御説明申し上げます。損害賠償及び和解の相手方は、和歌山市六十谷208番地の18、竹川紀久夫、竹川裕子御夫妻でございます。

損害賠償の額は120万円でございます。

事故の内容は、昭和52年5月28日(土)午後4時ごろ、信太中学校校庭にある泉水に、当時鶴山台3丁目5番地87棟301号に住んでおられた竹川紀久夫氏の長男竹川匡章君(当時3歳)が落ち込み、当日、用務員さんが事故を発見し、居合をせた先生と約10分間人工呼吸を施し病院に運んだのですが及ばず、死亡いたしました。葬儀は、両親の故郷愛知県岡崎市で行われ、校長及び教育委員会からも参列し、哀悼の意を表したわけであります。

以後、御両親初め関係者から一切何らの請求もなかったわけですが、突然、昭和55年5月8日付けで、竹川氏御夫妻の代理人として弁護士を通じ、約1,900万円の損害賠償請求の催告書が郵送されてまいりました。これに対し、保険会社及び市の弁護士とも相談いたしまして、法的責任はなく、請求には応じかねるが、円満解決のための話し合いに応ずる旨回答いたしました。時効寸前のことであり、相手方は本訴訟の手続きをとられました。以来、今年3月まで10回の公判を重ねましたが、裁判所から和解勧告があり、120万円でもって和解いたしましたものでございます。

なお、和解金の120万円については、1万円の免責額を除き119万円について、学校災害賠償補償保険より補てんいたしてまいります。

以上、簡単ですが、事故内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますよう



お願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第5号を承認することに決めます。

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第20「専決処分の報告について」（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第6号

##### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第2号

##### 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分手続に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和57年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

##### 1 損害賠償及び和解の相手方

和泉市蒲田町508番地 井阪義晴

##### 2 損害賠償の額

109,090円

### 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

## 報告第6号参考資料

### (I) 損害賠償等の原因である交通事故の概要

1 日 時 昭和57年3月25日午後2時頃

2 場 所 和泉市浦田町302番地先道路

#### 3 事故の概要

昭和57年3月25日午後2時頃、軽四輪ライトバン(和泉40こ20-00)で用地交渉のため、浦田町権利者宅を訪問の後、同町302番地先の十字路道路上にて右側を歩行中の児童に気をとられている時、左側から進行してきた同町508番地 井阪義晴氏の車(泉56ゆ95-21)に気づき急ブレーキを踏んだが間に合わず、井阪氏の車両に接触し、右前部フェンダー及びバンパーを損傷したものである。

### (II) 損害賠償額の内訳

総 額 109,090円

車両修理代 109,090円

なお、109,090円は、(社)全国市有物件災害共済会よりてん補

- 議長(藤原要馬君) 報告の説明を願います。
- 都市整備部長(浅井隆介君) お許しをいただきまして、報告第6号「専決処分の報告について」、御説明を申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方は、浦田町508番地にお住まいの井阪義晴氏でございます。

損害賠償の額は、10万9,090円でございます。

本件は、本年3月25日、中央丘陵開発事業に係る権利者宅を訪問の後事務所に帰る途上、同町302番地地先の十字道路上におきまして、右側を歩いていた2、3人の児童に運転手が気をとられている間に、一たん停止しておったのですが、発進すると同時に、左側から進行してきました今回の損害賠償の相手方である井阪義晴氏の車に気がきまして急ブレーキをかけたところが間に合わず、同氏の車に接触いたしました。右前部のフェンダーとバンパーを損傷いたしましたものでございます。その後、同氏と示談の結果、車両の修理費といたしまして、10万9,090円を支払うことで示談が成立、和解いたしましたものでございます。

なお、これに要します修理費につきましては、全国市有物件災害共済会より保険金を受け、補てんいたしました。3月31日、専決処分させていただいたものでございます。事故防止につきましては、日ごろより十分注意をしているところでございますが、なお一層安全運転に努めるよう徹底するものでございます。よろしく御賢察くださいます、原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、報告第6号を終わります。

- 議長（藤原要馬君）、続いて、日程第21「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第7号

##### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第3号

##### 和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和57年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

## 和泉市条例第15号

### 和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「230,000円」を「250,000円」に改める。

第13条の3中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第52条第2項を次のように改める。

2 土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。

附則第8条第1項第1号中「100分の23.9」を「100分の25.6」に、「700万円」を「800万円」に、「100分の34.1」を「100分の36.7」に、「100分の12.1」を、「100分の12.3」に改め、同条第2項第2号中「100分の72」を「100分の70」に、「700万円」を「800万円」に、「100分の60」を「100分の57」に改め、同条第3項第2号中「100分の28」を「100分の30」に、「700万円」を「800万円」に、「100分の40」を「100分の42」に、「100分の12.1」を「100分の12.3」に改める。

附則第9条第2項中「同条第2項各号」を「同条第3項各号」に改める。

附則第10条の2第1項中「前条第1項の場合において、同項」を「昭和58年度から昭和60年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項」に、「同じ。）のうち」を「同じ。）をした場合において当該譲渡の全部又は一部が」に、「がある」を「に該当する」に改め、同条第2項中「前条第1項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうち」を「昭和58年度から昭和60年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の全部又は一部が」に改める。

附則第11条第1項中「昭和55年度から昭和57年度まで」を「昭和58年度から昭和60年度まで」に改める。

附則第12条第2項中「第28条の4第2項第1号」を「第28条の4第3項第1号」に改め、同条第3項中「第10条第3項」を「第10条第2項」に、「同条第3項中」を「同条第2項中」に改める。

附則第13条を次のように改める。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等）

第13条 昭和57年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、法附則

第19条の3又は法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地（施行令附則第14条の5第1項各号に掲げる市街化区域農地に限る。）であって現に耕作の用に供されており、かつ、当該市街化区域農地において次項の申告のあった日の属する年の1月1日から引き続き、10年以上営農を継続することが適当であるもの（以下「長期営農継続農地」という。）として市長の認定を受けたものに対して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告のあった日の属する年の1月1日から起算して5年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のも又は当該5年を経過する日の翌日から起算して更に5年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のものについては、当該長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が当該土地を当該申告のあった日の属する年の1月1日から起算して5年を経過する日までの期間又は当該5年を経過する日の翌日から起算して更に5年を経過する日までの期間引き続き長期営農継続農地として保全したものであることにつき市長の確認を受けたときは、当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の認定を受けようとする者は、その旨を次の各号に掲げる市街化区域農地の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに農業委員会を経由して市長に申告しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 既適用市街化区域農地 昭和57年6月10日

(2) 前号に掲げる市街化区域農地以外の市街化区域農地 新たに法附則第19条の3の規定の適用を受けることとなった年度の初日の属する年の5月31日（当該年度が昭和57年度である場合には、6月10日）

3 前項の申告は、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書その他第1項の認定に必要な書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者及び施行令附則第14条の5第1項に規定する使用収益権に基づき耕作する者の住所及び氏名

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 施行令附則第14条の5第1項の規定によりその地積を第1項の認定において長期営農継続農地の地積に合算すべきである農地の所在、地番、地目及び地積並びに当該農地の所有者の住所及び氏名

4 市長は、第2項の申告に基づき第1項の認定を行う場合には、農地課税審議会の議を経なければならない。

5 市長は、第1項の認定をした場合には、第2項の申告のあった日の属する年の1月1日から起算して5年を経過する日までの期間又は当該5年を経過する日の翌日から起算して更に5年を経過する日までの期間、当該認定に係る長期営農継続農地に係る第1項の各年度分の固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

6 市長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第1項の規定に適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、次項の規定の適用がある場合を除き、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る徴収金を納付しなければならない。

7 前項の規定により徴収の猶予が取り消された場合において、当該徴収の猶予に係る長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が当該土地につき、施行令附則第14条の5第6項に定める事由により長期営農継続農地として保全できなかったことについて市長の確認を受けたときは、当該長期営農継続農地に係る固定資産税又は都市計画税のうち第5項の規定により徴収を猶予された税額（賦課期日が同条第6項に定める事由の生じた日までに到来する各年度分の固定資産税又は都市計画税に係るものに限る。）に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

8 前項の確認を受けようとする者は、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書その他同項の確認に必要な書類を添付してなければならない。

(1) 所有者及び施行令附則第14条の5第1項の規定する使用収益権に基づき耕作する者の住所及び氏名

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地についての前項の確認を受けるべき施行令附則第14条の5第6項各号に定める事由

9 第1項の認定を受けた長期営農継続農地について、耕作の用に供されなくなったことその他当該市街化区域農地が長期営農継続農地に該当しないこととなる事由が発生した場合には、当該市街化区域農地の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附則第13条の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税の課税の特例）

第13条の2 土地の所有者が所有する土地で昭和44年1月1日（施行令附則第16条の2第2号に掲げる土地にあっては、昭和48年7月1日）から昭和57年3月31日までの間に取得したもの（法第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後10年を経過したものを除く。）に対しては第52条第2項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課する。この場合においては、第52条から第56条の2までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定及び

法附則第31条の3の規定(土地に対して課する特別土地保有税に係る部分に限る。)を適用する。

附則第14条の見出し中「昭和56年度分」を「昭和57年度分」に改め、同条第1項中「昭和56年度分」を「昭和57年度分」に改め、「数を乗じて得た金額」の次に「(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に9万円を加算した金額)」を加え、同条第2項中「昭和56年度分」を「昭和57年度分」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、昭和57年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、和泉市税条例第9条、第10条の2、第11条第1項及び第12条第2項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定は、昭和58年4月1日から施行する。

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和57年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和56年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2. 新条例附則第9条、第10条の2、第11条第1項及び第12条第2項の規定は昭和58年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和57年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、昭和57年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和56年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

##### (特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 次の2項に定めるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和57年度発後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和56年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2. 新条例第52条第2項の規定は、施行日以後に取得される土地及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和57年法律第10号)による改正後の地方税法第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において同法附則第31条の4第1項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で、昭和44年1月1日(地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第75号)による改正後の地方税法施行令附則第16条の2の2第2号に掲げる土地にあっては

昭和48年7月1日。次項において同じ。)から施行日の前日までの間に取得されたものに係る昭和57年度以後の年度分に対して課する特別土地保有税について適用する。

3. 改正前の市税条例第52条第2項の規定は、昭和44年1月1日前に取得された土地に係る土地に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、昭和57年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和56年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 議長(藤原要馬君) 報告の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第7号、「和泉市税条例の一部を改正する条例」の専決理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

このたび、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布され、4月1日より施行されることになりました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきまして所要の改正を行い、昭和57年度の市税の賦課から適用する必要が生じることと相なった次第でございます。

このため、市税条例の一部改正につきましては、議会に御提案申し上げるいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決をさせていただいた次第でございます。

なお、地方税等の一部を改正する法律の要旨といたしましては、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人の住民税所得割の非課税限度額及びガス税の免税点の引き上げ等を行うとともに、地方税負担の適正化及び地方税源の充実を図るため、固定資産税、特別土地保有税等につき、市街化区域農地に対する課税の適正化等、土地税制についての所要の措置を講ずること等を骨子としたものでございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要について御説明申し上げます。議案書の13頁でございます。

第12条の2、中「23万円」を「25万円」に改める、は個人市民税の均等割の非課税の範囲となる算定基礎額を現行「23万円」を「25万円」に引き上げるものでございます。

次に第13条の3、中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改めるは、今回、父子家庭のための措置として新たに所得控除が創設されたことに伴い、改めるものでございます。

次に、第52条第2項を次のように改めるは、第52条第2項は、特別土地保有税の納税義務者等についてでございます。従前は、昭和44年1月1日以前に取得した土地を除き、恒久的な利用に供さない限り、何年でも課税対象となっておりましたが、今回、1月1日現在で10年を



経過したものには適用しない、課税対象としないと改正するものでございます。

ただし、17頁の附則第13条の2、特別土地保有税の課税の特例といたしまして、昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までに取得した市街化区域内の土地につきましては、従前どおり、10年を経過しましても課税対象とするものでございます。

次に、附則第8条第1項から第3項に至る改正につきましては、昭和56年度において法人税制の改正がございまして、法人税率の引き上げ及び中小法人の軽減税率適用所得の範囲が7百万円から8百万円に引き上げられたことに伴い、みなし法人課税の特例を選択した個人の納税者につきましても、法人に擬制して市民税額を計算するものでございます。

次に、附則第10条から第12条に至ります改正は、このたびの租税特別措置法の改正に伴いまして、土地等に係る長期譲渡所得等の課税の特例の適用期間が、昭和58年度から昭和60年度まで延長されることと相なりましたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

次に、附則第13条を次のように改める、につきましては、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等に関する規定の改正でございます。

今回の地方税法の改正によりまして、市街化区域農地に対するいわゆる宅地並課税につきましては、1. 課税の対象となる範囲が従来のA・B農地から新たに3大都市圏の特定の市のC農地まで拡大されました。ただし、評価額が3.3平方メートル当たり3万円未満のC農地は対象外でございます。

2. 又、従来の減額制度が廃止され、これに代って徴収猶予の上、免除される制度つまり現に耕作され、かつ、政令で定める要件に該当する農地で、10年間営農を継続することが適当であると認められる農地につきましては、一般農地としての税額を上回る額を徴収猶予し、5年ごとに営農を確認の上、納税が免除されることになりました。

ただし、収用等により、転用された場合等を除きまして、所有権の移転、あるいは転用した場合は、徴収猶予税額を収めることとなります。

3. 又、徴収猶予に係る申請は、農業委員会を経由して市長に届け出をすることになっておりまして市長は、農地課税審議会の議を経て、徴収猶予の適否について認定することになったものでございます。

なお、申請手続等は、市税条例において定めることになっておりまして、これらが附則第13条各項の規定でございます。

次に、附則第14条につきましては、昭和57年度の個人の市民税に限り、所得の金額が27万円に、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に9万円を加算した金額以下である場合は、所得割を課税しないものとするともに、これに伴う所要の調整措置を講ず

ることとしたものでございます。

続きまして、18ページの附則でございますが、同ページ1行目に印刷漏れがございまして、和泉市税条例第9条とございますのは、和泉市税条例附則第9条、以下同じでございますので、悪しからず御了解方お願い申し上げます。

附則第1条は、この条例の施行期日を昭和57年4月1日から施行することとし、「ただし書き」の部分につきましては、昭和58年4月1日から施行するものでございます。

第2条では、同じく改正後の個人の市民税に関する部分は、昭和57年度の個人の市民税から適用し、昭和56年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例によることとしております。

次に、第2項では、第1条のただし書きを受けまして、新条例附則第9条、第10条の2、第11条第1項及び第12条第2項の規定は、昭和58年度以後の個人の市民税から適用し、昭和57年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例によることとしております。

続きまして、第3条から第5条の規定につきましては、改正後の固定資産税等につきましては、昭和57年4月1日から施行することとし、昭和56年度分までの固定資産税につきましては、なお、従前の例によることとしております。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに改正条例の内容についての説明でございます。何とそよろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あります）

御異議ないものと認めます。よって、報告第7号は承認することに決しました。

○

○ 議長（藤原要馬君） 次に日程第22「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第6号）〕及び日程第23「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）〕を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第 4 号

昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第6号）

昭和56年度和泉市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

昭和57年3月31日専決

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正補正

1. 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 諸収入		3,578,112	△53,115	3,524,997
	5. 雑入	2,939,163	△53,115	2,886,048
15. 市債		2,105,148	53,115	2,158,263
	1. 市債	2,105,148	53,115	2,158,263
歳入合計		25,528,110		25,528,110

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	借入先	償還の方法	利率	借入先	償還の方法
庁整備事業	32,900 千	普通貸借 又は 証券発行	政 府 銀 行 其 他	25年以内(内据置 8年以内)ただし 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利 に借替えること ができる。	年9.0% 以内	政 府 銀 行 其 他	25年以内(内据置 8年以内)ただし 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利 に借替えること ができる。
退職手当	203,000	同 上	同 上	7年以内(内据置、 2年以内)ただし、 同 上	同 上	同 上	7年以内(内据置、 2年以内)ただし、 同 上
交通施設事業							
診療所整備事業	139,600	同 上	同 上	25年以内(内据置 5年以内)ただし 同 上	同 上	同 上	25年以内(内据置 5年以内)ただし 同 上
都市計画事業	113,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
河川整備事業	9,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
水路整備事業							
計	2,105,148						

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
⑭ 諸収入	3,578,112	△ 53,115	3,524,997			
(5) 雑収入	2,939,163	△ 53,115	2,886,048			
1. 雑収入	2,939,163	△ 53,115	2,886,048	4. 雑 入	△ 53,115	更正減
⑮ 市債	2,105,148	53,115	2,158,263			
(1) 市債	2,105,148	53,115	2,158,263			
1. 総務債	235,900	3,800	239,700	1. 庁舎整備備償	1,000	庁舎整備事業債追加
				2. 退職手当償	500	退職手当債追加
				3. 交通安全施設整備事業	2,300	府中信太山線歩道設置事業債
3. 衛生債	139,600	3,644	143,244	1. 診療所整備備償	3,644	診療所増設事業債追加
4. 土木債	779,300	45,671	824,971	3. 都市計画事業	5,771	和泉府中北通線整備事業債等追加
				4. 河川整備備償	1,900	東松尾川河川整備事業債追加
				6. 水路整備備償	38,000	北池田排水路整備事業債 15,400 水路整備事業債 22,600
歳入合計	25,528,110		25,528,110			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前々年度末現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額				当該年度末現在高見込額	
	現在高	借入済額	事業費繰越るに よる延伸分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額	当該年度末 現在高 見込額	当該年度末 現在高 見込額	
					補正前の額	補正額				補正後の額
1. 普通債	23,649,960	23,857,671	240,700	24,098,371	1,902,148	52,615	1,954,763	1,288,878	24,769,256	
(1) 総務	1,403,956	1,301,750		1,301,750	69,600	3,300	72,900	106,540	1,268,110	
(3) 衛生	823,495	765,725		765,725	143,500	3,644	147,144	56,884	855,985	
(6) 土木	2,588,641	2,673,791		2,673,791	204,700	45,671	250,371	171,986	2,752,226	
3. その他	727,188	691,101		691,101	203,000	500	203,500	45,702	848,899	
(1) 退職手当	564,380	538,685		538,685	203,000	500	203,500	35,310	706,875	
一般会計合計	24,468,984	24,641,572	240,700	24,882,272	2,105,148	53,115	2,158,263	1,337,581	25,702,954	

報告第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第 5 号

昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

昭和56年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,328千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601,323千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和57年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		20,491	5,328	25,819
	1. 負担金	20,491	5,328	25,819
歳入合計		595,995	5,328	601,323

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		517,838	5,328	523,166
	1. 下水道総務費	412,000	5,328	417,328
歳出合計		595,995	5,328	601,323

公共下水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 分担金及び負担金	20,491円	5,328円	25,819円		円	
(1) 負担金	20,491	5,328	25,819			
1. 負担金	20,491	5,328	25,819	1. 下水道負担金	5,328	下水道維持管理公団負担金追加
歳入合計	595,995	5,328	601,323			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
① 下水道事業費	517,888円	5,328円	523,166円			5,328円	円			
(1) 下水道総務費	412,000	5,328	417,328			5,328				
1. 下水道総務費	412,000	5,328	417,328			5,328				
(2) 下水道総務費	396,581	5,328	401,909			5,328		13.委託料	5,328	下水道処理業務委託料追加
歳出合計	595,995	5,328	601,323			5,328				



○ 議長（藤原要馬君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告8号、専決第4号「昭和56年度一般会計補正予算（第6号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和56年度最終時点における地方債の確定に伴う歳入補正でございまして、去る3月31日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございまして各種地方債の限度額の追加及び変更は、第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細書でございまして、諸収入の雑入5311万5000円の更生減額をいたしまして、市債の限度額5,311万5,000円の追加計上でございます。

以上が今回専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。

引き続きまして、報告第9号、専決第5号「昭和56年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に至り下水道処理業務委託料の追加の必要が生じまして、去る3月31日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に532万8,000円を追加し、予算の総額を6億132万3,000円と定めたものでございまして款・項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表のとおりでございます。

内容につきましては、下水道処理業務委託料追加532万8,000円の追加計上いたしたものでございます。

これに充当すべき財源につきましては、住宅・都市整備公団よりの下水道維持管理負担金532万8,000円の追加計上をいたした次第でございます。

以上が今回専決処分させていただきました一般会計及び特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（原重樹君） 一般会計の補正予算の方で関連をしてお聞きをしておきたいと思えます。

5月で出納閉鎖が終わったと思いますが、次の報告第10号の方で見ますと、前年度繰上充入金4億8,000万円と出てますが、かなりの単年度黒字が出ていると思えますが、その辺の数字と、そういうことになった主な原因についてお聞かせ願いたいと思えます。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 財務部次長（大塚孝之君） お答えいたします。

56年度の決算見込みでございますけれども、5億6,995万3,000円の単年度黒字が計上でき得たものでございます。したがって、累積の赤字額が4億7,764万4,000円に減少いたしておるものでございます。

その理由はいろいろございますが、たとえば歳入から申し上げますと、1つは市税が順調に伸びております。特に昨年に比べまして徴収率自体も向上しておりまして市税だけでも5億8,000万円程度の伸びが確保できました。

もう1つは、地方交付税の伸びも2億8,000万円程度伸びております。それから、基地交付金も9,100万円程度確保されたものでございます。

また、そういった歳入の伸びに加えまして、歳出の方でございますけれども、専決処分させていただいた地方債にあがっております退職手当債、こういったものが2,300万円ほど、その充当財源として市債を充てることができた、あるいはまた、公債費の伸びが例年に比べ若干鈍化してございます。例年の伸びが14%～18%でしたものが、56年度に至り10%、総額1億6千万円程度の伸びに抑制することができました。そういった歳入、歳出の増加、抑制にわたる結果として、単年度で5億6,000万円程度の黒字が計上できる、そういった見通しでございます。以上でございます。

○ 8番（原 重樹君） 5億7,000万円の黒字と大変大きな額ですが、もう1点お聞かせ願いたいのは、市税の伸び率が上がっているということですが、ちよつと数字で比べてどうか、わかりましたら――。

○ 財務部次長（大塚孝之君） 市税の伸びですが、56年度は、55年度比9%の伸びでございます。そのうち主なものは、個人市民税が大部分でございます。金額では前年度の市税総額に比べまして、5億8,000万円程度の増収になっている状況でございます。

○ 8番（原 重樹君） この問題は、どつちみち決算委員会などで詳しく審議されると思いますので、きょうは、多くは言いませんが、こういった大きな黒字となりますと、黒字自体の出し方実際には自力でやつたが、他力でなつとるのか住民負担という意味ではどうかということである問題になるところだと思います。実際、いま臨調がらみなどの社会の動きの中で、前回の予算委員会でもそうでしたが、受益者負担とか、あるいは独立採算性等言われる中ですので、こういった大きな黒字を出すこと自体、実際は累積では赤字ですのでいいとは思いますが、半面、市民的な負担の問題も出てくると思いますが、きょうはこれでおいときます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 16番（赤坂和見君） いま、原議員からの質問で、56年度の一般会計が出納閉鎖という形

で終わったわけですが、毎年、本議会で決算の決定ということで出されるのが、いつも年末の12月という形で、決算委員会が1月ごろ開かれるということで、非常にそこで出てきた意見が来年度予算を決定するヒアリングの中に生かされないということで、毎回の決算委員会で、もう少し時期を早めて9月の議会に出したらどうか、そして議員、委員皆さん方の意見をよく取り入れたそうで、決算委員会の中でいろいろ話が出てくる問題について来年度の予算に反映させていく、これが本意ではないかと思うんです。その点で、56年度の決算を出されるについて、9月議会ぐらいに出していただくべきである、こう考えてるんですが理事者の方で準備とか、いろんな点があるかと思いますが、その点の決意のほどをお聞かせ願いたい。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 会計課長（赤田信君） お答え申し上げます。

ただいま会計課の方では、56年度の決算調書を各課から徴収しているところでございます。それがこの月末ごろにぼつぼつ出てまいりまして、それを決算書の原稿として整理いたしまして間違い、誤字等をいろいろ検討し、それからまた各課へもう1度間違いはないか、ということで差し戻しいたしております。そういうことで印刷に入るのがいま議員さんがおっしゃられる9月近くになります。その時点で監査委員さんの決算審査等をお願いいたしまして、その後決算認定という手続となりますので、会計課の方といたしましては、9月となると大分努力してもしんどいんじゃないかと思う次第でございます。よろしく願いいたします。

- 16番（赤阪和見君） 他の近隣都市の議会でも大体9月、10月の定例会に出されてる。そうでないと理事者、担当部局の皆さん方にとっても来年度予算の時期の1月半ばごろになってごたごた言われても、なかなか取り入れることはむずかしい。10月ごろからヒアリングが始まるように聞いてます。そういう点でのわれわれの意見が反映される予算編成を考えていくならば、あまり無理は申し上げませんが、そういう点でのきちんとした日程を組んでいただき、できるだけ努力をしていただきたいと要望しておきます。

- 議長（藤原要馬君）他に質疑、御意見ないものと認めこれを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおりの承認するに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第8号及び第9号は承認することに決しました。

- 
- 議長（藤原要馬君） 次に日程第24「専決処分の承認を求めることについて」（昭和57年度和泉市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

昭和56年6月15日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第 6 号

昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和57年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,536,000千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和57年5月31日 専決

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 諸 収 入		2,722,840	480,000	3,202,840
	5. 雑 入	1,948,440	480,000	2,428,440
歳 入 合 計		25,056,000	480,000	25,536,000

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 前年度繰上充用金			480,000	480,000
	1. 前年度繰上充用金		480,000	480,000
歳 出 合 計		25,056,000	480,000	25,536,000

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節			説 明
				区	分	金額	
④ 諸収入	2,722,840	480,000	3,202,840				
(5) 雑収入	1,948,440	480,000	2,428,440				
1. 雑収入	1,948,440	480,000	2,428,440	4	雑収入	480,000	雑収入
歳入合計	25,056,000	480,000	25,536,000				

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源		区	分		金額	
				国府支出金	地方債	その他	国府	一般財源					
④ 前年度繰上充用金		480,000	480,000						480,000				
(1) 前年度繰上充用金		480,000	480,000						480,000				
1. 前年度繰上充用金		480,000	480,000						480,000				
(1) 前年度繰上充用金		480,000	480,000						480,000		22. 補償補損及び賠償金	480,000	前年度繰上充用金
歳出合計	25,056,000	480,000	25,536,000						480,000				

- 議長（藤原要馬君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第10号、専決第6号「昭和57年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和56年度の財政運営は、議員各並びに関係各位のお力添えをいただき、単年度の収支におきましては、5億7,000万円の黒字と相なる見込みでございます。したがって、累積の赤字見込み額が前年度末に比して減少いたしまして、4億8,000万円の見込みと相なる次第でございます。ここに御報告いたしまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

これらの結果により、56年度会計を補てんすべく繰上充用金の補正でございまして、5月31日に専決処分させていただいた次第でございます。

内容といたしましては、前年度繰上充用金として歳入不足額を補てんすべく、4億8,000万円計上いたしたものでございます。

財源といたしましては、諸収入でもって措置いたした次第でございます。

以上が、今回専決処分いたしました補正予算の内容でございます。一般会計の財政運営が単年度収支におきましては黒字とは申すものの、なお、実質収支において5億円近くの赤字であり、その運営の実態は、なお厳しい状況でございます。引き続きよろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。説明を終ります。何とぞよろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認めこれを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御審議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第10号を承認することに決めます。

- 
- 議長（藤原要馬君） 次に日程第25「昭和56年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」及び日程第26「昭和56年度和泉市一般会計予算事故繰越計算書について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長報告）

報告第 11 号

昭和 56 年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、昭和 56 年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

昭和 57 年 6 月 15 日 提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和56年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	府支出金	市債		
8.	土木費	5. 改良住宅建設事業	365,222,000	41,640,000	26,720,000	1,404,000	13,500,000			16,000
	合計		365,222,000	41,640,000	26,720,000	1,404,000	13,500,000			16,000

報告第12号

昭和56年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、昭和56年度和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄



昭和56年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説	
				支出済額	支出未済額		既 取 入 財 源	未 収 入 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	附 支 出 金		そ の 他
				円	円	円	円	円	円	円		
8.	2.	市道光 明池和 田緑整 備事業	38,820,000	1,580,000	37,290,000	37,290,000	38,290,710			999,290		用地買収の 交渉が難航 し年度内に 支出できな かった。
	合 計		38,820,000	1,580,000	37,290,000	37,290,000	38,290,710			999,290		

- 議長（藤原要馬君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第11号「昭和56年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、すでに3月議会で御議決いただきました改良住宅建設事業費4,164万円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

続きまして、報告第12号「昭和56年度一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

市道光明池和田線整備事業3,729万円の1件でございます。用地買収の交渉が難航し、年度内に支出できなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、事故繰り越しの措置をとらせていただいた次第でございます。

以上が、報告第11号、第12号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 本報告について質疑、御意見を承ります。
- 9番（直村静二君） この事故繰越3,700万円、きのうの私の一般質問で、金額の入った契約書を取り交した、ということですね、その件で、3,700万円の繰越で57年度消化ということですか。この3,700万円以内で金額の入った契約をしたのかどうか、その点のお答えを求めます。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁

- 建設部長（逢野一郎君） お答え申し上げます。

御指摘の3,700万円以内で用地の買収ができるか、という御質問でございますが、3件の契約がございますので、この3,700万円ではおさまらないということになります。

なお、不足分につきましては今後、工事内容等も含めまして補正予算でお願いしたいと思うわけでございます。

- 9番（直村静二君） いまのお答えを聞いてると、3件あるのでその3,700万円ではおさまらんということは、この金額を上回った契約をした、こういうことですか。足りない分は公団からいただく、何か工事をやる上でいただくということですか、それとも用地費として足りないものをもらうということなのか、もうちょっと正確に…。

- 建設部長（逢野一郎君） 申しわけございません。工事及び用地不足分ということでございます。

- 9番(直村静二君) 一応、用地を買収したんだから、必ず57年度で消化できるということですね、結構です。
- 議長(藤原要馬君) 他に質疑、御意見ないものと認め報告第11号及び報告第12号を終わります。
- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第27「昭和56年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。  
報告を朗読させます。  
(市会事務局長朗読)

報告第13号

昭和56年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定による昭和56年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

昭和56年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財源内訳 企業債	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額	説明
1.	1.	水道施設等整備事業	142,078,000	102,090,645	89,600,000	89,600,000	387,355	0	既設建物改造の為調査、設計に日数を要し工事着工が遅れたものである。

- 議長（藤原要馬君） 報告の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） ただいま上程されました報告第13号「予算繰越計算書」について、御説明申し上げます。

これは水道施設等整備事業において水質試験室の築造が遅延したことに伴い、繰り越したものであります。

その内容を申し上げますと56年度の予算現額1億4,207万8,000円に対し、支払義務発生額1億209万645円で、残額3,998万7,355円のうち、3,960万円を57年度へ繰り越すものをごさいます、残り38万7,355円を不用額といたすものをごさいます。

また、この繰越財源といたしましては、全額企業債を充てるものをごさいます。

なお、当該繰越にかかる工事は現在ではすべて竣工いたしております。

以上、簡単でございますが、報告の説明を終わらせていただきます。

- 議長（藤原要馬君） 本報告について質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め報告第13号を終わります。

- 
- 議長（藤原要馬君） 日程第28「和泉市土地開発公社昭和56事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第2号

##### 和泉市土地開発公社昭和56事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和56事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第2号、報告第3号及び報告第4号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

注(1) 「第221条第3項の法人」とは次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の規定によるもので、当該法人の毎事業の計画及び決算に関する書類である。

○ 議長（藤原要馬君） 報告の説明を願います。

○ 用地担当理事（内田 繁君） お許しを得まして、報告第2号「昭和56事業年度和泉市土地開発公社決算書類の提出について」、御説明申し上げます。

昭和56事業年度は、前事業年度に引き続き政府の高金利政策が続く中で、当公社の健全な運営を図りながら、和泉市の依頼に基づき計画的に事業を実施してまいりました。しかしながら、当面する公社の経営実態はきわめて憂慮すべき事態に立ち至っております。これが対策については要因を明らかにしつつ、市と十分協議を重ねる中で財務内容の改善に有効適切な対策を講ずるとともに公社保有物件の早期処分と投下資金回収による蓄積金利の緩和等に鋭意努力してまいり所存でございます。何とぞ今後とも引き続き公社経営の健全性回復に議員皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは事業内容について御説明申し上げます。（1ページ）

まず、受託事業でございますが公共事業用地等の先行取得として和泉市の委託を受け、合計

1万4,890.25平米を12億9,208万1,707円で買収いたしました。その内訳は7ページの先行取得調書記載のとおりでございます。

一般公共事業用地として伯太横山各幼稚園用地、和泉中学校、北松尾小学校の各運動場用地、8,075.13平米を5億1,053万3,576円で取得いたしました。環境改善整備事業用地では改良住宅用地、地区内道路用地等で土地6,815.12平米、建物、補償を合わせ7億8,154万8,131円で取得いたしました。

以上の先行取得用地は、土地が76筆、1万4,890.25平米、建物53件で5,494.33平米、補償費35件でございます。

次に、売渡事業でございますが府及び和泉市の公共事業用地を初め換地対策事業用地、一般処分用地、合計3万2,759.62平米を26億9,050万1,388円で売却いたしました。その明細は8ページから10ページにかけて売渡調書に記載いたしておるものでございます。

府施行事業では、池上下宮線岸和田南海線用地1,747平米を1億2,364万1,932円で大阪府へ、一般公共事業として、北池田5号線、和泉府中北通線、泉大津阪本線用地60.2平米を1億99万8,362円で、また環境改善整備事業としては、住宅改良事業用地を初め地区内道路用地、集会所用地等で、建物、補償を合わせ土地1万5,726.89平米を17億760万8,172円で和泉市へ譲渡いたしました。また、換地対策事業用地としては土地2,996.12平米を2億825万2,922円で対象者に譲渡いたしました。

なお、懸案の一般処分用地として、土地1万1,687.61平米を5億5,000万円で売却処分いたしました。

以上、譲渡いたしました事業用地の総合計は土地191筆、3万2,759.62平米、建物111件、6,889平米、補償費48件、合計26億9,050万1,388円でございます。

続いて、土地保有状況につきましては、昭和57年3月末の公社保有地は総面積16万1,513.59平米、帳簿価格にして8.6億6,064万1,666円で、平均して1平米当たり5万3,621円となっております。事業別の内容につきましては、34ページの財産調書の総括、35ページ以降に事業別明細を記載しておりますので、御参照願いたいと思います。

次に借入金の状況でございますが当年度において事業執行に必要な事業資金の借り入れは、住友、泉州両銀行を初め、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金等の貸付金融機関から43億6,000万円を借り入れましたが土地等の譲渡収入等によりまして、41億4,700万円を償還いたしました。したがって、本年度末の借入金残高は102億4,154万7,905円と相なるわけでございます。金融機関別の借入状況は42ページの借入金明細書に記載いたしておりますので、よろしく願いたします。

続いて、損益の状況でございますが、当年度における土地等の譲渡に対する付帯事務費等経常経費に充当できます経常的利益は3,516万6,361円でございます。経常経費の支出は職員給与費等事務管理費及び財産管理費等の諸経費1億8,078万9,972円でございます。

結局、経常損失額は、1億4,562万3,611円と相なります。これに一般処分地の特別損失額1,481万3,493円を加算いたしますと、当年度の純損失額は1億6,043万7,104円と相なり、前年度の欠損金と合わせて次年度への繰越欠損金額は9億699万2,573円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの事業執行による収入支出決算の内容を御説明申し上げます。(11ページ)

まず、収入の部で第1款、事業収入はさきに申し上げました和泉市等へ譲渡いたしました土地建物等の売却収入で2億699万1,388円を計上いたしました。

第2款、借入金は、用地等取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友、泉州各銀行、その他貸付金融機関等、和泉市からの借入金を合わせまして3億6,000万円を借りました。

なお、事業の繰越明許費の財源に充てるため、2億4,200万円を翌年度へ繰越しいたしております。

次に、第3款の事業外収入は636万9,614円で、歳計現金預金利子215万5,279円、過年度収入の雑入で421万4,335円の収入でございます。

第4款の繰越金は、前年度からの繰越金4,388万9,148円。

以上、収入合計64億76万150円と相なっております。

次に、支出の部でございますが、第1款、事業費は土地等の先行取得に要する経費及び処分するために必要な造成費等で、総額13億4,315万5,707円を支出いたしました。主な内容は、さきに御説明申し上げましたように、先行取得用地等の買収費及び土地、建物の鑑定委託費並びに土地造成費では、造成工事設計委託料、造成工事費であります。

なお、(仮称)第二石尾中学校用地造成工事は年度内にできず、大半が翌年度となったため造成工事費2億4,200万円を翌年度へ繰り越しいたしております。

次に、第2款、管理費総額1億5,696万3,647円を支出いたしました。財産管理費では土質調査委託料、フェンス設置及び建物除却等工事費並びに財産管理用原材料等で825万6,140円。事務管理1億4,870万7,507円の主な内容は公社負担の給与費、共済費等の人件費及び統計事務費並びに事務局の運営に必要な経費として支出いたしました。

次に、第3款、借入金償還金として44億3,514万9,124円を支出いたしました。元金償



還金及び支払利息並びに公社債諸経費でございます。

第4款の予備費は、支出はございません。

第5款の繰越金は決算締め切り以降の未収入、未払金等を整理いたしました結果、4億6,549万1,672円を翌年度へ繰り越したたものでございます。

以上によりまして支出合計は64億76万150円と相なるわけでございます。

なお、収入支出の事項別明細は25ページから33ページにわたって詳細に記載いたしております。また、13ページには貸借対照表、14ページに損益計算書、16ページ以降には財産目録等を記載いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、報告第2号、昭和56事業年度和泉市土地開発公社決算書についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 公社決算について1、2点お尋ねいたします。

42ページの府中駅前地区整備事業、土地1件この原価が1億7,000万円、利子が1億5,000万円、合計3億3,000万円、青少年会館の方が324平米で6,000万円、利子が5,100万円、いずれも府中にあるが、この合計が4億4,000万円ですか。そしてこの表の最終合計では土地が9億8,000万円、利子が10億、47年に買い、49年に買ってこのように一般処分地の原価プラス利子がちょうど倍になった段階でお尋ねするんですが府中駅前整備、青少年会館ともいまだに持っている。この利子が全部取得原価にプラスするから4億4,000万円、これは同和事業と関係ないので一般の金利ということで年間何ばの金利になるか、これからね。

それから、事務管理費の職員人件費が1億4,800万円、これは毎回本年度は何とか減らしていくということですが、この減らし方については、この前にもちょっと聞いたが、確認しておきたいが、開発公社の職員は56年度決算では何名、57年度は一応改定して何名になったかという点もちょっとお答え願いたい。

以上、2点です。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 用地担当参事（岩井益一君） お答えいたします。

まず、第1点の府中周辺の取得物2件、昭栄跡並びに青少年会館跡、合わせて4億4,000万円、これに対する年間の所要金利はいかほどか、ということですが概算いたしますと約8%がかかってまいりますので、約3,500万円くらいかかるんじゃないかと思えます。ただし、私ども金利につきましては、できるだけ低利資金の導入ということで、それよりも抑えていきたい、こ

ういう努力を続けております。

2点目の人件費の件でございますが、昭和56年度決算の所要人件費総額では1億4,491万8,000円、27名でございました。57年度では公社の再建計画の中で特に経常収支対策の一環として市当局と詰めをする中で本年度は5名軽減、すなわち22名でして、人件費の見込み額1億1,958万円ということで、軽減見込み額2,500万円程度を考えてございます。以上でございます。

○ 9番(直村静二君) 金利が1年で3,500万円ぐらいになる。1日にこの2つの物件で10万円の利子を払ってるといことですが、ここに書いてある青少年会館が324平米とありますが、実際の公社が持っているのは324ではないでしょう。現在、一般処分用として売りに出していると判断してるが、鑑定の時価は大体何ぼしてますのか。

○ 用地担当参事(岩井益一君) まず、第1点でございますが、現在本件につきましては実質面積で市、公社合をせて709平米、約210坪でございます。内訳といたしましては市が323平米、97坪、公社が386平米、116坪でございます。

この鑑定でございますが、私も鑑定士の意見価格は聞いてますが、以前の鑑定よりも最近、泉南線からみの立地条件の低下とか諸条件の変化によりまして、この土地につきましては現実問題、価格低下を来しておることは事実でございます。具体的に幾らかということについては、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○ 9番(直村静二君) 差し控えてもろうたら困る。売りに出してるんやから鑑定が何ぼやと思えますがな。議員が何ぼやと聞いたら差し控えさせてもらいますというのはね。損して売るのはわかるが、いろんな理由、泉南線の状況だけで下がったとは言えないですね。青少年会館の横、浅井さんがビル建ててる。陥没地帯になっている、あの場所はね、隣は和泉の農協、物置にしか使えない。単独で使おうと思って駐車場を取ったら建物を建てても採算が取れない。あれは使えない土地になるんじゃないか。理事長は早く売ろうとしているが、これはあかん、売れんやろうということで、何か公共的な用地、建物にしたらどうか、かなり提言してるんですが、ずっと前から言ってる。理事長、あれは売れへんぜ、ただやるようなもんで…。公共用地に使うということを考えたらどうか。

この青少年会館の上に書いてある府中駅前地区整備事業の土地、前の答弁では使い道があるかのように何とかの作業をしていると。私は何らかの作業をしていると思うんです。それと活動して青少年会館の用地も鑑定人に依頼しても原価がぐんと下がってきた。泉南線の問題もあるし、横にビルが建って真中になった。大損をせないかん。それやったら和泉市の地区整備事業、その他再開発を合わせ、補助も取り付けて一定のものをつくるようにせんと、こういうものは早く処理せんといかん。9億8,000万円の原価に利子が10億、20億になってます。これはやっぱ

り困るということです。

これも町づくりの一環かもしれませんが、実際に府中関係の公共用地に事業を始めようと思ったら、たしか前にもお答えを求めたが、府中駅前の昭栄跡をどんなふうを使用するかを決定したかどうか決定したなれば、青少年会館も連動してもらいたい。このままいったら大損をします。

○ 用地担当理事(内田 繁君) お答えいたします。

いわゆる青少年会館問題につきましては、以前から公共的なものに使ったらどうかという御指摘、御意見もございまして、これにつきましては、われわれ公社等におきましても、何とか早く処分したいという気持のもとで現在も取り組んでおるわけでございまして、なかなかいろんな事情もございまして、このまま買ってもらえる状況には至っていないという状況です。

何分この土地につきましては、御存じのように、立地条件に非常に問題がございます。私の方もそういう問題点につきましては、公社の経営実態等も絡み合わせまして、早期処分に持っていきたい、かように考えておるわけでございます。

第2点目の昭栄劇場跡の問題でございまして、これも取得の経過から申し上げまして、再開発関連で購入したものでございまして、市の再開発方針に基づいてやっていきたい。実のところ民有地を含めた土地利用等も一定の権利者から話し合いもございましたが、進展に至っていないという問題もございまして。

公社といたしましても、再開発方針に基づいてやっていきたい、こういうふうに思っております。

○ 9番(直村静二君) 前から聞いているのに答えがない。なんとかします ということで答弁があったからね。もう少し観点を变えて市長、阪和マーケット前に昭栄跡がある。それから、青少年会館がニチイの裏通り、さらに消防署の跡地がありますね。府中周辺整備の観点から提案しておるんですが、このままでずうっと持っていけば結局値があわない。昭栄も何か計画があっても、地元合意ができていないのやわわからない。府中は和泉の玄関口、大胆な発想でしてもらわんと、単にものを売っていくというだけではなく、よく考えてもらいたい。

毎回、同じようなものがずっと一般処分用地として残り、そのたびにまだか、まだか、となる。そういうやり方はええかげんにしてもらいたい。決算書とは10年つき合ってます。利子がついて倍です。思っただけではあきまへん。この際、きちんと府中の整備の観点から公共施設の張りつけ、その他を考えてもらわんといかん。

消防についても、いろいろ問題があるかもしれへんが、一連のものでしょう。それなりにせないかん。まして、1、8号線がだんだんと車が減ってきて経済的に価値も下がってきたとなれば、その点のこともよく考えてもらわんと、批判ばかりせないかん。どないする、市長簡単に売れ

まへんげ、昭栄跡地も利用できない。再開発といっても地元合意が要るからね。勝手にでけへん。赤字もさることながら、現に手を打っていかんと大損する。公共用地にして施設をつくっていくことに頭を切りかえていかんとだめです。府中の周辺整備については党派を超越して、きちんとしてもらいたいと市長にきつく言って、後はまた特別委でやっていきます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 5番（田中包治君） 私、損益計算なり欠損金を見て土地開発公社はもう破産状態ですね。だれが考えてもね。民間が言えば第2帳簿です。というのは9億円の赤字が出れば、市が負担しなければならぬ。その中で9億という赤字を出したのは、いわゆる人件費の増収によるのか、あるいは買い方によって起きたのか、はっきりしてない。どうかと言ってもいつも逃げられるんですが、公払法に基づくならば詳しいことは知らんが、市が土地を買ってください、買いましょう。と公社が買う。買うたら、その金は市が買うんですから、こんな欠損金が出てくるのがおかしい、だれが考えてもね。埋事者から公社に言って公社が買う。超過負担という問題があるとしても、それは市が負担しなければならぬ。これが公払法の趣旨だと思う。

そうすると問題になるのは、なぜこの9億という赤字が出たかということですね。必然的に破産申告です。私に言わせれば事務局長というのは、管財人と一緒やと思うてますよ。ところが、市長に言いたいのは、この管財人をなぜくるくる変えるのかということです。あんた、処理する気持がないんですか。ここらが問題やと思う。内田局長は、はっきり言ってかわいそうやと思う。病院から来て恐らく今社の中で詳しいのは岩井次長だけ、ほかは知らん。それに管財人の役目を持たせて、そしてこの金はどないなってる、再建やとか、すったもんや言ってる。考えてみなさいよ、林さんがなって次が平野さん、3、4年の間に3人目でしょう。あんたは本当に整理、再建する気持があるのか、ないのか。

一般会計で1億6,000万円補てんすればいい、同じことでしょう。人の前では、いや今年度は単年度で何億の黒字やと、片方で1億6,000万円赤字や、一緒です。トントンでしょう。私は、誠心誠意これを解決しようとするならば、管財人に管財人としての自覚を持たせてやるべきです。買収についてはいろいろあると思うんですが、市が全部買わんといかんねん。実際問題、一定期間がきたら全部買わないかん。市の財政で負担せないかん。勝手に買うたと言うんなら話は別や。そこらがわからない。

私も昔の議事録を見たが全々売買のことはわからない。ただうそか本当か知らんが公社の中で報告があったという話ですが、聖神社のところの青少年グラウンドですが、あれは大阪府の申請に基づいてやったと違うのですか。そうすれば、なぜ大阪府が9,000万円の欠損を持たなかったのか、それが筋でしょう。委任されて買ったものなら、何故あんたら9,000万円の金を

言わないのか。言ったところが責任を持たなくてはいかん。それが公払法です。民間に売ると違います。やむを得ないから売っているんですけど。そして、事務局長はくるくるかえられる。本当にざっくばらんに言ってかわいそうですよ。こんな惨めなやり方はありませんよ。あんた、やる気がないからや。公室に部長を2人も置いてね。ちょっと考えてください。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘いただくところでございますが、行政上の全般の人事の中で事務局長がかかわっていることは、御指摘のとおりでございます。この公社を何とかして必死になって再建していきたい気持ちに変わりございません。

なお、もろもろの要因はございますが、事務的な経費の軽減なり、あるいは保有物件の処分も何とか段階的に行い、また、金利の低減など、もろもろのことを総合的に積み重ねながら、何とかして公社財政の再建と健全化という問題に取り組んでいきたい気持ちに変わりございません。御支援、御協力をお願いいたします。

○ 5番（田中包治君） 私は、事務局長というのは、いまの時点では管財人や言うんです。9億も赤字がある。普通の民間企業ならとうに倒れてる。その場合、だれでもかめへんね、部長を据えたらええんや、というもんでもない。

なぜくるくるかえるのか。かえるということは、使いもんにならんからはき捨てるということですか。解決してかえるんやったら、なるほど成功したからということで市長を信用しますよ。林さん、平野さん、内田さん、4年ぐらいと思うが、大きな百億からの土地を買って、どこに何があって、どんな9億円や、とわかるだけでも1年かかる。わかったら交代ですか。それで市長本心に、これを解決する気持があるんですか。それを言いたい。

本当にやるんなら、任せて信頼に足る人を持ってきて少しはワンマン、強引であってもね。信頼せなんだら部長というのはかなわんよ。もちまへんぜ。そこらが管理の問題やと思います。2つの方法がある。どうしてもあんたがその気持にならんのなら調査特別委員会を要請してね、通るか、通らんかは別にして、根本的に解決しなければいけない。しかし、市長は管財的な中で何とか解決してくれるだろうと、いままで我慢して待ってるわけです。それなりどころどころかわる。それでやる気持があると言われますか。そこらが問題やと思います。

だれが人事やってるんか知りまへんが、部長の職種はそんなもんやないと思う。係長と違いませ。ある程度権限を任せ、ある程度強引にやらせる。これはどうせ強引にせな損はしようがないと思う。しかし、くるくるかえるのは、これを解決する気持がないのかということですよ。

56年度で1億6,000万円の赤字、一般会計から補てんしなさい。そのぐらいの才能と努力で

なぜ当たっていかないか、それがわからない。どうですか。

- 市長（池田 忠雄君） いろいろと御指摘をいただく点がございます。人事の問題も含めて病み入ります。やる気がないのかということではございません。一生懸命再建に努力していきたいということで全体的な人事管理の中での一連の措置でございますので、御賢察いただきたいと思うわけでございます。御指摘胸に置きまして再建に向かって全力をあげてまいる決意でございますので、もう少し長い目でひとつ御指導いただければありがたいと思います。
- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

- 
- 議長（藤原要馬君） 次に日程第29「財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度決算書類の提出について」と日程第30「財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第3号

財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和56事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和57事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和57年6月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（藤原要馬君） 報告の説明を願います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） それではお許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第3号「財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度決算書類の提出について」並びに報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和57事業年度事業計画書類の提出について」の報告の内容を御説明申し上げます。

まず、報告第3号の概要を御説明申し上げます。別冊関係書類一ページでございます。

理事会並びに役員の変動に関する事で理事会は2回開催され、5件の事項について御審議を煩わし可決御決定をいただき、役員の変動では、理事8名様、監事1名様の変任と、理事7名様、監事1名様の変任がございました。

事務局につきましては、事務局長に産業衛生部次長が事務局員には商工課職員が兼務いたしております。

次いで3ページ、まず初めに経済状況ですが、わが国経済は物価はきわめて落ち着いた半面、消費の低迷、住宅投資、中小企業の設備投資の停滞などから生産活動はいまひとつ盛り上がりを見せませんでした。

このような情勢下において、本市の地場産業は、発展途上国の追い上げ、企業間競争の激化、消費者ニーズの多様化と厳しい経済環境に置かれております。当振興会においても、情報化の促進など企業として生き残るための条件づくりに国、府とともに官民一体となった振興策が急務であると自覚いたしております。

こうした情勢のもと、当振興会といたしましては、地場産業及び商工業振興対策として、次の事業を実施いたしました。

地場産業振興に関する事業の(1)商工ニュースについては、市内各事業所に対し、5回発行いたしました。

(2) 消費購買客動向調査では商工会とタイアップし、婦人会を通じて実施いたしました。また、これらの調査結果をまとめ、地域小売商業近代化対策調査結果報告書を200部作製し、市内商店街組合に配布いたしました。

次に(3)地場産業まつりにつきましては今回、初めての試みとして大型紙しばい、人形劇、露店等を計画し、市民まつり的なイベントにしたところ、2日間で8,000人以上の入場者を数え、市民及び商工業者双方より好評を拍しました。

(4)大阪の伝統産業市への参加では、神奈川県川崎市さいかや屋百貨店で開催され、本市からも特産品の人造真珠、ガラス細工、細ひも、チューブマット等、予想以上の成果と宣伝効果が見られました。

次のこの観光に関する事業でございますが、「ゆとりと潤いのある市民生活をスローガン」に槇尾山において桜まつりを催しました。このまつりも市民の身近な観光志向と相まって幸い天候にも恵まれ、3,000人以上の来場来客を得ることができ、モデル撮影会も盛況で、入賞作品も市庁舎玄関に展示いたしました。

以上、56事業年度事業についての説明を終わります。

続きまして、昭和56年度収入支出決算報告について御説明申し上げます。(5ページ)

まず、収入の部①財産収入では予算額10万円に対し収入済額9万3,728円で、6,272円の収入減となっております。これにつきましては、昨年4月13日の預金利息引き下げに伴うものでございます。

②寄附収入では、予算額230万円に対し260万円の収入済額、30万円の収入増となっております。この内訳は地場産業活路開拓事業費としてこの市よりの収入がございました。

③事業収入では、予算額29万円に対し収入済額が42万1,700円でありまして、この予算も13万1,700円の収入増となっております、これは本市特産の人造真珠、ガラス細工の売り上げ収入増によるものでございます。

④繰越金は、昭和55年事業年度における繰越金222万9,161円でございます。

以上、収入予算総額491万9,000円に対し収入総額534万4,589円となり、42万5,589円の収入増となっております。

次に7ページ、支出の部といたしまして、①事務費では予算額61万8,000円に対し支出済額42万2,922円となり、19万7,708円の不用額が生じました。

②事業費では、予算額417万1,000円に対し支出済額が330万7,860円となり、不用額86万3,140円が生じました。主な理由は昭和57事業年度の取り組みとなった商工業実態調査が不用となったものでございます。

次に③の予備費でございますが、予算額13万円は以上の内容から支出を要しなかったものでございます。

以上、収入総額534万4,589円、支出総額372万8,152円、差し引き161万6,437円を昭和57事業年度に繰り越いたしました。

続いて10ページの当振興会財産目録は当初、市よりの基本財産を住友銀行和泉支店に定期預金として100万円、ほか放送設備一式、紅白幕、テント、カメラ器具一式でございます。

以上で報告第3号の御説明を終わります。

続きまして、報告第4号について御説明申し上げます。

昭和57事業年度事業計画作成に際しましては、当振興会設立の趣旨から事業内容によく留意



するとともに、最近の厳しい地域経済状況と市行財政の諸事情等も十分勘案いたしまして、当財団法人の当初予算は骨格予算にとどめ、事業の具体化、進展に向かってその裏づけを今後の補正予算でお願いいたすよう考えております。

事業内容につきましては2ページに記載させていただいておりますように商工業振興に関する事業、特産品の普及、宣伝に関する事業観光に関する事業、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を重要な柱としております。

次に、この事業計画を推進するための収支予算について御説明申し上げます。

まず、3ページ収入の部では、基本財産収入として定期預金いたしております市の出資金100万円の預金利子及び運用資金の普通預金利子で計8万7,000円を計上いたしました。

次に寄附収入では観光事業に対する市からの補助金50万円、情報提供事業負担金、商業地域通行量及び消費購買客動向調査委託料、地場産業活路開拓事業負担金計210万円の合計260万円を計上いたしました。

次に事業収入といたしまして、さくらまつり負担金、特産品売払収入として43万円計上し、収入総額311万7,000円を計上いたしましたものでございます。

続いて4ページ、支出の部では、事務費として8万円。

事業費としては、観光事業等諸経費として62万8,000円を見込み計上いたしました。地場産業振興事業では特産品普及宣伝費として地場産業まつり及び大阪の伝統産業市負担金130万円を計上いたしました。

5ページの受託事業では、府、市より委託を受け、商工会とともに編集いたします商工会ニュース等情報提供事業負担金、なお商業地域通行量及び消費購買客動向調査費として110万円計上いたしました。

なお、予備費として9,000円を計上し、支出総額311万7,000円を予定し、昭和57事業年度収支予算を定めようとするものでございます。

最後に、これらの予算の流用することができる範囲といたしまして、事務費、事業費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項で流用できるよう御承認を賜らうとするものでございます。

以上で報告第4号の御説明を終わります。

以上、報告第3号及び第4号について何とぞよろしく御審議くださいます、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本報告について質疑、御意見を承ります。
- 19番（大谷昌幸君） ちょっと意見を申し上げます。

例年、榎尾山でやっている桜まつりですが、事の是非は何ら申し上げませんが、ややマンネリ化していると思うんです。労力を費やす割に人が少ない。現在、黒鳥山公園は泉北地区でも有数の桜の木の多いところになっているはずなんです。特に高石などの小学校では、遠足にかなり来るように聞いております。黒鳥山公園の桜の時期を何とか有効に使っていただきたい。一番便利のいいところですから、和泉市の微々たるものかわかりませんが、何か観光事業に仕立ていただき、桜祭りをやっていただいたらどうかと思いますので、意見として申し上げておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第 3 号及び第 4 号を終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 日程第 3 1 「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

昭和 57 年 6 月 15 日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

氏 名	生 年 月 日	住 所	職 業

諮問第1号参考資料

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2. 略

3. 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。（以下略）

諮問第1号参考資料

人権擁護委員候補者として推薦する者の経歴等

氏名	よね 米	だ 田	やす 安	お 雄	さか 坂	がみ 上	や 八	こ 重	こ 子	い 井	さか 坂	み 巳	よし 義	かみ 倉	くら 亥	お 佐	お 男	
住所	和泉市和田町209番地		和泉市伯太町5丁目28番22号		和泉市伏屋町451番地の1		和泉市平野町13番地		和泉市平野町13番地		和泉市平野町13番地		和泉市平野町13番地		和泉市平野町13番地		和泉市平野町13番地	
生年月日	明治44年3月27日		大正8年5月19日		大正6年10月2日		大正12年3月25日		大正12年3月25日		大正12年3月25日		大正12年3月25日		大正12年3月25日		大正12年3月25日	
職業	株式会社代表取締役		自営業		株式会社代表取締役		農業		農業		農業		農業		農業		農業	
主な経歴	昭和21年 京北郡南池田村農地委員に就任	昭和26年 京北郡南池田村村会議員に就任	昭和34年 和田町町会長に就任	昭和35年 町会連合会南池田校区会長に就任	昭和48年 人権擁護委員に就任	昭和53年 選挙管理委員会委員に就任	現在に至る	昭和18年 大阪府衛生課勤務	昭和22年 助産所開業	昭和44年 和泉市予防衛生業務推進委員 人権擁護委員に就任	現在に至る	昭和39年 和泉府中駅前商店街防災街区造成組合第8ブロック理事長に就任	昭和39年 北池田小学校PTA会長	昭和41年 石尾中学校PTA会長	昭和49年 和泉大阪ライオンズクラブ会長 商工会理事に就任	昭和52年 町内会副会長に就任	昭和54年 人権擁護委員に就任	現在に至る

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、4人のお方を人権擁護委員として御推薦申し上げ、御同意を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。米田安雄氏、坂上八重子氏、井坂巳義氏は、来たる8月1日の任期満了に伴ない再任をお願いいたしたく思いますもので、米田安雄氏は3期9年間、坂上八重子氏は4期12年間、井坂巳義氏は1期3年間、人権擁護委員として豊かな経験と高い識見とをもって基本的人権の擁護について、各般にわたって御活躍を賜っておりますもので、この3人のお方について再度、委員候補者として御推薦いたしたく存じます。

米田安雄氏は、明治44年3月27日生まれ、和田町209番地に生まれ、繊維製造業の会社役員をされております。

坂上八重子氏は、大正8年5月19日生まれ、伯太町5丁目28番22号にお住まいになられ、自営業を営んでおられます。

井坂巳義は、大正6年10月2日生まれ、伏屋町451番地の1に住まれ、繊維工業関係の会社役員をされております。

これまでの長い間、人権擁護委員として大変御活躍をいただきまいりました小路山丑松氏は、今期の任期満了に際しまして、病気のため委員を辞任されますもので、その後任として、神倉玄佐男氏を委員候補者に御推薦いたしたく存じます。神倉玄佐男氏は大正12年3月25日生まれ、岡町13番地に生まれ、昭和57年3月、南横山校長を最後に退職され、現在、農業を営んでおられます。氏は、教育者として市内各小学校の教頭、校長を歴任、また、地域の町内会長をお務めになるなど、氏に寄せられる人望は厚く、人格、識見豊かで公平、円満な方でございますので、人権擁護委員候補者として適任と存じますので、御推薦申し上げる次第でございます。

何とぞ満場一致で米田安雄氏、坂上八重子氏、井坂巳義氏、神倉玄佐男氏を委員候補者として推薦することについて御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○ 秘書広報課長（石本博信君） 失礼いたします。お手元の参考資料中の経歴の中で、「大阪第1師範学校」の「第1」は「第一」の誤りでございますので、訂正いたしたくお願い申し上げます。お詫び申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。本件を推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、諮問第1号を原案どおり推薦することに決しました。

- 議長（藤原要馬君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は全部終結いたしましたので、これをもちまして閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日をもって昭和57年第2回定例会を閉会いたします。

- 議長（藤原要馬君） この際、市長のあいさつをお願いします。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る15日、本年第2回の定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい折にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

本議会を通じ、議員皆様方より御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存でございます。議員皆様方におかれましても、今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、暑さも日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましても、十分御自愛くださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。どうも本当に長時間ありがとうございました。

（議長あいさつ）

- 議長（藤原要馬君） 私より、一言、御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議員皆様には大変お忙しい中、御熱心に、しかも慎重御審議を賜りまして、当初の日程より早く終了できましたことを議長として心から厚く御礼申し上げます。

なお、理事者におかれては、毎度のことながら、本定例会を通じて種々指摘なり要望等の諸事項を真剣に受けとめ、日常業務に精励、努力されることをお願い申し上げます。

最後に気候不順の折から、皆様方には健康に一層の御留意を願ひ市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御礼の言葉にかえさせていただきます。

本当に長時間ありがとうございました。

（午後3時10分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

